

## 会 議 録

|             |     |                                                                                                                                                                   |      |    |
|-------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 会議の名称       |     | 令和6年度（2024年度）第5回つくば市子ども・子育て会議                                                                                                                                     |      |    |
| 開催日時        |     | 令和7年2月20日（木） 開会13時30分 閉会17時30分                                                                                                                                    |      |    |
| 開催場所        |     | つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室1                                                                                                                                             |      |    |
| 事務局（担当課）    |     | こども部事務局（こども政策課）                                                                                                                                                   |      |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義（会長）、深井 太洋、小村 政文、阿部 未保子、千代原 義文、古谷野 好栄、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、橋本 幸雄、園田 浩美、青山 夏樹、岡山 拓史、落合 美智子、間野 聡子、柳下 浩一朗、森田 修司                                                   |      |    |
|             | その他 | 5－6（仮称）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者（株式会社名豊）                                                                                                                     |      |    |
|             | 事務局 | （こども部）安曾部長、吉沼次長、大橋統括監<br>（こども政策課）木村課長、小野課長補佐、飯塚係長<br>（こども未来センター）中澤課長<br>（幼児保育課）岩田課長、菊池課長補佐<br>（こども育成課）小林課長補佐<br>（学 務 課）笹本課長                                       |      |    |
| 公開・非公開の別    |     | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開                                                                 | 傍聴者数 | 0人 |
| 非公開の場合はその理由 |     | つくば市情報公開条例第5条 第1号、第3号に該当する情報を扱うため                                                                                                                                 |      |    |
| 議題          |     | <p style="text-align: center;">協 議 事 項</p> <p>（1） 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）</p> <p style="text-align: center;">報 告 事 項</p> <p>（1） 令和8年4月 特定教育・保育施設の創設について</p> |      |    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |                                                                                   |       |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   | (2) 令和7年度の教育・保育施設の利用定員変更等について<br><br>(3) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）のパブリックコメント実施結果について |       |       |
| 会議録署名人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |                                                                                   | 確定年月日 | 年 月 日 |
| 会議次第                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1 | 開 会                                                                               |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2 | あいさつ                                                                              |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3 | 協議事項                                                                              |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4 | 報告事項                                                                              |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5 | そ の 他                                                                             |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6 | 閉 会                                                                               |       |       |
| <p><b>土井会長：</b>では当会議条例第6条第2項の規定に従いまして議事進行役を務めさせていただきます。案件に入る前に委員の皆様方にお伝えをいたします。会議での発言に際しましては手を挙げていただいて、私の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから、お名前を述べて、可能な限り明瞭にご発言くださいますようお願いいたします。また、円滑に会議を進行するためご意見につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるよう、ご協力をお願いいたします。本日の会議終了予定時刻は17時になっております。今日は延びることはないと思いますが、活発な議論があるにこしたことはないのでもよろしくをお願いいたします。また、当会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の財産状況、あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異</p> |   |                                                                                   |       |       |

議のある方いらっしゃいますでしょうか。

委員一同：（異議なし。）

土井会長：では、傍聴を認めることといたしますが、本日はいらっしゃらないようなので、また、もしいらっしゃいましたら、傍聴を認めることにしたいと思います。では、本日の協議事項に入りたいと思います。まず協議事項の1です。小規模保育事業者認可に関する意見の聴取についてです。こちらは、つくば市長から当会議宛に諮問書が提出されておりますので、申し添えます。では協議事項1小規模保育事業者認可に関する意見の聴取につきまして、まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局（幼児保育課）：資料に基づいて説明。

土井会長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、このことにつきましてご審議をお願いしたいと思います。また、つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、当該事業者が来ておりますので、内容について説明を求めることができますがいかがいたしますか。

委員一同：はい。

土井会長：では、これから事業者から説明をいただいた上で審議を進めていきたいと思います。

（名豊、傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

土井会長：では審議を再開いたします。審議にあたりお願いがございます。審議中は、事業者個人に関わる事柄、名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は控えていただきますようお願いいたします。では改めまして今後どういう意見をつけて市長に上げるかですけれども、まず最初に、橋本委員と千代原委員から、地区の旨があったのですが、つくば市では、この地区について

どうお考えなのか少しご意見を伺ってからの方がいいと思うので、ご見解を伺えればと思いますがいかがでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課の岩田です。地区において、まず小規模保育事業者を協議にかける前なのですけれども、先ほどの方も1年以上かけて場所等の相談を受けているところです。その中で適当に場所を選んでいるというよりは、子育てニーズ等を把握しながら、この場所だったならば大丈夫かなという幾つかの候補地を持ってこられたりするのですけれども、その中からニーズが見込めそうなところとして、これならば必要だろうというような判断の上で、こちらに協議をかけさせていただいているところです。細かなエリアというもので、県で認可している認可保育所等になってきますと県の認可にはなるのですけれども、市の方で公募等をかけて、エリアを見極めながらやっているのですけれども、小規模保育事業では公募等は行わず、相談という形で話を進めているところです。その中で人数も19人という小規模な事業所なのですけれども、必要なエリアというのは見極めながらやらせていただいているところです。

**土井会長**：先ほど橋本委員と千代原委員のお話だと、ニーズはないのではないかと。端的に言えばなのですが、つくば市では、ニーズはあると考えているということでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：はい、そうです。現状このエリアにおいて来年度の10月開所の小規模保育事業者というのは、まだニーズがあると考えているところです。これからもしかしたら報告の中であるものになるのですけれども、子ども・子育て支援プランの中で皆様にも見ていただいたところで、就学前児童数の推移というものがあるかと思うのですけれども、就学前児童数の推移というところでは我々の計画でも、第3期支援プランでは減少傾向になっていくと見込んでいるところです。そういったところと保育ニーズ。こちらの就学前児童数は約1万5,000人いるのですけれども、そこから下がっていくかなと見込ん

でいる中で、保育ニーズというところもやはり見ていかなければいけない。保育ニーズというところでは減少していく就学前児童数に対しても、ニーズはやはり高く、維持されるというふうに我々は考えておりまして、実際にこの4月に入られる、児童の第1次のニーズに関しては昨年より伸びている、就学前児童数はそうでもないのにニーズは伸びているという状況もございます。そういったものの両面を見ながら、さらにエリアでニーズが必要かどうかという、複合的なところや、要因を考えながら、ここならばニーズがあるだろうというような判断をしているところです。

**土井会長：**今、事務局から説明いただきましたが、まずご発言いただいた橋本委員と千代原委員はこの点についていかがでしょうか。では橋本委員からお願いします。

**橋本委員：**橋本です。ありがとうございます。エリアとしては私たちはそれほどニーズがあるという実感がないのが実情で、もしそこで数字がわかるのであれば、小規模保育ですぐ近くにアストロ保育園という、小規模保育施設があります。さくらの森です。それから、流星台には流星（ホシ）の丘保育園という小規模保育施設もあり、いわゆる3号から使える保育所もあり、東岡保育園という保育園も新しく開園されております。それから私のところは少し離れますけれども、どんぐりという小規模を持っております。それから、東岡保育園に近いところでは花の架け橋つなぐ保育園、2年前にできたと思います。エリアの中ではつくばトッポンチーノ保育園があり、流星台エンジェル保育園、また、先ほどから出ております、さくら学園保育園という大きな保育施設があります。あと、幼稚園としては桜幼稚園がありますけれども、0、1、2歳児は、扱っていないから対象にはならないと思うのですけれども、いずれにしても、それぞれの小規模保育所、あるいは保育所の現在のいわゆる充足度がどのくらいになっているのか。これがわかればやはり足りないんだということが明確でありますけれども、私たちはそろそろお腹いっぱいになっていて、これ以上作られ

たら、もう今度はとてもやっていけない。とにかく経営は厳しいものですから、いわゆる充足率が85%以下になってしまったら、園の経営は成り立たないというのが現状です。ですから現状では、あそこでやりたいという気持ちはよくわかるけれども、それよりは竹園地区や東地区とか、これからまだまだマンションができるような地区で開設された方がよろしいのではないのか。どうも聞いているとどこでやっても構わないというような、つくば市内だったらどこでもいい感じもするので、あえてあの地区へ持ってくる必要はないのではないかと思います。ここで求めることは、小規模保育所、保育所、それぞれの充足度、そして、就学前の子どもたち云々の話もありましたけれども、令和8年から誰でも登園制度というのですか。それが義務化されてくるような制度が待っています。それとの兼ね合いをどのようにしていくのかということも、聞かせていただきたいなと思っております。

**土井会長：**まずその点からもう一度事務局からご発言はありますか。

**事務局（幼児保育課）：**直近のデータというところではいきますと、いくつか漏れてしまう園もあるかもしれないのですが、私が見た中でご説明させていただきます。そもそもの利用定員というものがこの後の報告でもご報告させていただきますが、認可定員と違う利用定員というその施設さんの定員、給付費というものに関わるものの定員がございます。それに対して、例えばさくら学園保育園は先ほど大規模であるという話で、千代原委員からもありましたけれども、そこは380人という定員を設定していますが、378人が今入られているという状況です。つくばトッポンチーノ保育園は60人に対して68人という弾力運用をしていただいて、110%を超えるような利用者数があるところです。あとは花の架け橋つなぐ保育園は110人に対して116人、アストロ保育園さくらの森は19人に対して18人、宇宙の杜保育園が19人に対して22人、東岡保育園が90人に対して88人という状況で、エリアとしては、結構高い数字となっておりますが、つくば市全体として見ると、利用定員に対して、利用者数が

約 96%になっております。このことについて、公立保育所が北部地域に多くございまして、ここから北部地域の公立保育所を除くと、民間保育園はエリアによって 100%を超える数字というところで、まだまだ保育ニーズが高いところといったところからも、我々は数字からも見えていると考えております。

**土井会長：**ありがとうございます。では、その点について橋本委員いかがですか。

**橋本委員：**あくまでもそれは、全体的な数値から見ていくと、確かに、まだまだ保育ニーズはある。それはよく理解できるのですけれども、それを細部にわたって見ていったときには、やはりもうお腹いっぱいだという場所が出てきているということはもう間違いないし、それから、この後の話に出てくると思うのですけれども定員に関する案件があると思いますけれども、子どもが減少しているので、定員を減らすとか、あるいは先生方が足りないので、定員を減らすなどという部分も出てきているし、もう少し細部にわたって、本当にその地域で今必要なのか、それとも将来において必要なのか。それを今作る必要があるのかそういう見方も必要なのではないのかなと思います。もうこの地域は、いっぱいいっぱいだと思います。これ以上作られたら、それぞれの園に色々な支障が出てくると思います。現在では少し難しいと思います。作るなどとは言わないけれども作るのであれば、もう少しニーズの高いところへ作ってもらった方が、市としてもありがたいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

**土井会長：**今の点については橋本委員とつくば市では見解が違っているので、つくば市としてはデータに基づく以上、やはりここにはニーズがあるというご判断ですし、橋本委員は実感としてはニーズがもうないというご判断なので、ここは私たちとしては、どう考えるかということですが、千代原委員はいかがでしょう。

**千代原委員：**今の橋本委員の意見で、そのデータということで、私が見ているのは皆さんにご案内したこちらです。つくば市が既に発表しているものです。

2020年3月の推計で出ているこの図を見て、ご質問をさせていただきました。今、橋本委員が言った東と、竹園と並木と手代木と春日と学園の森が、20代から40代前半の世代の人たちが激増しているということで、市としてもそういったところにニーズがいっぱいあるのではないかとこのところ、私もそのニーズが、求めるところに立ててもらえれば、利用する保護者の方たちから近いところはいいと思うので、私は橋本委員の見解に賛成です。桜中学校の校区を見ると、人口増加が100%以下がほとんどで、そんなにニーズがないのではないかなという考えがあります。ですので、先ほども申しました通り、ニーズがあるところに立てていただければと思います。それが1点です。私の個人の意見として、今、橋本委員が85%を下まわると、というところで、おそらくそれは労働分配率のところをご指摘されたのだろうと思います。結局どのような企業でもそうですし、どのような母体でも、やはり人件費がかかるということです。人件費にかかるウエイトが、大企業であれば大体40%か50%で、それ以外の中小企業が70%ということを見ると85%というのは多分、トントンか少し利益が出るぐらいなのかなという考えかだと思います。85%を切るともう何もままならないというのはおそらく現実であり、赤字運営になってしまうと思います。赤字運営で、ずっとやっていると、働いている人たちもやはりモチベーションが下がってしまいますし、経営者としても、経営が成り立たなくなってしまうので、閉園しますということになりかねないので、やはりそういった入るところを設置することはいいと思うのですけれども、もう少しそういったところを考えてもらった方が、つまり現場の意見に耳を傾けて寄り添って考えていただく方がいいのかなと私は思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。今の後半のお話も結局はニーズの問題なので、どちらの委員のお話もこれからの人口増加率等を見た場合には、よりニーズが見込める地域があるので、そちらで開園してもらった方がいいのではないかとこのご意見だと承りましたが、事務局としては、これまでもいくつか場所



を紹介してきたとおっしゃっておられましたので、この点について、いくつかご発言することはありますでしょうか。この地域も紹介してきたけれども、ここを選ばれたのだとか、いや、やはりこの地域のニーズも今後他の地域に限らず、伸びていくというご見解をお持ちなのか、その辺りの事務局でのご意見を伺いたいと思います。他の地域でもっとニーズがありそうな地域があるにもかかわらず、なぜここなのかというのが委員からの質問だと思います。これは経緯をお聞かせいただければと思います。先ほどのお話だと、幾つか、つくば市内でニーズがありそうな場所をご紹介する中で、事業者の方がここを選ばれたというお話だと私は理解しましたが。

**事務局（幼児保育課）：**今回の事業者に限らずという話で少し広い範囲にさせていただくとすれば前回か前々回、協議にかけさせていただいたところでみどりのにできましたスクルドエンジェル保育園もニーズが高いというところで協議をかけさせていただいて、ご意見をいただきながら、今は開園に向けて準備をしているところです。協議の順番というのは、その事業者さんからバラバラのタイミングで来ます。そういった中で色々な提案をいただく土地、建物等がある中で、そのエリアで今後も子育てニーズ、保育ニーズが高いというところで、ここでならば開園できるのではないかと判断をしているところです。今回の株式会社に関しましても、最初に幾つか違うエリアなどもご提案いただく中で、持ってきていただいたものの1つというのが、今回のテクノパーク桜の場所になっております。実際に近隣の保育施設を見ても、先ほどのような、ほぼ利用定員に対していっぱいのような状況であるとともに、4月の入所というところで1回では決め切らないような保護者の方も実際にあのエリアではいらっしゃるというところです。そして、場所柄、まだまだ家が建っていくという、人口増加というところでも千代原委員からもありましたけれども、まだ伸びしろがあるような場所であるというところから、保育ニーズは見込めると至ったというところでございます。今後もそういったエリアがまだまだあるかどうかという

と、もちろん、つくば市内、一番に言えばつくば駅近辺に関してはまだまだ保育ニーズは高くなっていくかと考えておりますし、もし、そのようなご相談が小規模保育事業者からあれば、この子ども子育て会議の場に、協議事項としてあげさせていただきたいと思っておりますが、今回の案件に関しましてはこのタイミングでまだ保育ニーズがあるだろうというところで協議にかけた次第でございます。

**土井会長：**ありがとうございます。確認ですが、千代原委員は他にももっとこれからニーズが大きそうな場所があるというお話でしたが、そういうところは今回事業者の方からの提案場所の中に入っていなかったということですね。だから業者からいくつか提案してきた中ではここが一番ニーズがあったという理解でよろしいですか。

**事務局（幼児保育課）：**おっしゃる通りです。

**土井会長：**わかりました。他の委員の方はいかがでしょうか。この点につきまして、ご意見をお願いします。

**柳下委員：**柳下です。色々な意見があると思うのですよね。中心部は人も違うでしょうし、もちろん家賃も違うでしょうし、雇うことに関しても、そちらだったら人が集まるなど色々な条件があると思うのですけれども、今回の事業者は、この地区を選びました。その地区が、実際に今後人が集まる可能性があると思し、事業者の、とてもよかったのが、やはり地域に貢献したいというところなんです。これはやはり地域を選ぶと思うのですよね。どこで私はこの地区の方と一緒にやっていこうか。そこはとてもいいなと思ったので、もしこのことが支障がないのだったら私はぜひ地域に貢献できる施設を建てていただいて、今言ったように他の施設もあるということで、これはやはり他の施設とよく話し合うということだと思っております。プラスになるように、結局そのことが、質の良いものに行くのではないかと思います。ある面では競争というものもなかったら、やはり一番怖いのですよね。そう思うので、ぜひこの地区で頑張っ

いただきたいという感じがとてもしました。

**土井会長**：ありがとうございます。他の委員の方、ご意見はありますか。

**森田委員**：森田です。私も話を聞いていて思ったのは、やはりニーズが高い場所がもっとあるでしょうということについては確かにそうなのかなと思ったのですが、市の方の話を聞いていて、僕でもやはりニーズがあると言っても、家賃が高いところに行って採算が取れないことはしたくないだろうし、事業を立ち上げようと思ったら、選ぶ場所というのが、そうであったということで、結果として、市側からの判断としてそこにニーズがあると判断できたわけなのかと思いますので、難しいところですがニーズがないところは市は認めないでニーズがあったとしても多分事業者ができないというバランスの中ではこれが出てきた案としては、妥当なのかなと感じたので、それはそれでいいのかなと思いました。

**土井会長**：他の委員の方はいかがでしょう。ご意見はありますか。

**古谷野委員**：私も保育園側なので、なるべくもうこれ以上はという会員の皆様もいますし、地域によってはもうお腹いっぱいだと、橋本委員が言うようにあるのです。ただ、先ほどいろいろなご意見があって、建てたいという理由であったり、行政の方がここは必要だと言っている場合は、地域の人たちもやはり求めている場所なので、これは致し方ないのかなと思います。ただ、やはり連携施設がとても大事でして、実は小規模保育はおいしいところだけを取って、3号の一番大変なところを、個別の話なのですが、結局はやりっ放し保育のような、少し言い方は汚いですが、まずその3号はとても大事で、そこをやはりやらないで、単価が高いで運営も相応にいける小規模保育というのは、いろいろあるのですが、連携施設が、何キロか先に結構あって、すぐ行ける場所ではないので、近くのさくら学園保育園と本当は連携をして、うまく引き継ぐというところは、意見に載せてもいいのではないかなと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。

**橋本委員：**橋本です。色々と、もっともなことを言われておりますけれども、我々経営者側とすれば、これは本当に深刻な問題なのです。話し合っただけで切磋琢磨してというのは、もちろんそれはとっても大事なことでありますけれども、時間だけが流れていって、いよいよ経営も成り立たないというようなことがあってしまったら、それは本当に、気の毒だし、かわいそうです。私のところでも、自分のところを言っただけではいけないのですけれども、もう幼児教育というのは80年やっているのです。あの辺には古い、もう何年も何十年もやっているところもあります。そういったところの園が立ち行かなくなってしまうということはやはり看過できないのではないかという感じがします。それよりはまだ近隣には行ける場所があるので、すれすれのところで、もう少し様子を見ておいて、そして、これはもう建てなくては駄目だというようなことがあれば、それは納得できると思いますけれども、でももし、このところが、平均して充足度が80%85%ぐらいになってきた場合に、そのときに、私たちは普通の一般企業と違って、自由競争なんてやってられないです。その時の補填はどうしてくれるのか。というような、そういった経営的な問題も出てきます。ですから、できるだけそうならないように、きちんと体制を徐々に作りながらと考えていきたいと思っています。ただ先ほども言いましたが、令和8年から、0、1、2歳児の誰でも登園制度というものができ上がってくるけれども、その誰でもというのは0、1、2歳児のところになります。そういった兼ね合いを市の方ではどのように捉えていくのか。保育所だけでは間に合わない。いや、やはり小規模もないと0、1、2歳児や登園させることは無理だと、何か色々な見解があるのではないかと思います。その辺も含めて聞かせてもらいたいと思います。

**土井会長：**他の委員の方ご意見ありますか。

**鈴木委員：**鈴木です。先ほど古谷野委員や橋本委員がおっしゃっていたと思う

のですけれども、小規模保育園、認定保育園を考えたときに、つくば市としては、どのぐらいの園数が理想と考えているのかということがあれば教えていただきたいと思いました。

**土井会長：**それぞれの地区でということですか。今お答えいただけることはありますか。

**事務局（幼児保育課）：**全体の園数としましては、今非常に変換期には来始めていると思っております。先ほどもお伝えしました通り、第3期子ども・子育て支援プランでは、就学前児童数が減ってくると見込んでいるというところです。ただ、保育ニーズはまだ高いままであるというところで、これからの必要施設数というところは、今後本当に今までのような民間保育園を3つ、4つ建てましょう、小規模を4つ誘致しましょうなどではなく、年度内に必要な施設が1施設あるかのような話になってきていると思います。小規模保育事業所の相談は、現在は停止しているという状態です。これから協議をかけるような話は今のところ進んでいない状況になっていますし、今後のまた4月1日の人口の関係を見ながら、4月の入所の状況を見ながら、また夏以降に認可保育所を公募するのか、小規模保育事業所をこれからも開設するのか、またそのあたりの支援プランとの兼ね合いなども見ながら、待機児童が発生しないように調整をかける、建てるか建てないかというような状況にはなっていると思います。ただ、やはりニーズが高いとなれば、また必要数、施設数は発生すると思いますので、そういったところは、小規模事業者がまた相談が来て必要と判断すればこの場で協議をかけさせていただきますが、現状進んでいるような話は今はないような状況でございます。

**土井会長：**ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。

**橋本委員：**橋本です。そういった行政側の考え方というのは非常にありがたいと思いますが、先ほどからこの小規模保育施設は、環境的に、あるいは安全の面から見ても、必ずベストな場所ではないと思います。前に同じようなケース

がありました。●●●●●●●●●●●●●●●●は小規模施設と駐車場が接していて、非常に危ないので、入口にはフェンスみたいなものを設けて、直接子どもたちが、駐車場の方へ飛び出さないようにした方がいいということで話を進めたと思います。場所によってはあそこの●●●●●●●●●●●●●●●●も交通量が多いですけども、こちらはもっと多いところですよ。それで筑波大に近いところでありますから、交通のマナーというのが非常にいいところではありません。ですから、危険といえば危険です。それから、通りとしては石岡方面から八郷を通して、新治から筑波学園の方へ抜けてくる道にもなっています。ですから、そこに面しているところでありますから、やはり何らかのことはしなくてはいけないのだと思います。しかし、それよりはもっと安全な場所を見つけることがいいと思います。何もあそこの桜テクノパークのところではなくても、身近に必要とするところ。そういったところで、変更してもいいのではないかなと思います。彼らはおそらく、つくば市で小規模保育をやりたいというところでありますから。桜テクノパークのあそこに限ったことではなくてもいいのではないかなと思います。家賃のことなど色々あると思いますけれども、環境のいいところを探せばあると思いますので、私はそのように進めていただきたいと思います。

**土井会長：**今の点は先ほど森田委員がくださった点に関わってくると思うので、何かご意見があれば、いかがですか。

**森田委員：**橋本委員がおっしゃっているところはどうしても利害関係者からの発言に聞こえてしまうのか、僕はあまりフラットに見えないところもあるので、そこは少し気になっていて、どう判断していいかわからないというのは正直考えているところです。

**土井会長：**当然事業者側では利益相反のところがありますが、この会は、事業者の利益団体ではないので、つくば市の子ども・子育て会議ですから、私たちはその観点から、どういう意見をつけるかとお考えいただければと思います。

一応確認をしておきますが、私たちにはこれを認可するか、しないかという権限はもちろんありません。認可するか、しないかの判断は市長がされるわけです。そのとき市長が判断されるとき参考意見、私たちの意見を上げるということになります。そのため、その意見で、それをどう市長が判断されるかは市長次第ということにはなりますが、それは再確認しておきたいと思います。さて、今、結構意見が割れているように私からは見えていますので、おそらく、意見をつけるにしても、いくつかバリエーションは考えられるかと思います。まず1つは、一番極端な例から言えば、もっとニーズが見込める場所の再検討も含めてご検討いただきたいということがあるかもしれません。あるいは先ほど出たように、そこまで触れずに、連携施設、あるいは地域の施設と話し合いをしっかりとってください。という地区との話し合いをしっかりとというような意見のつけ方もあるかもしれません。あるいはもちろん全く何もこの点について触れないと意見もあるかもしれませんが、さあ、どうでしょうか、この会としてどういう意見をつけるかですが、委員の方いかがでしょうか。

**落合委員：**落合です。何かご説明いただいたお話を聞いていると、これから小規模を開設したいという方が、地域のことをあまりよくわかっていないということ、少しそういった印象を受けました。それから、やはりそれまでそういった事業に関わっていないので、そのあたりが弱いというのは印象として、橋本委員や色々な方にお話伺いながら思ったのですが、しかしそのこととその地域に参入して、こちらで、展開したいというのは別の観点で見ると認めないというのも、どうなのかなということもありまして、私は今土井先生がお話くださった中の2つのご提案だったと思うのですが、地域との連携をよく検討してご自分たちできちんとその地域と連携しながら、共倒れにならないように、小規模の後、保育園で受けとめてもらえるようなことを、対応できるのであったら、そういった少し条件付きであればいいのかなと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょう。

**森田委員**：私も全く詳しくない中で、古谷野委員が言われた地域連携、施設の連携ということは大事なのかなと聞いていて感じたのでその部分は、意見に加えてらいいのかなと思いました。

**土井会長**：連携施設との話し合いとともに、それからまず既存の競合するかもしれない施設との話し合いの2つがあると思います。

**間野委員**：1 保護者として思うのは、やはり自分が預けやすいところに預けたいし、仕事をしている人であればなおさら、自分の動線上で預けて来られて、自分が安心して仕事に行けてというところで、皆さんやはり考えると思うのです。だからそういった意味で、そのニーズがあるかないかというお話も、実際に子育てをしている人たちがどの辺りにこれから転入してきそうとか、今とても転入してきているとか、その辺りの情報であったり、実際のそのニーズがどこにあるのかということ、どこまで把握してそれを市全体としてどういうふうに計画していくのかというところなのかなということはとても感じています。ただ、経営などと言われてしまうと全然わからないのですが、開設していただいて、そこが立ち行かなくなってしまうと保育士が離れてしまって、いきなり預けられませんかなどになってしまうという話も時々出てきます。いきなり預けられませんか、そこがなくなってしまうとしないようにということとはとても大事な考え方かと思うので、ここでどうこうというよりは、市の方に考えてもらう必要があるところであると思います。実は今回のこの第3期のプランの方で、そういった意見をパブリックコメントに持っていったか、色々関係してきている話なのかということも思いながら聞いていました。そのため、今回のこちらの小規模保育をどういうふうにしていくのかと言うのは、何か、どうすればいいのでしょうかという感じです。本当のニーズと実際に今、落合委員もおっしゃっていましたが、実際に開設したいという方が、この辺の地域の実情が、わかっているかというやはり水戸の方だったらなおさらわからないだろうなとも思うし、その辺りの情報のやりとりだったり、も



う少しこういう形なのですけれどということを知ってもらった上でどこを検討するかと、大分さかのぼっちゃうかもなんですけど、本当はそういったところもとても大事なのかなということを今お話聞きながら、思っていました。

**土井会長：**保護者からしてみれば、選択肢が多い方がいいので、事業者と、それからサービスを利用する場合、提供する場合では当然利益が相反するので両方意見があって当たり前だと思いますけども、どうでしょうか。

**古谷野委員：**保育協会の古谷野です。これをこのまま市長に上げてもいいのではないかなと思います。どっちかがどうのこうのというよりも、やはり反対の意見が強いというところも言っていて、連携施設の問題であったり、地域の話し合いということもそのまましっかりと挙げていただいて、あとは執行部の方と市長で、しっかりと話して申し伝えるということでもいいのではないかなと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。まとめずに両論併記ですね。千代原委員いかがでしょうか。

**千代原委員：**私の意見をお伝えすると、古谷野委員はそのままあげればいとおっしゃったのですけれど、今回の内容はこれで完結するわけではないし、今後同じような事態になりかねない内容であるので、引き続き検討して、都度対応すればいいのかなと思います。上げる必要性はないのかなと私は思いました。

**土井会長：**では、今回意見つけないということですか。何もつけないということですか。

**千代原委員：**ただ、私は先ほど意見を述べさせていただきましたけれど、嘱託医の歯医者ですね、なぜ下妻なのか。つくば市の嘱託歯科医に話を上げてみてくださいと私はお伝えしました。できれば、保護者の方は、利用するご父兄の方は、つくば市内でやはり完結したいはずなのですね。そのため、できるだけつくば市内の医者を利用するようにというのを、もし可能であればつけていただければと思いました。

**土井会長：**その点についてはこれから検討です。今は地区の問題をやっています。両論併記、あるいは地区のことは一切触れないというご意見も千代原委員からありましたが、他の委員の方はいかがですか。幼児保育専門なので、深井委員のお考えがあればお伺いしたいのですけれど、いかがですか。

**深井委員：**数字で見ると、ある程度の向こう二、三年に関しては、人が来るということはあるのかなと感じました。ただ、最初に土井会長がおっしゃったように、地域の方、地域の事業所との事前の相談というか、コミュニケーションもした方がいいというのはあると思っておりまして、聞いている感想で言うと、地域から浮いてしまうと少し怖いかなという気がしたので、その地域に参入して、その事業所だけを見るというのは少し怖いなと思ったので、そこも含めて、サポートいただきながら、うまく入れるようにするということが必要なのではないかなと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。橋本委員どうぞ。

**橋本委員：**橋本です。先ほど、古谷野委員がこのままいつでも、おそらくずっと平行線でいくのだろうという思いを言ってくれたのだと思いますけれども、いわゆる両論併記で市長に上げてもらえばいいのではないかなと思いました。やはりこういう意見が強くあるのだということも記載してもらい、それからやはり必要なものも必要かもしれないという、両論がありましたので。それを両論併記でもって、答申されたらいいのではないかなと思います。

**土井会長：**まず確認ですが、そういった形での答申はありえますか。会として1本にまとめる必要があるのか。あるいはこういう意見もあったからこういう意見もあったという形で上げることも可能かどうか。まずその点を確認させてください。

**事務局（こども政策課）：**こども政策課です。答申の形には特段のルールはないので可能です。

**土井会長：**わかりました。ということです。千代原委員からも一切触れないと

いうご意見もありましたけれども、他の委員の方からの意見を平たくまとめると、事業所に関わる委員の方からは地区の再検討を、というような意見もあったけれども、多くの委員からは地域の他の施設、あるいは連携施設とじっくり話し合いをしてしっかり話し合いをして、今後検討を進めていっていただきたいというような意見をつけるというところが落としどころかという気がします。が、いかがでしょうか。よろしいですか。

ではそういった形で、千代原委員よろしいですか。

**千代原委員：**はい。

**土井会長：**では、そういう形でこの点については答申を上げたいと思います。具体的な文言は私にご一任いただければと思います。また、幾つかご質問のあった点でこれを答申につけるかどうか何点か確認をお願いしたいと思います。まず、ご質問があった駐車場との距離のお話がありましたが、これはどうしますか。

**間野委員：**間野です。おそらく先ほどおっしゃっていた駐車場はここかなというのは今 Google で見ているのですけれど、歩道を移動するような形でその途中で、何か危ないところがあるかという感じではないので、大丈夫かと思います。ただ、同じように質問したところで入口の話なのですけれども、皆さんも少しこれをご覧いただけたら、とてもわかりやすいかと思うのですけれど、この出入口のところが、三角形の植込みのようになっていて、この植込みが両端にあってポーチがとても狭い階段を上がって、観音開きのとても重そうな扉を開けて入るようです。おそらく先ほどの見取り図を見ていただくとわかるのですけれど、開けて入ってすぐに階段になっていたりするのですね。それで、出入口の扉のところもかなり狭いところを扉の開け閉めをするような形になっているので、この大きい開口部の窓があるので、そちらから出入りをしてもらうことにはできないかということを個人的には思った次第で、手すりもあったり、緑の植込みがあったりで、出入口のところが非常に狭くなっていま

す。そのため、横の園児がいる予定になっているお部屋の真正面がよいと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。入口でここが入るまでのところなのですが、この出入口の安全については、園田委員からご質問がありましたが、どうでしょうか。何か意見つけましょうか。出入口を再検討するなど、安全面についての配慮について、園田委員お願いします。

**園田委員：**つけていただいた方がいいかなと思いました。先ほど質問したときに、道路に近いということもありましたけれども、回答の中で、あまり具体的なことがなかったけれど、手をつないで渡すということだけしかなかったので、安心安全面の工夫、それから、本当は不審者対応等そういうものも私はイメージはしていたのですけれども、そういった意味でも、より配慮をしていただけるようにと思いました。

**土井会長：**今こちらでも見ていただいているようですが、出入りがかなりきつい感じですか。構造上少ししかないということですね。あとは間野委員がおっしゃるように、大きな窓から出入りをしてもらおうということですか。この点については何か事務局の方では、何か検討されたことがありますか。出入口の点については、特にご検討はないですか。

**事務局（幼児保育課）：**抜け出しというところを考えたときに我々としては逆に抜け出しづらい、中から外に飛び出しづらいというところに重きを置きました。出入りというところ、登降園というところで保護者さんと一緒ですので、そこは安心しながらできるかなというところですね。逆に言えば、保育所から抜け出すというところに重きを置くとすれば簡単に開いてしまうということではないので、そういったところでは、中からすると、安心なポイントでもあるのかなと判断しています。

**土井会長：**ありがとうございます。ご意見のようですが、どうでしょうか。間野委員お願いします。

**間野委員：**確かに飛び出るとかそういうことには繋がらないです。二重扉ではないですけど、さっきも少し言ったのですけれど、保護者はおそらく色々なお荷物を持ったりとか場合によっては兄弟もいたりという状況で、ここの狭いところの階段を上がってこの扉を開いてというのは、自分がやろうとしたら非常にしんどいなというのは正直思ってしまいました。そのため、商業施設なので、やはり本当であればこっちの開口部が、本来のその店舗への入口のような設計としては考えで、後ろ側の階段室みたいなところはどちらかというと従業員さんが出入りするような、そんなイメージの建物なのかというのは見ていて感じました。そのため、保護者が出入りするのであれば何かもう少し入りやすい方が嬉しいと思ったのですけれども、そうすると確かにその安全面とはまた別の意味で気をつけなくてはいけないところにはなるのかなとは思いますが。でも少しこの階段室の狭さと、この出入口の狭さであったり、この段差であったり、というのはとても気になりました。

**土井会長：**ここも保護者とそれから市は安全優先でしょうから、またせめぎ合いというか意見、ルールなどが違うのだと思います。送迎時の利便性をもう少し考えてもらいたいというような意見の付け方はあるかもしれませんが、かなり狭そうなのですね。これは構造的な問題だから難しいですね。そういった意見を持ったということは、それはそれでいいと思いますが、それで構造上対応できるかどうかは事業者の問題なので、私たちとしてはそういう感想を持ちました。という意見はいいと思いますがいかがですか。つけますか。他の方はいかがですか。私では決められないので、皆さん決めてください。もう何もつけないか、あるいは何か、利便性についてをつけるかです。

**森田委員：**今の間野委員の観点は安全性というか、利便性なのですよね。利便性については保護者が選べばいいのかなと思って、それを言ってしまうと、もうこれは変えられなかったら駄目というと、手のうちようはないのかなと思っていて、テナント側の扉は、さすがにこれは危ないですね。こちら側から出

入りされてしまうと、こちら側を締め切るほうが正しいと思いますので。求めてしまうともう駄目であるに等しく聞こえてしまうという気がしました。

**土井会長：**私たちはそれで条件をつけるわけではないので、あくまでそういう感想を持ちましたということを挙げたに過ぎないので、それを市長がどう判断されるかです。

**間野委員：**確かに利便性が大きいのですけれども、実は安全性という意味でも、上の階のテナントの人たちがどういう人たちが入っているのかというお話もしたと思うのですが、見取り図を見ると階段室のところにエレベーターもあるのですね。さっき園児の飛び出しというお話があったのですけれども、飛び出して確かに車にひかれるとか、そういったことはないかもしれないのですけれども、逆にここってセキュリティ的に、例えばエレベーターに誰か連れ込んでしまうとか、階段にすぐ上げられてしまうとか、変な人がそんなに出入りするようなテナントではなければ、別にいいかもしれないのですけれど、今はそういったテナントではないとしても、先々どういったテナントが入るのかわからなかったりということもあると思うので、すぐにエレベーターホールにもなっているというのも私はとても気になっていて、知らないうちにこの入口から子どもが出てしまい、偶然少し怪しい人がいたり、下に保育園があると思っていたりと、悪意のある人がいたら、少し怖いという想像をしてしまいました。そのため、利便性だけではなくて、少し安全性のことも考えてのことだったので、森田委員にはそこはお伝えしたいと思いました。

**土井会長：**さあ、いかがしましょう。古谷野委員お願いします。

**古谷野委員：**保育協会の古谷野です。ただその責任の所在というところですか。このドアをこっちの方にしましたよというときの責任の所在はやはり運営者側ということになるので、運営者側が責任を持って、こういう開口部分を、この建物に沿ってやっているというところは、尊重しなきゃいけないというところで、意見としてはそういう考えもあったと先ほどと同じように、そのように申

し伝えていただければいい話のような気がするのですが、どうでしょうか。

**土井会長：**では保護者に関わる委員の方から、そういう、ご意見もあったり、懸念事項もありましたという形でよろしいですか。他の委員で異論がなければそうしたいと思います。ではそうさせていただきますありがとうございます。それから、避難経路の話がありましたが、これはいかがしますか。

**園田委員：**個人的には本当は、窓を出入口にするという今の話は本当はあまりよくないと思っていたのですが、その流れでそういう意見もあるよということで出す分にはいいと思いました。私が言ったのは、本当に避難のときしか使わないと思っていたので、非常に狭いのかなという、その疑問を投げかけたということでした。そこで、先ほどお話があったのは荷物を置かないように配慮をするというお話でした。

**土井会長：**わかりました。子どもが出にくいということは、子どもが飛び出さないという意味では安全だけれども、いざというときに飛び出して避難するのが難しいということでもあるということですかね。それも含めて、先ほどの意見に付け加えて、利便性と安全性の問題で、作文をしたいと思います。また、古谷野委員からあった、保育協議会へご参加をとということは、これはよろしいですか。先ほどの地区の施設とじっくりと話し合いをとという付け加えはいいですか。千代原委員から先ほどもありましたが、嘱託医の話と歯科医の話ですね。これは活かしましょうか。事業者としては、いいところとご紹介いただいたので、そこにしたというお話でしたけれども、他の園からご紹介いただいて、ここがいいところだということで。千代原委員は、保護者からしてみると、やはりつくば市の方が強いのではないかというご意見だと思いますが、どうしますか。

**柳下委員：**ベストはそれでしょうけれど、だんだんにそうなってもいいわけで、ルール上、他の市町村のお医者さんでいいのを、最初から言うのは、例えばこれで皆さんの輪に入ったときに、実はつくば市の中であれば、こんなふうにも

っとよくなるのではというアドバイスで、それを受け入れて変わっていくのが、自然だと思うのです。

**土井会長：**何か意見としては付けない方がいいというご意見ですね。

**阿部委員：**これは何が基準かがわからないのですけれど、おそらく転校してきた子は必ずそこに自分でいかないといけなくて、うちもとても苦労したのですね。転校したときに車がない人が多く、保護者から文句が出ていたので、できる限りつくば市内でやっていただけたら本当に助かるのではないかと思います。

**土井会長：**千代原委員お願いします。

**千代原委員：**私の娘が幼稚園に行っているのですけれど、最初に入園するときに今、お話があったように、幼稚園が指定をしている病院に行って、検査受けてくださいというお話がありました。そのため、車があればいいと思いますし、自力で歩いていけたり、あるいはバスで行けたりということでも、いいのだと思うのですけれど、つくば市内の方が便利かとは思いますが。つけるかつけないはどちらでもいいです。

**土井会長：**どうしますか。委員からはそういう意見もあったという形でつけますか。拘束するものではないので、そういう希望がありましたという、地元だとありがたいという意見がありましたという形でつけますか。では、ご異論ないようなのでそうさせていただきたいと思います。また、深井委員からありました職員の話、何かこれはつけたほうがいいですか。常勤なのか、あるいは7名をまわしていくのかという話がありました。

**深井委員：**よく聞くトラブルは、引き継ぎ周りで起こることが多いので、日ごとに人が変わるということは結構リスクが高いと思うのです。園長先生がおそらく経験者だと思うのですけれど、事業主の方はおそらく初めてだと思っており、それをどれくらい理解されているかということはわからなかったのでお聞きしたという感じなのですよね。どちらでもいいのですけれど、よく聞くイン



シデントがその周りで起こることが多いということは確かなので、少しだけ気になったということですね。

**土井会長：**ありがとうございます。これはせつかくの貴重なご意見なので、情報提供という意味でもつけた方がいいと私は思いますが、いかがですか。職員の情報共有伝達をスムーズにいくように、しっかりやってくださいということだと思いますが、よろしいですかね。はい、ではそれもつけたいと思います。はい。ありがとうございます。また、深井委員からあった連携施設の話はさっきと同じでいいですか。

**深井委員：**はい。

**土井会長：**窓の話もありましたが、これも先ほどの話と統合させていただきたいと思いますので、それでいいかと思いますが、浦里委員、それでよろしいですか。

**浦里委員：**この保育所だけに限らず、これから小規模保育所を認定する段階である程度環境の制限というか、もう少し基準を上げてもいいのではないかと思います。

**土井会長：**では、先ほどの意見に統合して触れたいと思います。では、一応先ほど出ましたご質問に基づいては以上のはずですが、他にこういう意見をつけたいという方いらっしゃいますか。この件につきまして、答申を書くにあたって、いらっしゃいますか。では間野委員お願いします。

**間野委員：**25 ページの安全対策のところの移動時の留意点で、歩道がなくなる道ではできるだけ左を進行し、と書いてあるのですけれど、これは以前に警察の交通関係の講習会のようなもので、右を歩きましょうとやっていたのですね。そのため、右の方がいいのではないかというだけなののですけれど、おそらく車が通るときに、後から追い越されるよりも、前からお互いに目視ができた方がよいという意味合いで、歩道がないところでは、子どもたちは右を歩きましょうねということをやっていたので、なのでこれも先生方がついているとはいえ

左を進行するよりは右がいいのではないかと、少し思いました。ここは少し直していただけたらと思いました。

**土井会長：**これはどうなのですか。場所として、これを左ではないと歩けないところではないのですか。事務局はいかがですか。ここは何で左になっているのかですが、建物を出たときに左でないと危険だということはないのですか。なぜ左になっているのか、事務局の方で確認されていますか。

**事務局（幼児保育課）：**進行方向が公園に向かっていくときに交差点から、地図で言うと 27 ページの、おそらく S から G に向かってくところの左に曲がったところかと思うのですが、左に曲がって行って左側を進行すると、車等と同じ方向に進んでいくというところで、そこを安全に配慮して左側に寄るという形だと思いますので、例えばこれが横断歩道を渡って右側を歩くということであっても、そこは問題ないと思います。ただ、現実的には運用してみないと、どちらが安全かということもわからないというところもありますので、我々はここで通してしまったというか、このままの計画書を出させていただいたところで、もしご意見をいただくとすればそれについてのご回答は事業者の方からいただきたいと思います。

**土井会長：**間野委員はそれでよろしいですか。おそらく、この図面でいくと左側の方がという話だと思いますが、横断歩道を渡って右側をとということもあり得るので、どちらがより安全か再検討してくださいということによろしいですか。

**間野委員：**はい。いいと思いますが、公園の前に横断歩道がないのに渡るのですかと思っているのですけれども。左側に行くとしたならば公園のところまで行ったら公園のところを渡るという話になると思うので、それも何か変だなと私は少し思っていました。しかし、お任せします。

**事務局（幼児保育課）：**その部分についても意見をいただければ、事業者には検討をしてもらいたいと思います。

**土井会長：**ではこれについて、どの時点で右に渡るのですかという話ですね。要するに、結局向こう側へ行かなければならないわけだから、どの段階で向こう側に渡るのですかという話です。

**間野委員：**私が確認した感じだと、横断歩道がないので、だとしたならば、先に横断歩道を渡ってしまってから右側をずっと行ってもらった方が、逆に安全ではないかなと思います。

**土井会長：**これは実際に見てみないと、行ってみないとわからないので、そういう懸念があったので、もう一度ご確認くださいというぐらいでよろしいでしょうか。

**柳下委員：**それを言ってもらっていいと思うのですが、基本的にはおそらく横断歩道が近くにあるなら、横断歩道を利用する方がいいということは言った方がいいと思う。おそらくこれを警察に言ったら、これはなるべく使ってくださいと言われると思います。横断歩道を通って欲しい。渡るなら、近くにあるなら、私はその方がいいと思います。

**土井会長：**この 27 ページの図面を見る限りにおいては、公園の前まで行ってからはもう横断歩道があるわけですから、間野委員がおっしゃるように、あらかじめ向こう側にわたってから行った方が安全ですね。図面を見るとそう思うのですが、古谷野委員どうぞ。

**古谷野委員：**これは右でも左でも車が来ます。左に寄りなさいと言っているだけの話なので、もちろんここは横断歩道があるので横断歩道を渡って、それなるべく、この図面でいくと左側でということなのかなと思うのです。車が、来たら止まるというのも書いてありますし、なるべく右側には行かないようにというのは車がということですので。これはおそらく、この道路での左右ではなくて、横断歩道に入って、道路側に行かないようにという意味なのかと捉えたのですが、少しそのあたりを確認していただきたいです。

**土井会長：**わかりました。よくわからないので、どう見るかを再検討ください

ということですね。図面を見ると、横断歩道を渡って向こう側があったほうが  
いいと見えるのだけれど、どういう意味で書かれていますかと、再度確認して  
くださいということでもいいかと思います。橋本委員どうぞ。

**橋本委員：**橋本です。今の道路のあり方は原則的には右側の歩行、それから柳  
下委員が言ったように、横断歩道があればそこを使いなさいというのが原則だ  
と思うのです。だから、やはり横断歩道を渡って右側を歩いていないと、何か  
事故があったときにはよろしくないのではないかと思います。いずれにしても、  
こちらの歩道があるところは、それは問題ないと思いますけれども、ないところ  
は原則的には右側通行です。それから、横断歩道を渡るというのが原則と思  
います。

**土井会長：**わかりました。そのため、私たちはそう思うけれども、どういう意  
味があって、どういう審議があって、左と書かれましたかというふうに、まず、  
問い掛ける形であげたいと思います。浦里委員どうぞ。

**浦里委員：**ここの移動方法が書いてないのですが、徒歩で移動ということであ  
るのでしょうか。車の出入りをするところがないです。散歩車というので  
すか。徒歩で移動するとなると保育士に対して、子どもが多過ぎるのではない  
か、危ないのではないかとと思うのです。

**土井会長：**移動手段はどうされるのですか。徒歩で保育士が園児を連れて行く  
には、危険な気がしますということですか。いかがしますか、これもつけます  
か。徒歩で連れて行くには危険なように思いますが、ということですか。危険  
なように感じるので、もしも徒歩で連れて行くのであれば、やはり危険なよう  
に感じられるので、その点については再検討をお願いしますという形でよろし  
いですか。

**委員一同：**はい。

**土井会長：**では、異論がないようなので、そういう形でつけさせていただきます  
。他にはいかがですか。では少し長くなって申し訳ありませんが以上の意見

を答申として付けたいと思います。では、この答申を受けての事業者からの説明の周知につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）：**本会議において、ご審議いただきました、小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取につきましては、本日の審議結果に基づきまして、会長名で答申する形となります。答申の内容につきましては、委員の皆様にもメールにてお知らせしたいと考えております。なおご意見に対して、事業者からの回答が提出されましたら、委員の皆様にもメールにてお知らせしたいと考えております。事務局からは以上です。

**土井会長：**ありがとうございます。今ありましたように答申の具体的な文言につきましては、私の方に一任いただきますので、もしも異論があれば、その時点ですぐにご連絡をいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。何かこの点について、ご質問ご意見ありますか。橋本委員どうぞ。

**橋本委員：**2つの地域の問題についてです。

**土井会長：**地域の問題は両論併記です。賛成か反対かということではなくて、今色々な、意見を述べることもありましたけれども、今私が伺っているのは内容ではなくて、答申の方法についてです。

**橋本委員：**皆さん賛成なのだけれども、私は反対の立場であったという、ことをきちんと明記してください。

**土井会長：**それは私に一任されることが反対というご意見ですか。

**橋本委員：**そうではないです。そうではなく、そこにきちんと2つの論をお願いします

**土井会長：**ですから、両論つけて出しますが、そのまとめ方は一任ください。私は皆さんに1回投げますから、この両論のまとめ方で、もしもご異論があれば、すぐにご連絡くださいということです。

**橋本委員：**お願いします。きちんと載せてください。

**土井会長：**わかりました。よろしいですか。では、少し時間押してしまって申

し訳ないのですが、お疲れと思いますので、休憩を入れましょう。短いですが、16 時 5 分から後半を始めたいと思います。

(休憩)

**土井会長：**では、休憩時間短くて申し訳ないのですが、時間が押しておりますので再開したいと思います。報告事項なのですが、今回の報告は重たいので、時間が 5 時をすぎるかもしれません。ご協力いただければありがたいです。では、報告事項 1 です。令和 8 年 4 月、特定教育保育施設の創設についてです。まずは事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）：**資料にもとづいて説明。

**土井会長：**ありがとうございます。報告ですのでまず質問がありますか。今の内容につきまして、質問のある方いらっしゃいますか。ではご意見がある方いらっしゃいますか。特によろしいですか。ありがとうございます。では、次に報告事項 2 に行きたいと思います。令和 7 年度の教育・保育施設の利用定員変更等についてです。こちら事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）：**資料に基づいて説明。

**土井会長：**この件につきましてご質問はありますか。お願いします。

**千代原委員：**事務局にお伺いします。答えられる範囲で答えていただければと思うのですが、31 ページの青い丘保育園。過去の処遇改善加算未払の件ですね、皆さんもご存じだと思います。

これは 2022 年の話を私は見ているのですが、保育士に賃金を改善するためのものが支払われてないと。その後、改善されたのかとか改善されてないのかよくわかりませんが、定員が 60 名ということは、保育士確保がされてない、確保できないと書いているので、改善されているのか、おそらく改善されていないのではないかと考えておりますけれども、市側としては、その辺りをどう把握されているのかということで、もしよろしければ、わかる範囲でお答えいただければと思います。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課です。当時保育士の方が大量にお辞めになられるというところの原因となったのがこの処遇改善加算の給付費部分についてだったのですけれども、その時も我々の指導中でして、その指導の最中でそのような事案が起きてしまったという状況で、その後なのですが、その時は平成 30 年度と令和元年度分の保育士の処遇改善加算について指導しているところでしたがこれについては、しっかりとその当時の保育士にお支払いが済んでおります。また、その後も処遇改善加算については、その加算部分、委託料という部分については、我々も指導しながら確実に支払いがされているという状況でございます。

**千代原委員**：処遇加算はきちっと行われているということですね。わかりました。ありがとうございます。

**土井会長**：他に質問はありますか。ご意見ありますか。よろしいですか。では、市報告事項 2 はこれで終わりにします。続きまして報告事項の 3 です。第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン案ですけれども、このパブリックコメントの実施結果につきましてです。まず、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：資料に基づいて説明。

**土井会長**：ありがとうございます。今、ご報告いただきましたが、皆様方にご尽力いただきました第 3 期のプラン案です。何かご質問はありますでしょうか。今具体的な修正箇所のご説明はなかったので、63 ページですね。そこに具体的な文言が載っていますので、こちらでご確認をいただければと思いますが、ご質問はないでしょうか。なかなか専門的なご意見もあったので一体どなたが書かれたのだらうと思います。よく気づかれたなと思うところもありましたけれども、ご質問はないですか。ご意見はありますか。修正箇所だけでなくも構いませんが、他にも修正しないということは、市からの意見がつけられておりますので、そちらは前もってお読みいただけているかとは思いますが、何かご意見ありますか。では、落合委員お願いします。

**落合委員：**このたくさんのパブリックコメントをいただいて、とても短い期間にご回答されているので、事務局の方もかなり大変だったのではないかなと思うのですが、読ませていただくと、こうやって会議でお話し、色々と伺っていても抜けていることがたくさんあったという印象を持ちまして、本当に土井先生おっしゃったようによくここまで気づかれたなというところも幾つかありました。それと同時に、やはり会議の中で1つ1つの文言まで確認して、少しこれはというようなことをする時間がなかったのかなという印象もありまして、そういった意味ではこうやってパブリックコメントに上がってくるご意見はとても大事だと思いました。初めて、このパブリックコメントを読んだのですが、回答というのは事務局の方でされていると思うのですが、委員には既にまとまった形で来ます。きっとそれぞれこのコメントを読むと、コメントに対する意見も、いや、これは違う勘違いだとか、それからコメントに対する回答についても、事務局としてはこういう考え方なのだなというのはわかって、必ずしも委員として、これで十分かな、どうなのだろうと思うところもあったのですが、そういったものを今後、回答するということはないと思うのですが、今後に生かしていくということもとても大事だと思うのですけれど、そういうことはパブリックコメントの後のバックアップというか何かを考えていらっしゃいますか。質問なのですが。

**土井会長：**まず、今の段階では、パブリックコメントが終わって、パブリックコメントに対して、市としてこういう修正意見、あるいはこういう意見をつけて、これから市の方に出す前の段階なので、今は途中経過の報告ということになると思いますが、堰を切ったように、この後3月下旬、今のこの修正案とそれから、市としての意見の案が、こういう形で市民の方に公開されるというスケジュールになっていて、その公開される前に、まず私たちに対して、こういう方針でいきますというご報告があったというところですね。その報告に対して、これは報告ですから、私たちはこれを良い悪いという権限はないですけれ



ども、意見は出すことができますから、今この段階でご意見いただいて、そのご意見を踏まえて、市の方で、市民に対する報告内容を変えることは十分にあり得ると思います。そのため、今、ご意見があれば、積極的に承りたいですね。私たちの意見を踏まえて市の方でもう一度お考えいただいて、市民に対してどういう回答をするかに反映させていただくことはできると思います。

**落合委員：**ということは、市としてのこのコメントに対する考え方はここに出ていると思うのですが、委員としての考え方というのを、今ここの会議で。

**土井会長：**述べていただいて構いません。

**落合委員：**これからパブリックコメントを公表する時期が3月下旬ですよ。ですからそれまでにそのパブリックコメントを市としての意見、それから委員としての意見というものを交えたものを公表するということですか。

**土井会長：**いいえ、パブリックコメントに対して私たちがどういう意見をつけるかという権限はないので、あくまでも、もう私たちは、この案を作った段階で役目は終わっているのです。その案に対して、規則上、市としてはパブリックコメントをかける必要があるので、パブリックコメントをかけました。そうしたところ、市民の方々からご意見が出ました。そういった意見に対して、市としてはこう回答をしたいと思っています。ということで、市民からの意見に対して、私たちが回答を返すことはできません。これは市がパブリックコメントをかけて、市に対して、意見が出てきたので、それに該当するのは市の方なので、その回答案が今日出てきているので、私たちとしては、この市の回答案に対してこう思うのだけれどとか、ここはこう回答した方がいいですよとか、こういうことはよくないのではないですかというような意見をここで述べることはできますが、それに拘束力はないです。これは協議事項ではありませんから、報告事項ですから、あくまでも委員としてはこう考えますということ、市の方にお伝えをするという意味になります。

**落合委員：**そうしますと、意見なのですが、かなり個別の計画案を読んで、案

のその文言についてというよりも実際に行われていることであったり、保護者の方が、自分のお子さんのことであったり、とても悩まれている部分があったと思うのですね。それについて私の印象ですが、何か必ずしも市の答えだと、物によるのですがはっきり答えていらっしゃらなかったり、それから、どこに行けばいいのか？というようなことを感じた箇所が何ヶ所ありました。ですから今回拘束力はないということなので、これはこれでまとめとして出ると思うのですが、市の回答されている中に、私見で答えてはいけないというようなことも書いてあり、それがコメントでそれに対しての市の立場としての回答が、決して私見ではありませんというところを書いてありまして、その根拠として、この会議の協議を経ていると書いてある箇所が何ヶ所ありました。そうすると私は個人的にはそれに対して責任感というか、少しそこがもやもやするのですね。私たちが見落としたのがいけなかったところもあるし、それからそこに対してせっかくこれだけの生の声が伝わってくるのに、ただ報告書で終わってしまうのはいいのだろうか。声を上げた人の声が具体的に解決されないのだったら、書いた方はとても何か難しいのではないかとか、感傷的なことなのですが、そういう印象を持ったので、その辺りは例えば今後の会議の中でも、パブリックコメントもそうなのでしょうけれど、ここのところは、もう少し解消できるのではないかというような話をすることはできるでしょうか。

**土井会長：**もちろん、あと 30 分ありますから、むしろ具体的におっしゃっていただいた方が、市も参考にできると思います。

**落合委員：**わかりました。もう少しまとめてから、お聞きします。ありがとうございます。

**小村委員：**小村です。誤植かなと思ったところだけ先にお伝えさせていただきます。45 ページの 12 番です。市の回答の最後の段落の後半部分なのですが、区域運行を行っているところだと思うのですが、訂正いただければと思うのでよろしくお願いします。45 ページのパブリックコメントの市の回答の

ところなのですけれど、中 12 番の市の回答の最後の段落、なお民間のタクシー事業との兼ね合いから、移動場所を限定している[区域運行なっていることには]となっているので、少し何か運行行っているような、おそらくそこだけが誤植かと思います。

**土井会長：**そうですね。ご訂正をお願いします。運行となっている、ですね。

**間野委員：**間野です。こちらを読ませてもらって思ったのが、13 人の方から 53 件の意見が出ていてそれぞれに対しての、回答している形なのですけれども、ということは、お 1 人の方が複数の意見を述べていてそれに対して回答している形になっていると思うのですが、貴重なご意見ありがとうございます、はもちろいしいのですけれども、ご提案いただいた内容は関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。というのが全部定型文でほぼついているような印象で、おそらく私も色々とアンケートを答えさせてもらうことがあるのですけれども、同じような文面で、具体的なお話がついている部分もあるのですけれども、機械的に答えられているような印象をもちたいと思います。おそらく色々とお考えになってこういった回答でということを書いてくださっているとは思いますが、きちんと考えてくれているのかなという不安を与えそうだなというのがとても残念な気持ちです。そのため、何かこのあたりはもう少し他にないのかなということを全体的に思ったのが 1 つです。あとは市民目線で読ませてもらったときに、その意見をこういったことに対して、いや、そういう回答が欲しいのではないのだと思いそうだなと思ったのが 2 ヶ所程度あったのですけれども、1 つが、41 ページのところなのですけれども、この 41 ページというところのこういうところはこう続けてはどうでしょうかと書いてあったので、これについては確か修正はしていないのですね。参考とさせていただきますと書くのも何か少し違和感があると思ったので、その表記についての指摘なので、例えば、こういう理由で、今回はこういう表現にしていますとか、何かしらの回答がないとこの回答だけだととてもブチッと

切られたような感じがあるということをととても思ったので何か追加をしませんかというのが1つです。あともう1つどこかにあったのですが、少し探します。

**土井会長：**もう少し血の通った回答を書いてくださいということですね。私たちが書けないので、市の回答ですからご自由にという面はありますけれども、せっかくだから、市民として見たときに、やはりこういうものを返されると、意欲を奪われますよね。

**柳下委員：**今、これはパブリックコメントだけですね。パブリックコメントについてのご意見だけということで、他に少し気になったというか、教えていただきたい点があったので、少しだけ時間をお願いします。やはりアンケートとこのパブリックコメントはとても大事だなと思います。私の友人で産後ケアを使ってよかったということで、49 ページに、これは国の努力義務ということで、この前、こども未来センターへ行って担当の職員の方に、大変つくば市は進んでいるということがよくわかって私はうれしかったのですが、このことはとても大事だと思います。昔ほど、安心というか、精神的なもののバックアップをする体制が地域ではないのですよね。よく赤ちゃんをみんなで楽しそうに見たりして話をしていたのですが、そういう時代ではないので、このケアがとても大事だなと思ったのですが、実は色々な施策があると思うのですが、これに関してのアンケートの場所がないのです。産後ケアに関する市民のアンケートをする場面がなかったので、アンケートは色々な理由で前年と同じなどがあると思うのですが、センターの方に聞いたら、もちろん利用した人のアンケートは取っているのだけれど、私が知りたかったのは、例えば利用していないが該当する人たちはどんなふうに思っているのか。というのは、どうやってリサーチするのかと思ったので、これはやはり精神的なことや子どもにも関わるので、何かアンケートが取れたらいいと思います。今後もし、この施策とアンケートを少し吟味するときはあったら、アンケートの項目に挙げて

欲しいと思います。もっと他の項目もアンケートとしてこういうのをとったら、もっといいものができるのではないかという感じはするのですね。アンケートの結果は大変充実されているので、施策とアンケートの関わり、全部を上げるのは無理だとしたら、そういったご意見があったら上げて欲しいです。

結局は何が言いたいかというと、大変つらいときなので、手続きが大変だと困ると思います。つくば市はオンラインでもできますかということを知ったら、大丈夫ですと言ってきて、つくば市はとにかく面接を大事にしていますということで、すべての赤ちゃんのところに訪問しているということです。私としては、少し安心したのですが、それでも漏れている方はたくさんいらっしゃると思うので、何かアンケートを使って、そういったものもアウトリーチできたらいいと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。今おっしゃったのは、この案を作るときに、市民アンケートをとりましたよね。その時に、そういう項目はなかった、全然ないということですよね。これは今度第四期に作る時には、おそらく、また市民アンケートをかけると思いますから、その時に、アンケート中にそういうのも検討してくださいということで、記録に残しておいていただければと思います。

**間野委員：**間野ですけれども、もう1つ思ったのが59ページの46番の意見で、アンケート調査だとあるのですけれども、これらのアンケートの関連するデータや聞き取り結果があれば示して欲しいと書いてあったのですけれども、閲覧できるので見に来てくれれば対応いたします、となっていて、もう少し対応の仕方というか、この回答を返されてしまったら、この方はどう思うのだろうと思ってしまいました。他の回答についても、例えば先ほど、その書きぶりを変更しましたというのもあったのですが、そこも言われたから直しました、のような回答ではなくて、先ほど委員長がおっしゃっていた血の通ったというか、せっかくパブリックコメントを寄せていただいているのにそれに対しての回答

が市としてもきちんと自分の意見に対して対応してもらえているのだ、というのが伝わるような文面にさせていただけたらと思いました。とても頑張ってもらっているのだらうなというのはとてもわかるのですが、パブリックコメントなんかもうしないよと思われてしまってもおかしくないのではないかなというのは少し正直なところ思ってしまいました。こちらの今回の第3期にあたって、アンケートをとって、色々な意見などが出てきたときに、それがどこまで反映されたのかというのも、自分でもとてももやもやしている部分があるのですが、そのアンケートにいっぱい回答を寄せて、今回のパブリックコメントもいっぱい回答がきました。確かに、この実際のプランに関係するところではないという意見も正直あるなというのは思うので、全部にとっても真面目に答えていたらものすごい大変だろうというのも、本当に重々わかるのですが、お忙しい中だとは思っているのですが、本当に切実な意見であったり、他にいえる場所がないからこういうところに、出している人もとてもいそうだなということも思うので、今回のこのパブリックコメントに対しての回答という意味では、少し話がずれるのですが、これも市民とのある意味対話というか、すり合わせというか、そういったとても大事な部分ではないかと思うので、言葉というか、もう少し工夫をしていただけたらなと思いました。

**土井会長：**確かに今のこの46番は質問に対して答えてはいないですよ。どうなのでしょうかと書いていることに対して、アンケートを実施したので見てくださいという答えしかないので、不親切といえども不親切ですよ。同時に私は職員の人も忙しいのだらうなと思いました。

**柳下委員：**そういう立場で見ればそうかもしれないですが、この46番は、もし私がこう書かれたとしたら、大変うれしい回答なのです。見られることは知らなかったと思いますよ。つまり見られるということは、隠すものがないということなので、一緒にここからなぜこの色々なことが見えてこないかというのは、アンケートを見れば、その方はもしかしたらすてきな意見を出す可能性も

あるのですよ。そういうレベルかもしれません。私はまだこれはもう、私がこの質問をしたとしたら、ありがたい。さらに言えば、ぜひ来ていただいて、何かご意見をいただけると嬉しいですというもまた違うかもしれないけれど、私がもしアンケートを答えた立場だとしたら私はそういう立場です。もちろん違う立場でこの書いた人もいるかもしれないけれど、言っていることには相当、答えが見つけれられる手だてが載っていますよね。全部見せるなんてと思いました。少し違った立場です。

**土井会長：**あと残り時間が15分ばかりになってきました。

では鈴木委員どうぞ。

**鈴木委員：**鈴木です。第2期のプランのときには、67ページのところで、子ども・子育て会議において指摘された課題というところで4ページにわたっていろいろと載っているのですけれども、今回の第3期のところではそういったものを載せる予定はないという認識でいいのでしょうか。

**土井会長：**事務局いかがでしょうか。

**事務局（こども政策課）：**第3期プランについては掲載する予定はないです。

**鈴木委員：**ありがとうございます。第2期を見ると、こんなこともやはり考えてくれているのだなというところがとてもわかった部分があるので、プランには反映できなかったけれども、こういう意見だとか、そういったこともここで話したのだよというところを市民に伝えるという点でも、いい方法なのかと思いました。パブリックコメントで出ているものも同様にやはり、私たちがどうなのだろうなと思ったところもおそらくあったと思います。そういったところも一応、この会議の場では話もしたという報告も兼ねられるのかと思いますので、こういう第2期のときみたいなものがあるとよりいいと感じました。

**土井会長：**要望ですね。

**柳下委員：**それは変わったとしたら、なくした理由を言った方がいいと思うのですよね。もちろん言いづらいことがいっぱいあるかもしれないけれど、第2

期であったものをなくしたというのは、必ず話し合いがあって、なくしましうとなったはずなので、その経緯は言った方が後々より良くなると思います。そうしないと、なぜなくなったのかと勝手に想像するのです。もし可能ならお願いします。

**土井会長：**現段階で事務局のご意見はいかがですか。

**事務局（こども政策課）：**第2期のところで参考資料としてついているところは重々承知をしているのですが、第3期プランを作る上で章立てというところから、こちらを作成する上では、今完成しているものという形で、やっていく方向でということ考えて入れていなかったということなので、削ったところに、特にこちらがいないなど、そういった意図があったわけではないというところでは。

**土井会長：**ということは、今の委員からの意見を踏まえて、入れることもご検討くださる可能性はあると承ってよろしいのでしょうか。一応、入れなかったならば、しっかりとした理由があるならば、納得できるけども、特段ないのだったら、では入れてくださいよと委員としては言いたくなると思うのです。

**事務局（こども政策課）：**今の段階、この時点でプランに追加してというのはスケジュール的にかなり厳しいところです。検討ができるとすれば、ホームページ等でこのようなご意見があり、どれを載せるかとかというお話し合いもまたあるのかもしれませんがその検討ができるかというところかと思います。

**土井会長：**今の時点で難しいというのはその印刷のスケジュールの都合ということですか。

**事務局（こども政策課）：**その点だけではないですが、それも含めて4月の公表というところに向けては、かなり厳しいと考えています。

**土井会長：**いかがですか鈴木委員。

**鈴木委員：**事情は、わかりました。そうしましたら、第4期ですとか、そういったときには、こういったものを載せてもらえる方がやはりいいと感じます。



第4期のときには少し検討していただきたいと思います。

**土井会長：**あとはホームページ、Web等で載せることはできるかもしれないですね。冊子としては難しいかもしれないけど、それは私たちの要望ということでお伝えをするということによろしいですかね。

**間野委員：**55ページの40番のご意見で、39ページの基本理念のところなのですけれども、説明がないがこれで良いのかなということと、こども大綱とは何かというところについて、市の方の回答があります。確かにこのページは、これだけ見たときに基本理念の下が第1期のこちらの30ページと見比べてこの新しい方が、寒々しいというとあれですけれども、何か説明というかレイアウトではないですけれども、何か少し工夫して少し手を入れてもいいのかなと思ったのが1つです。また、こども大綱とは何かという解説を入れるべきだとここに書かれていて、回答は、6ページにあるからそっちをそれでということを書いてあるのですけどでも、こういうふうに感じた人がいるということはおそらく、最初のページから全てをしっかりと読む人はあまりいないのかなと思います。おそらく市民の方というか、専門家ではない方などだと、おそらく、どういことをやるのだろうというところで、この基本理念のところから読む人も結構いらっしゃるのではないかとことは、思っています。そうしますと確かにいきなりこども大綱においてはと書かれてしまうと、何だろうとこの方のように思われる方はいそうだと思います。この方への回答は、そちらを見てでもいいかもしれないのですけれども、同じように感じる人に対して、こども大綱については何ページに少し解説ありましてと、一言下に少し小さく入れてもいいのかもしれませんが、今回は難しいかもしれないのですけれども、他の色々なプランなどで、後ろの方に用語集のようなものをつけているものもよく見かけるので、例えば今回のこのプランで、とてもコアになるような用語であったり、こういったこども大綱のようなものであったりの説明を少しきちんとつけてあるのも、そういったものをあまり知らない人たちがぱっと見たときでもそ

ういうものがあつたのだという、あることすら知らない方も結構いらっしゃるのかなと思うので、何かそういった説明も少し加わるともう少し見やすいというか読みやすくなるかなと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。今出ている意見はあくまでも私たちの感想である、要望であることは重々承知をしています。それが今後、市としてこの第3期のこの案が取れるときに、どのぐらい反映できる可能性があるのか、もうスケジュール的に意見を出しても駄目なのか。少しその点、今、どんな感じなのか、市としてのご意見をお伺いしたいのですけれど。

**事務局（こども政策課）：**今の市の考えとしては、非常に厳しいです。第4回までで第3期プランの内容を皆様にしっかり考えていただいたかと思うのですが、それでパブリックコメントをした上でさらに第3期プランの内容を変えるということは、基本的には想定していません。ですが、先ほど色々な貴重なご意見もありましたので、第4期に向けてそういった意見はもちろん、これから引き継いで意見としては貴重な意見とさせていただきたいと思っております。

**土井会長：**ということです。

**落合委員：**落合です。51ページの24番です。少し読みます。子ども・若者育成支援に関すること、若者が直面する様々な困難や課題については幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。この部分がこの方は私見ではないかとお指摘されて、それに対して、どういった論文を参考にされたのですかという質問をされていますが、この回答に対して、

子ども・若者白書等の要旨をもとに骨子案を作成し、子ども・子育て会議で協議の上、策定を進めているもので、私見でまとめたものではありませんというような回答をされていますが、ご質問の趣旨は一応、どの論文を参考にされたかと書いているのですが、私はこれを読んで、実際に子供・若者白書を検索してみたのですが、どれだかわからなかったのです。だから、もう少し具体的に回

答する必要があるかなということを感じました。それとこれは表面的にはこういうことを聞いておられますが、私の推測ですが、若者が直面する問題が、幼児期、児童期に親がきちんと、そういった経験をさせてあげられなかったことが影響するとも読み取れて、読み方なんですけどひょっとするとこの方は辛く感じたのかなとか、少し考え過ぎかもしれませんが、1種のモラハラになるような文面かなと少し思ったのです。ですからそのあたりの意味を、それぞれのご理解あると思うのですけれど、読み取って、もう少し丁寧な回答をすべきだと思います。たくさん出ていたので、具体的に例えばソーシャルワーカーのことであつたり、相談支援員のことであつたり、色々のご質問があつたんですが、その回答がいま1つ具体的ではないというか、どこに行けばいいの、どこに電話すればいいの、というようなことを感じたので、全体的に少しそこは時間的なこともありますし、可能ではないことを書けないというのものもあるのかと思ったのですが、読んだ方の、これはパブリックコメントに対しての回答として必要ではないかもしれないけれど、こういったことに困っていらっしゃるということを何かどこかで実際に反映していくことが必要だなと委員としては思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。今のこの箇所は、最近よく言われていることで、例えば学童期のいじめの被害経験が、若者、成人になってからの生きづらさを反映していく等色々と言われてはいるのだけれども、そうすると、今そういった学童期のお子さんがある親御さんたちは、どうしたらいいのとおそらく思われる面はあると思います。ですから書きぶりですよね。時間があれば、もう少しこちらの回答文書もできるかとは思いますが、時間との戦いもあったと思いますので。

**浦里委員：**53 ページの 32 番ですけれども、これは児童館について書いていることなのですが、つくば市は、児童館の運営を少し、間違っているというか、児童クラブの専用施設になってしまっているのですけれども、本来の児童館の

役割というのは、0歳から18歳までの子どもと子育て支援者が自由に使える遊び場です。けれども、どうしても児童クラブの専用施設のようになっています。それを、この32番で意見していると思うのですが、その回答が、支援施策の参考とさせていただきますとお答えしているのですが、ここは参考ではなくて改善だと思うのですが、いかがでしょうか。

**土井会長：**この点は以前、案を考えるときにおっしゃっていたことですよね。ぜひ改善してもらいたいというご意見だと思います。そうしてくださいとは私は言えません。そういう要望がありましたということですね。

**浦里委員：**はい。

**土井会長：**他にいかがでしょうか。ご意見はないですか。いいですか、もうあとはないですけど。ご不安があれば言ってください。

**深井委員：**変えられないですか。

**土井会長：**それは程度の問題ではないでしょうか。どの程度、変えられるのかわかりません。ただ、パブリックコメントがかかっているので、そのあとで勝手に中身は変えられないですよ。パブリックコメントに回答する形での修正はおそらくできると思いますが、勝手に内容を変えたら、またパブリックコメントをかけないといけなくなってしまいます。

**深井委員：**本当に細かい点で、毎回細かい意見を言っているのですが、10ページの子どものいる世帯数がやはり違っています。

**土井会長：**この前に指摘されたことが直っていないということですか。

**深井委員：**いいえ、子どものいる核家族世帯になっていないのです。18歳未満と6歳未満の数字です。これは総数です。

**土井会長：**修正が間違っているということですね。

**深井委員：**おそらくそうかと思います。

**土井会長：**これは直した方がいいのではないかと思います。

**深井委員：**もう1つ気づいたのですが、これは18歳未満の核家族世帯と6

歳未満の核家族世帯の伸び率で言うと 16%なのです。全体総数の伸び率というのが 15%なので、実は子どものいる世帯数は増えているのですよ。そのため、横ばいではないのではないかと思います。ただ、これを核家族以外も含む総世帯数にすると、伸び率が 10%や 7%になるので、子どものいる核家族の伸び率と比較すると、横ばいと言えるのですけれど。子どものいる核家族にすると、18 歳未満のいる世帯は増えていそうなのですよ。

**土井会長：**今のご意見は、本文も表現を直したらいいですよというご意見ですよ。

**深井委員：**見た目で言うと横ばいに見えるのですけれど、パーセントで見ると、実は結構増えているということです。

**土井会長：**事務局はいかがですか。これは事実関係の問題です。

**名豊：**名豊の大川でございます。こちらは第 3 回の会議の中でご指摘いただいたところでございます。こちらの修正としましては、核家族世帯の部分について、子どものいない世帯を含むという形でコメントを直し、数字は修正をしないという修正をさせていただいております。こちらはデータで第 4 回会議という形で示させていただいております。こちら、一方子どものいる核家族世帯という形で、18 歳未満のいる世帯、6 歳未満のいる世帯という子どものいる世帯という形での核家族世帯の内訳を、核家族世帯の子どものいない世帯を含むというところでは対象が違いますが、併記する形で記載しております。こちらの推移につきましては、委員のご指摘の通り、割合という形におきますと横ばいではないというご指摘はありますが、あくまで記載しているものについては総数になりますので、横ばいと記載をしているというところでございます。

**深井委員：**18 歳未満のいる核家族世帯の数字を取ってきているということですか。

**名豊：**そうですね。そのため、核家族世帯という左の凡例のものは子どものいない世帯も含みますが、18 歳未満のいる世帯、6 歳未満のいる世帯については、

子どものいない世帯を含まないという形になっております。

**深井委員：**そういうことではなく、18歳未満の子どものいる核家族世帯なのか、18歳未満の子どものいる総世帯なのかということがおそらくポイントで、数字に出ているのは、18歳未満のいる総世帯なのです。18歳未満のいる核家族世帯ではなく、総世帯の数字が出ているのです。2020年の国勢調査だと、18歳未満のいる核家族世帯は2万1,695世帯なので、おそらく3世代同居や親族など、いろいろな人がいる世帯が入っているものが2万4,240世帯です。

**名豊：**今即答ができないですが、再度確認をさせていただきます。第3回のとときに、会議の中で、今一度確認をさせていただきまして、それぞれの国勢調査の数字も確認をさせていただきましたが、いま1度少し確認をさせていただいて、必要があれば修正させていただければと思います。

**土井会長：**そうしますと、下の例えば18歳未満のいる世帯ではなくて、要は6歳未満の核家族世帯であればいいということなのですか。

**深井委員：**そうですね。この数字をそのまま使うとすると、一方子どものいる世帯は高いですということです。一方子どものいる核家族世帯はとして、同じ核家族世帯で表記しようとする、実際の値も少し少ないので、この下の数字というのは、3世代同居や子育て世帯が入っているということです。

**土井会長：**そうしますと、本文の方の、一方子どもいる核家族世帯は、の核家族を取って、一方で子どもの核家族世帯はとすると。

**深井委員：**一応合っているということです。辻褄は合います。しかし、なぜ核家族世帯を上だけ出して、下は他を含めているのかという違和感は少し残ります。

**土井会長：**ただ、事実とはそぐわないということですね。

**事務局（こども政策課）：**事務局の方から委員に確認したいのですけれども、そうすると、核家族世帯というものを2段落目で残すとなりますと、数字を全てそれに合わせたものに変えるという話になるのかと思うのですけれども、そ

の場合における結論としては、横ばいということにはなりそうなのでしょうか。今、手元にはないのですけれども、もしご存じであれば、数字だけを変えるという可能性もあったものですから。

**深井委員：**核家族世帯が減っているみたいなのです。一方で、核家族の子どもがいる世帯は増えているらしいのですよね。そのため、核家族世帯用に数字を変えると、もう少しグラフが右上がりになっているように見えてしまうのではないかと思います。

**土井会長：**そうすると横ばいという表現をとるのだったら、全世帯を取らないといけない。だから、核家族以外も入れないと横ばいにならない。核家族だけすると右肩上がりになってしまうということなのですね。

**事務局（こども政策課）：**ありがとうございます。本当に重要なポイントだったと思いますので、この点は少し修正を委員と一緒に少しお話も後でさせていただき、検討させていただければと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。他はいかがでしょうか。ではないようですので、これで報告事項の3を終わりにしたいと思います。最後にその他とあります。委員の皆様、あるいは事務局からその他何かありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。落合委員どうぞ。

**落合委員：**今日の会議の中でも色々と委員としてこの会議に参加してきて、なかなか会議では話せないことが落ちてしまっていたり、それから深められないことがあったなということを感じていましてやはりスケジュールもタイトなので、なかなか時間内では無理だということもありました。1つ提案なのですが、この会議中ではきっと時間的にやっていけないと思うので、会議の外というか会議の時間の枠以外に、お時間とご関心のある委員の方にご一緒にこういったことを深めるような、1種の意見交換会であり、それからいわばミニ勉強会というか、お互いの意見交換する中で、それがいろいろ深められると思うのですね。またいろいろご専門の方もいらっしゃるので、そういった機会ができれば

いいなということ、今ここにいる間野委員とそれからそちらの鈴木委員と3人でちょうど前回11月の会議の後そういう話をしております、提案をさせていただきたいのですが、あくまでも公的な会議ではないので、自由に参加していただいてということで、できれば会議ごとに会議の前か後に、1回ぐらいのペースでそういう時間を持てればと思っています。会議の中で扱う内容はまだ非公開のものがあつたりするので、委員の方以外と一緒に、参加いただくというのは少し難しいかと思うので、委員の方の中で、それからもし可能であれば、関係職員の方も一緒にそういう場を持てればいいと考えているところです。いかがでしょうか。

**土井会長：**ありがとうございます。個人的におっしゃられるのは全く構いません。問題は周知ですよ。委員の皆さんに、例えばこういう勉強会をこの日にやりたいと思っているのだけれどどうでしょうかという周知は、日程をお伺いはしないといけないので、こういう形で事務局の方から、参加の可否を募るということは可能ですか。会議とは別ですけど、会議に付随をして、委員の間で、ボランタリーに、勉強会をやりたいのだけれど、それについては参加したい方はこの日にやりますからどうぞなどということとは。

**落合委員：**皆さんの連絡先を知っていたら、皆さんに一斉にメールを送信したりできるのですが、そうではないので、今の段階では少し事務局の方にご足労をかけてお願いしたいところです。もちろんこの中で時間があれば残っていたいて、メール交換してもいいのですが、フォームなどを作って、そちらに連絡いただければ、こちらからもう1回ということで、1回目はできるだけ早いうちにしないと流れてしまいそうなので、できれば2月中に、それから皆さんの日程考えると、平日は難しいと思いますので、平日でしたら時間外というか夜の時間体、あるいは土日、実際に参加するのが具体的に時間が難しいけど、参加したいという場合にはそのオンラインでの参加ということもあるのかなと思っています。そういったものに参加しても大丈夫そうな方がいらっしゃった



ら、日程を調整しながら、まずは始めてみたいと思います。よろしくお願いします。

**土井会長**：まずは個人情報のこともあるので、私たちはお互いのメールで全部知っているわけではないので、そういった情報共有のお手間を事務局の方で取っていただくことは可能でしょうかということだと思います。

**事務局（こども政策課）**：初動に関しては事務局から、委員の皆様に代表取りまとめをしてくださる委員の、連絡先を頂戴して、うちから一斉送信しますので、ご興味ある方は、各自でアクセスして登録をしてそこから、あとは、委員さん同士で直接、やりとりをしていただくということで、初動に関してはこちらから一斉で委員の皆様にお送りしたいと考えております。

**土井会長**：ありがとうございます。では、そういう形で、おそらく近々回ってくるということですね。

では関心のある方はぜひご参加いただければありがたいと思います。他に委員の皆様方で何かご発言されたいことがありますか。事務局はありますか。ではこれを持ちまして本日の議事進行を、私の方は終わりにしますので、事務局にお返しをいたします。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日皆様にご確認をいただいた後に、市のホームページで公開したいと考えております。では、以上を持ちまして、令和6年度第5回つくば市子ども子育て会議を閉会いたします。本日も長時間にわたり、ありがとうございました。

# 令和6年度（2024年度）第5回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和7年（2025年）2月20日（木）

13時30分から17時00分まで

場所：コミュニティ棟1階 会議室1

## ＜ 次 第 ＞

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 協 議 事 項

（1）小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）（P. 1～）

### 4 報 告 事 項

（1）令和8年4月 特定教育・保育施設の創設について（P. 29～）

（2）令和7年度の教育・保育施設の利用定員変更等について（P. 31～）

（3）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）のパブリックコメント実施  
結果について（P. 37～）

別冊 報告3－3 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）

### 5 そ の 他



【報告事項】 令和8年4月 特定教育・保育施設の創設について

民間保育所等選定会議及び各公立保育所民間移管事業者選定会議の結果、次のとおり整備事業者が選定されましたので御報告いたします。

## 1 選定事業者一覧（認可保育所）

| No. | 施設仮称         | 設置者        | 予定地  | 定員※        |
|-----|--------------|------------|------|------------|
| ①   | 妻木保育園        | (福)知覧中央福祉会 | 妻木   | 90人 (36人)  |
| ②   | 荏間つなぐ保育園     | (福)筑波匠仁会   | 荏間   | 110人 (42人) |
| ③   | たかやまみつぼし保育園  | (福)三星会     | 下河原崎 | 105人 (45人) |
| ④   | かみよこばスマイル保育園 | (福)緑生福祉会   | 上横場  | 100人 (36人) |
| ⑤   | 高見原くじら保育園    | (福)くじら     | 高見原  | 120人 (50人) |

※ カッコ内は3号認定（0～2歳児）の定員

## 2 予定地周辺図

①妻木保育園、②苅間つなぐ保育園



③たかやまみつぼし保育園



## ④かみよこばスマイル保育園



### ⑤高見原くじら保育園





## 【報告事項】令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について

次のとおり茨城県に定員変更等の手続を行うため、御報告いたします。

## 1 定員変更（令和7年4月1日から変更予定）

## (1) 認可保育所

| 施設名       | エリア | 区分  | 認可定員 | 利用定員 |     |      |     | 変更事由                             |
|-----------|-----|-----|------|------|-----|------|-----|----------------------------------|
|           |     |     |      | 2号   | 3号  |      | 合計  |                                  |
|           |     |     |      |      | 0歳  | 1・2歳 |     |                                  |
| アイリス保育園   | 中央部 | 現行  | 141  | 72   | 21  | 48   | 141 | 保育士の確保ができず、認可定員までの受入れができていないため。  |
|           |     | 変更後 | 141  | 69   | 10  | 41   | 120 |                                  |
|           |     | 増減  | 0    | ▲ 3  | ▲11 | ▲ 7  | ▲21 |                                  |
| 青い丘保育園つくば | 中央部 | 現行  | 120  | 60   | 20  | 40   | 120 | 保育士の確保ができず、認可定員までの受入れができていないため。  |
|           |     | 変更後 | 120  | 33   | 5   | 22   | 60  |                                  |
|           |     | 増減  | 0    | ▲27  | ▲15 | ▲18  | ▲60 |                                  |
| 吉沼保育園     | 北部  | 現行  | 180  | 105  | 15  | 60   | 180 | 入所希望者が減少傾向にあり、認可定員までの受入れができないため。 |
|           |     | 変更後 | 180  | 96   | 15  | 49   | 160 |                                  |
|           |     | 増減  | 0    | ▲ 9  | 0   | ▲11  | ▲20 |                                  |

| 施設名    | エリア | 区分  | 認可定員 | 利用定員 |    |      |     | 変更事由                                          |
|--------|-----|-----|------|------|----|------|-----|-----------------------------------------------|
|        |     |     |      | 2号   | 3号 |      | 合計  |                                               |
|        |     |     |      |      | 0歳 | 1・2歳 |     |                                               |
| 上ノ室保育所 | 中央部 | 現行  | 60   | 40   | 0  | 20   | 60  | 民間移管に伴い閉所するため<br>(移管先：YUEIUインターナ<br>ショナル保育園)。 |
|        |     | 変更後 | 0    | 0    | 0  | 0    | 0   |                                               |
|        |     | 増減  | ▲60  | ▲40  | 0  | ▲20  | ▲60 |                                               |
| 上広岡保育所 | 中央部 | 現行  | 70   | 37   | 9  | 24   | 70  | 民間移管に伴い閉所するため<br>(移管先：YUEIUインターナ<br>ショナル保育園)。 |
|        |     | 変更後 | 0    | 0    | 0  | 0    | 0   |                                               |
|        |     | 増減  | ▲70  | ▲37  | ▲9 | ▲24  | ▲70 |                                               |
| 稲岡保育所  | 中央部 | 現行  | 60   | 41   | 0  | 19   | 60  | 民間移管に伴い閉所するため<br>(移管先：稲岡くじら保育園)。              |
|        |     | 変更後 | 0    | 0    | 0  | 0    | 0   |                                               |
|        |     | 増減  | ▲60  | ▲41  | 0  | ▲19  | ▲60 |                                               |

(2) 幼保連携型認定こども園

| 施設名       | エリア | 区分  | 認可定員 | 利用定員 |     |     |       |     | 変更事由                                                        |
|-----------|-----|-----|------|------|-----|-----|-------|-----|-------------------------------------------------------------|
|           |     |     |      | 1 号  | 2 号 | 3 号 |       | 合計  |                                                             |
|           |     |     |      |      |     | 0 歳 | 1・2 歳 |     |                                                             |
| 認定こども園みのり | 南部  | 現行  | 280  | 120  | 90  | 20  | 50    | 280 | 1 号：満 3 歳児クラス新設のため。<br>3 号：保育教諭の確保ができず、認可定員までの受入れができていないため。 |
|           |     | 変更後 | 280  | 142  | 90  | 10  | 38    | 280 |                                                             |
|           |     | 増減  | 0    | 22   | 0   | ▲10 | ▲12   | 0   |                                                             |

## 2 前年度との比較（１・２・３号認定の定員区分の設定がある施設のみ集計）

| 年度         | １号    | ２号    | ３号  |       | 合計     |
|------------|-------|-------|-----|-------|--------|
|            |       |       | ０歳  | １・２歳  |        |
| 令和６年４月利用定員 | 2,673 | 5,100 | 964 | 3,046 | 11,783 |
| 令和７年４月利用定員 | 2,695 | 5,342 | 978 | 3,187 | 12,202 |
| 増減         | 22    | 242   | 14  | 141   | 419    |

## 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の新設について

### (1) 認可保育所

以下の７施設について茨城県への認可申請を行っており、当初計画のとおり令和７年４月開園見込みとなっています。

| 施設名                        | 設置者           | 所在地 | 認可定員 | 利用定員 |     |         | 合計  |
|----------------------------|---------------|-----|------|------|-----|---------|-----|
|                            |               |     |      | 2 号  | 3 号 |         |     |
|                            |               |     |      |      | 0 歳 | 1 ・ 2 歳 |     |
| しらゆり西栗山保育園※ <sup>1</sup>   | (福)しらゆり福祉会    | 西栗山 | 90   | 54   | 6   | 30      | 90  |
| 万博公園みつぼし保育園                | (福)三星会        | 陣場  | 105  | 60   | 9   | 36      | 105 |
| わかばのもり保育園手代木※ <sup>2</sup> | (福)大柏学園       | 手代木 | 90   | 54   | 6   | 30      | 90  |
| YMCAみどりのつぼみ保育園             | (福)茨城YMCA福祉会  | 谷田部 | 96   | 60   | 2   | 34      | 96  |
| YUEIUインターナショナル保育園          | (福)プルメリア地域福祉会 | 上ノ室 | 156  | 90   | 18  | 48      | 156 |



| 施設名               | 設置者      | 所在地 | 認可定員 | 利用定員 |    |      | 合計 |
|-------------------|----------|-----|------|------|----|------|----|
|                   |          |     |      | 2号   | 3号 |      |    |
|                   |          |     |      |      | 0歳 | 1・2歳 |    |
| 稲岡くじら保育園          | (福)くじら   | 稲岡  | 75   | 45   | 6  | 24   | 75 |
| メリー★ポピンズ つくば駅前ルーム | (福)どろんこ会 | 吾妻  | 60   | 36   | 6  | 18   | 60 |

※1 旧仮称：しらゆりみどりの保育園

※2 旧仮称：わかばのもり保育園つくば

## (2) 小規模保育事業A型

子ども・子育て会議において意見聴取を行った以下の2施設について認可申請の審査を行っており、当初計画のとおり令和7年4月開園見込みとなっています。※1

| 施設名         | 設置者              | 所在地 | 認可定員 | 利用定員 |    |      | 合計 |
|-------------|------------------|-----|------|------|----|------|----|
|             |                  |     |      | 2号   | 3号 |      |    |
|             |                  |     |      |      | 0歳 | 1・2歳 |    |
| 万博公園ふぁみりは学園 | (一社)ファミリハクリエーション | 水堀  | 19   |      | 3  | 16   | 19 |
| 天空のまちつなぐ保育園 | (福)筑波匠仁会         | 吾妻  | 19   |      | 3  | 16   | 19 |

※1 令和6年度第4回会議で意見聴取を行った(仮称)スクルドエンジェル保育園みどりの園は、事業者都合(工期の延長等)により開園を延期し、令和7年5月以降の開園を見込んでいます。

## 【参考】利用定員とは

子ども・子育て支援新制度では、施設・事業の認可に加えて給付対象としての確認という手続が定められています。認可を受けた施設・事業者からの確認申請により、認定区分ごとの利用定員が定められ、給付費（委託費）の支給が行われることになります。利用定員は認可定員の範囲内で定められるものであり、保育士配置基準、面積等基準に留意した上で1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定されています。利用定員は認可定員と一致させることが基本となりますが、実利用人数が認可定員を下回る場合、計画上の確保方策等に留意した上で、認可定員よりも少ない利用定員とすることができます（例：新規開園する年度で、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）。

各施設・事業における児童の受入れや給付単価の設定は、認可定員ではなく利用定員をもとに運用されます。また、実際の受入れ人数については、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり超過したりする柔軟な取扱いが認められています（例：2号利用定員30人、3号利用定員30人の計60人に対して、実際の受入れ人数は2号25人、3号35人の計60人）。現在、特定教育・保育等に係る需要の増加が見られており、待機児童対策を引き続き推進していく必要があることに鑑み、施設や職員配置の基準を満たす施設については年度当初から利用定員を超えた受入れを実施しています。





## 令和 6 年度（2024 年度）つくば市子ども・子育て会議 開催スケジュール（案）

注）本スケジュールは、（仮称）第 3 期つくば市子ども・子育て支援プランに特化したものであり、それぞれの回に他の協議・報告事項があります。また、プラン業務の進捗状況によりスケジュールが前後することがあります。

| 回                                                  | 日程                      | 審議内容                                       |
|----------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|
| 第 1 回【済】                                           | 5 月 28 日（火曜日）           |                                            |
| 第 2 回【済】                                           | 8 月 9 日（金曜日）            | （仮称）第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）               |
| 第 3 回【済】                                           | 10 月 4 日（金曜日）           | （仮称）第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）               |
| 第 4 回【済】                                           | 11 月 25 日（月曜日）          | 第 3 期子ども・子育て支援プラン（案）                       |
| パブリックコメント：令和 7 年 1 月 7 日（火）から 2 月 6 日（木）まで         |                         |                                            |
| 第 5 回                                              | 令和 7 年 2 月 20 日<br>（本日） | 第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）のパブリックコメント実施結果について |
| 3 月下旬<br>窓口センター等でのパブリックコメント実施結果に関する報告（広報 4 月号掲載予定） |                         |                                            |
| 令和 7 年 4 月 1 日<br>第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン開始          |                         |                                            |



様式第 5 号（第 10 条関係）

パブリックコメント実施結果報告書  
【案件名：第3期つくば市子ども・子育て支援プラン  
（案）】

令和7年（2025 年）2月  
つくば市 こども部 こども政策課

## ■ 意見集計結果

令和7年1月7日から2月6日までの間、(第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案))について、意見募集を行った結果、13人(団体を含む。)から53件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法   | 人数(団体を含む。) |
|--------|------------|
| 直接持参   | 人          |
| 郵便     | 人          |
| 電子メール  | 人          |
| ファクシミリ | 1人         |
| 電子申請   | 12人        |
| 合 計    | 13人        |

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案) について

| No. | 意見概要                                                                                                                             | 意見数 | 市の考え方                                                                 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 未就学児2名の親で、他県からみどりの地区に転入し待機児童になっています。一時保育を探しましたが、10名待ちと言われ、毎日自宅で保育している状況です。<br>つくば市は待機児童ゼロと公表されていますが、年度途中での入園がこれほど難しいことを残念に思いました。 | 1件  | 貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。   |
| 2   | みどりの地区は公園に遊具が少ないです。みどりの中央は鉄棒のみで、他の小規模公園には小さな遊具ひとつのみという状況です。ぜひ遊具や砂場を増やしてい                                                         | 1件  | 貴重なご意見ありがとうございます。<br>みどりの地区の公園整備は土地区画整理事業として計画的に行っています。現在工事中の源流の森緑地(ト |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                                                                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>ただきたいと思います。</p> <p>現在工事中の源流の森公園に遊具が増えることを期待しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     | <p>ンボ池)は、貴重な自然環境を残し、地域の憩いの場として整備していることから、遊具を設置する予定はありません。</p> <p>つくば市内では画一的な公園が多く、遊具の増設要望が寄せられていることから、現在「つくば市公園緑地遊具等設置指針」の策定を進めています。</p>                                                                |
| 3 | <p>「発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行う・・・」とありますが、保育園や学校にスムーズに入っていけない子どもがいることはあまり知られていないのかと感じました。環境の変化が苦手で、新しい環境に慣れるのが難しい子どもを育てていると、通常の慣らし保育期間で子どもが保育所に入っていけなかったり、学校入学後も親が付き添い登校をするといった子どもがいます。</p> <p>その場合、片方の親は自分の生活を削って付き添い登校、登園することがあり、仕事を遅刻したり辞めざるをえない状況がでてくる場合があります。そういった場合の親への支援やサポートも支援のひとつとして検討していくことが必要なのではないかと感じました(まずは家庭の中に入って子どもと関係性をつくり、学校へとつなげていくアウトリーチ型支援のようなものとか)。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。また、ご意見をいただいた箇所につきましては、保育コンシェルジュによる教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、特別支援教育指導員による就学相談、発達相談や障害児相談支援事業等を見込んだ書きぶりとしており、今後も円滑な事業の推進に努めて参ります。</p> |
| 4 | <p>「・・・栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、・</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ書きぶりを修正しました。</p>                                                                                                                                                        |



|   |                                                                                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>・・普及・啓発を図ります。」とありますが、感覚過敏を持つことでバランスの良い食事をとるのが難しいタイプの人がいるということが分かってきました。</p> <p>多様性と謳うのであれば、すべての人に当てはまることではない、という補足も必要かと感じます。</p>                                                                                                       |     |                                                                                                                                                                                                                           |
| 5 | <p>つくば市は受給者証をとっても、相談支援専門員の情報を教えてもらえません。</p> <p>親が子どものことで悩み、困っている時期に、自分で情報を漁っていくことは大変なことでした。困っている時に相談できる人とつながっておくことは、セーフティネットとして大切だと思います。</p> <p>相談専門支援員の情報は障害児を抱える家族すべてに公開してほしいです。</p>                                                    | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、つくば市では「つくば市障害児通所支援事業所ガイドブック」を作成しており、その中で障害児相談支援事業所に関する情報を掲載し、公開しています。</p> <p>また、障害児相談支援事業所の情報は、新規・更新申請時に申請者にお知らせしているところです。</p> <p>今後、ガイドブックに掲載している相談支援事業所、相談支援専門員の情報の充実について検討を進めていきます。</p> |
| 6 | <p>現在つくば市では、全校に SC や SSW が配置されていますが、出勤日数が少ないように感じます。支援を必要としている人にとっては、必要な時に必要なタイミングで必要な支援とつながれることはとても大切なことのように感じます。</p> <p>子どもがひきこもりの状態になってしまうと、家庭に介入できる SSW の存在はとても大きいと感じます。子どもが社会とつながろうとしない時に、親以外の誰かが子どもとつながってくれる人がいることがとても大切だと思います。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | います。SSW の人数や勤務日数を増やし、家族を孤立させない動きが大切だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7 | <p>児童クラブの冬休みのお弁当注文に関して、つくば市こども育成課より情報提供のお知らせとして「本来温めて召し上がっていただく商品のため、ご飯が硬め」との案内がありましたが、児童クラブで温め対応はしないということがありました。つくば市の弁当選定の段階で、なぜそのような弁当を提供することになったのか、仕方がないのであれば児童クラブで温められないのはなぜか。</p> <p>子どもたちが公設公営の児童クラブ内においても、健康で文化的な最低限度の生活ができるようにしていただきたい。</p>                                                | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>長期休業中の弁当事業者の中で、御指摘いただいた事業者については、つくば市のほぼ全域が配達区域である点と web での注文ができる点で導入を始めました。全ての弁当の温め対応が難しいことから、温め対応はしておりません。申し訳ございませんが、御理解いただければと思います。</p>                                                                                                                                              |
| 8 | <p>昨年 4 月に双子が小学校 1 年生になりましたが、保育園時代にも増して負担が大きく感じているのはなぜでしょうか。小学校にあがった途端に、授業参観、行事などで平日対応せざるをえないことが非常に増えました。子どもが多数となる回数も多いです。子どもの行事があること、それに参加すること自体に不満はないですが、仕事との調整が格段に難しくなりました。</p> <p>茨城県では子どもにラーケーションが導入されましたが、親は有給休暇を利用し対応せざるをえません。1 人につき 5 日の看護休暇は小学校就学とともになくなり、だからといって子どもの看護で休まないわけにもいかず、有</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。また、ご意見をいただいた箇所につきましては、子育てしやすい環境整備事業として、一時預かり事業、つくば子育てサポートサービス、子育て短期支援事業を行うとともに、こども家庭センター事業として、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育施設、妊婦健康診査事業等を見込んだ書きぶりとしており、今後も円滑な事業の推進に努めて参ります。</p> <p>また、こども未来センターでは、こども家庭相談として、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して切れ目のない包括的な相談支援を行</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>給休暇も自由に使えない中、レーションという子どもにとって、とても良い制度だと思いますが利用できない状況がもどかしいです。</p> <p>法改正により、看護休暇は小学校3年生まで利用できるようになれば少しは利用しやすくなるでしょうか。もっと放課後に丁寧に宿題をみてあげたいのに、などと仕事と子育ての時間配分について考えることが多くなりました。まさに1年生の壁にぶち当たっている状態です。継続的な支援としてどのようなことをしてくれますか。</p> |     | <p>っています。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 9  | <p>教育・保育の質は、保育施設の歴史や体質によるところが大きいです。しかも保育施設においては、親が希望して、希望の施設に入れるものでもないです。質を担保するために、具体的にどんなことを市の取組として行いますか。</p>                                                                                                                   | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。また、ご意見をいただいた箇所につきましては、教育・保育体制の整備事業として、認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保や、保育人材の確保事業として、つくば市保育士等处遇改善助成金、つくば市保育士就労促進助成金や、幼稚園教諭の人員確保を見込んだ書きぶりとしており、今後も円滑な事業の推進に努めて参ります。</p> |
| 10 | <p>特色をいかしたとありますが、いかせるつくば市の特色とは何ですか。</p>                                                                                                                                                                                          | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。また、ご意見をいただいた箇所につきましては、放課後子供教室における、科学技術、国際性、自然環境等といった当市の特性をいか</p>                                                                                                 |

|    |                                                                                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                               |     | した多様な体験・交流活動等を見込んだ書きぶりとしており、今後も円滑な事業の推進に努めて参ります。                                                                                                                                                                                                    |
| 11 | <p>研究学園駅前での喫煙、タバコのポイ捨てがひどい。子供への影響が懸念される。</p>                                                                                                                                                                                  | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                          |
| 12 | <p>子供の移動が難しい。小学生になって子供がでかけることに不安がある。</p> <p>公共交通機関の充実が必要。バスの本数、つくタクの本数、駐車場所の拡大、つくタクのエリアを超えての移動が不可能(乗り継ぎするには 1 時間待つのは現実的ではない)。</p> <p>研究学園駅前、つくば駅前などの、駅前徒歩圏内での子供向けの施設の充実が必要。</p> <p>(東京から引っ越してきたが車に乗れない人が暮らしにくい)</p>           | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>つくバスについては、運行便数増に資するバス運転士の確保策、要望や宅地開発など市域の状況を考慮したバス停設置などを進めます。</p> <p>つくタクについては、これまで1時間に1便運行でしたが、令和7年4月からAI オンデマンドシステムを導入し、1時間に複数便の運行が可能となります。</p> <p>なお、民間のタクシー事業との兼ね合いから、移動場所を限定している区域運行なっていることには、ご理解いただけましたら幸いです。</p> |
| 13 | <p>乳幼児を連れての移動が難しい。妊婦健診や支援センターの利用において、駅から歩いて行ける場所が少ない。</p> <p>つくタクを利用したが、予約がとれないと家にこもるしかなかった。</p> <p>つくタクの本数も少なく1時間に一本では特に病院のように、時間が読めない用事では不自由で妊婦期間本当に困った。</p> <p>当日の予約はほぼとれない。予約数が限られるようになり、本当に困った。</p> <p>(東京から引っ越してきたが</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>つくタクについては、令和7年4月からAI オンデマンドシステムを導入し、1時間1便運行から、1時間に複数便の運行が可能となります。</p> <p>また、予約方法についても従来の電話予約に加えて「WEB 予約」を導入し、24 時間いつでも予約が可能となります。</p> <p>また、こども未来センターでは、妊産婦健診、出産に伴う入退院の際のタクシー代を助成しています。詳細は市ホームページ等をご確認ください。</p>         |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
|    | 車に乗れない人が暮らしにくい)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                            |
| 14 | <p>道の安全性について、車に乗れないので自転車を利用しているが、道のでこぼこがひどく街灯も少ない(研究学園から洞峰公園に向かう道など)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 15 | <p>保育園が駅近くに少ない。研究学園駅周辺に少ない。</p> <p>車に乗れないと選択肢が一気になくなる。</p> <p>流山のように、駅まで連れていったら、各保育園までの送迎をして欲しい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>二人目を考えるにくい。</p> <p>できれば二人目を産み育てたいが、壁がある。</p> <p>二人目の育児休職中、一人目の保育園が短時間化されてしまうと聞いた。</p> <p>そうになると、夫に車で保育園の送迎をしてもらっている現在の体制が崩れてしまう。電動自転車で行ける内は良いが、産後数ヶ月の子をおぶって行くのは怖くて仕方ない。</p> <p>一人目と同じ保育園に入ることが難しそう。0歳クラスでなければ希望先に入れない。4月産まれなら考えうるが、特に早生まれとなったら0歳クラスはありえなくなり、保育園選びが壊滅的。</p> <p>東京ではおむつは無料で捨てられる。</p> <p>(有料ゴミ袋にいれずに回収してもらえる)つくばにきて驚いた。無料化を進めるべき。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                                        |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>子育て支援ボランティアなどあるが、利用しにくい。回数の制限。車に乗せてもらうのは不可。保育園の送迎も車でして頂けない。</p> <p>柔軟性と利便性。使用可能な内容を広げて欲しい。使用開始までに時間がかかりすぎる。</p> <p>有料は厳しい。</p>                                                                                                                                 |     |                                                                                        |
| 17 | <p>東京に勤務しているが、東京まで近いというのはうそだった。</p> <p>朝の通勤時間帯、区間快速の止まる駅が多過ぎる。8時台など、研究学園駅から北千住まで普通電車と3分しか変わらない。</p> <p>区間快速の止まる駅を見直すべき。人口数でルールを当初作ったとのことだが、止まる駅が増え過ぎている。</p>                                                                                                      | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有するとともに、つくばエクスプレスを運行する首都圏新都市鉄道株式会社に申し伝えます。</p> |
| 18 | <p>近年、不登校児の増加が注目されるようになり、不登校の出席扱い制度が適用されるようになりました。詳しく承知しているわけではありませんが、それぞれの子どもの意思や体調への考慮がなされるようになり、喜ばしいことだと感じています。</p> <p>一方で、内部障害の難病や持病、虚弱体質を持ちながら登校している子どもも多くいます。実子がこれに当てはまりますが、本人が自分の治療のための通院で欠席になるのは悲しく思う、と発言したことにより今回コメントさせていただきます。</p> <p>普通の学校生活は送れるけれ</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の教育施策や子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>        |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>ども、定期的な通院や入退院で登校が叶わない場合、病気や服薬による虚弱体質で体育などに制限がある場合、これらは今の所「欠席扱い」で、評定も通常の基準となっています。</p> <p>通常、長期入院する子どもは病院での院内学級がありますが、短期の入院では対象にならず、子どもは宙ぶらりんな状態におかれます。</p> <p>また、不治で慢性経過をたどる疾患をもつ子どもは、見た目には分かりづらく、怠惰と見なされることも多くあります。病気の周知と周囲の理解も進めて行く必要があると感じています。</p> <p>対象となる子どもの疾患は多様で、人的要因の確保が難しいことは想像できますが、定期的な通院や短期入院の際の欠席扱いと、それらが評定に影響することには柔軟な対応を求めます。</p> <p>一例ですが、コロナ禍に行っていた自宅におけるオンライン授業で出席する、なども有効な手段かと思います。</p> |     |                                                                                             |
| 19 | <p>計画を策定する基礎資料として実施したアンケート調査について、無作為抽出ではなく、対象となる方全員にアンケートを配布したほうが有力な意見や、有効回答率が上がると思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、対象となる方や規模等を考慮しながらアンケート調査を実施する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 20 | <p>心身の疲れが取れなかったり、十分な睡眠時間が取れない保護者の問題がある中、およそ8割が平成30年度から私用等で事業を利用していない、という状況は変</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>こども政策課では「子育て支援を受けたい人」と「子育て支援をしたい人」が会員として登録し、子ども</p>             |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>えたほうが良いと思います。家庭の孤立化や、当日気軽に預けられる場所がない、という状況が続いているためだと思いますので、臨機応変に預かれる IKEA みたいな施設がつくばにもあると良いと思います。</p> <p>カリフォルニアではタクシーの代わりに Uber という、車はないけれど行きたい目的地がある人と、その人たちを乗せて目的地に連れて行きお金をもらう人のマッチングアプリがあります。つくばでも子どもを預けたい人と、預かっても良い家庭や施設がマッチングできてその日にやりとりが成立するような気軽なアプリか制度があればいいなと思います。少しでも状況が良くなれば自殺する親子とかが現れたりしないと思いますので。</p> |     | <p>を預かったり、預けたりする「つくば子育てサポートサービス（ファミリーサポート）」を実施しております。市民の皆様に利用しやすい事業実施を目指してまいります。</p> |
| 21 | <p>子どもの権利に関する授業を毎年、年度はじめに行い、保護者を巻き込んだ授業や宿題を取り入れると良いと思います。保護者や教育関係者のみに関わらず、つくば市、また社会全体で子どもの権利(こどもがまんなかつくばのまち)の認知を広げ SDGs くらい知れ渡る当たり前のものになれば良いなと思いました。</p>                                                                                                                                                                | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の教育施策や子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>      |
| 22 | <p>13 ページの(2) アンケート調査の主な結果(就学前児童の保護者)についてコメントさせていただきます。</p> <p>「不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について」の回答者の約 80%が「利用し</p>                                                                                                                                                                                                        | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>           |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>ていない」という回答にもかかわらず、14 ページの利用希望についての回答の約半分が「利用したい」と回答している矛盾についてです。つくば市は、利用しやすい一時預かり事業について、具体的な市民のニーズをきちんと把握されているのでしょうか。私は江戸川区から、出産、育児のために小中高校時代まで過ごしたつくば市に 2023 年に U ターンしてきました。江戸川区では、一時預かり事業の一環としてベビーシッター利用補助の制度があり、利用率は年々上がっています。72 ページでは一時預かりできる施設を今後増やす、という見通しを示されていますが、荷物を準備して車に乗って子どもを施設に預けに行くよりも、ほんの数時間でも、自宅で子どもをプロのベビーシッターにみてもらえる方が利用しやすいのではないのでしょうか。私は産後数ヶ月間は体が辛い時に数回、茨城県の助産師会が提供している訪問助産師サービスを利用させてもらい、助産師さんに子育てアドバイスをいただきながら、2 時間弱、子どもをあやしていただいてとても助かったことがあります。（引っ越してきたばかりで、シングルマザーなのであまり頼れる人がないため、本当に救われました。）うまくコメントがまとまらず恐縮ですが、自分の故郷であるつくば市が、少しでも子育てしやすい街になることを期待しています。ご検討のほ</p> |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

|    |                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ど、よろしくお願いします。                                                                                                                                                 |     |                                                                                                                                                                                          |
| 23 | <p>37 ページ（１）③地域や放課後における子どもの居場所づくりについて</p> <p>アンケートの結果で、放課後の時間に過ごさせたい場所については「自宅」が最も多いが、就労等の事情によりかなわない人は多いと思う。この回答と児童クラブのニーズが直結するものではないので、留意して計画を進めていただきたい。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                               |
| 24 | <p>37 ページ（２）②子ども・若者育成支援に関すること</p> <p>「若者が直面するさまざまな困難や課題については、幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。」の部分は各種学説等を参考にしていると思われるが、参考にした論文等を示してほしい。担当者の私見で記載すべき内容ではない。</p>     | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>第３期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しましては、「子供・若者白書」等の要旨をもとに骨子案を作成し、子どもの保護者、学識経験者、市民委員などから構成される附属機関の会議である「子ども・子育て会議」で協議の上、策定を進めているものであり、担当者の私見で記載内容をまとめているものではございません。</p> |
| 25 | <p>39 ページの基本方針（１）子どもの権利の保障については、子育て当事者への情報提供も行っ<br/>てほしい。</p>                                                                                                 | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                               |
| 26 | <p>39 ページの基本方針（２）子どもの意見表明の機会の充実については、環境整備と気運の醸成という抽象的な文言ではなく、基本方針であってももう少し具体的な方針を示してほしい。</p>                                                                  | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                               |
| 27 | <p>42 ページの基本方針（１）特色をいかした放課後等の居場所の整備</p>                                                                                                                       | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子</p>                                                                                                                                   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                              |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------|
|    | <p>つくば市には、公設の児童クラブはあるが、他の自治体で行っているような「放課後居場所事業」が無いように思う。放課後居場所事業の整備も行ってほしい。アフタースクール事業のように有料ではなく、無料で行ってほしい。</p> <p>児童館の「一般利用」は本来は下校後に、一度帰宅してから利用するものと考えられるが、現状児童クラブに入っていない児童の受け皿になっている。いわゆるランドセル来館が正式に認められているのであれば、周知してほしい。</p> <p>また、中高生（保育が必要ではない子ども）の居場所の整備も必要と思われる。</p> <p>公設児童クラブへの定員導入により、今後入所できない児童が増えると思われるので、急務として取り組んでいただきたい。本来であれば児童クラブの整備を行った上で定員減をするべきであったのが逆になっている。入所審査では、学年別の点数の傾斜が大きく、低学年であればほぼ無条件に入所できるが、学年が上がるにつれて本当に必要な児童が入れない状況が生じうと思うので、点数配分を見直してほしい。家庭によってはランドセル来館や放課後居場所事業でニーズが満たされる場合もあると思う。</p> |     | <p>育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、児童館ではランドセル来館を可能としています。</p> |
| 28 | <p>43 ページの基本目標 5 子ども・若者の育成支援</p> <p>どのようなことを「恵まれた環境」と言っているのか。 60 ペー</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ書きぶりを修正しました。</p>             |

|    |                                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ジのように「多様な資源」と言った方が適切ではないか。                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                          |
| 29 | <p>51 ページの基本目標 3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む</p> <p>文書中の「待機児童」と「入所待ち児童」の用語が混在するがどのような違いがあるのか。</p> <p>数字上の待機児童はゼロでも、遠方の保育所にしか入所できず育休を延長している人など、実際の待機児童は存在すると思われるので、ニーズの把握に努めてほしい。また、公立保育所を維持してほしい。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「待機児童」と「入所待ち児童」の用語について、「待機児童」は、転園希望の児童を含めない等の国の定義に基づいたものになります。「入所待ち児童」は、「待機児童」だけでなく、様々な事情により、希望する施設等に入所できていない児童を指しております。</p> |
| 30 | <p>53 ページの図では幼児教育・保育人材が助言等を行うのは幼稚園・保育所等であるが、小学校への助言等もできる仕組みであってほしい。小学校と幼保の双方向的な連携を行ってほしい。</p>                                                                                            | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の教育施策や子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                          |
| 31 | <p>56 ページの③子どもの居場所・学習支援事業</p> <p>経済的に困難でなくても、全ての児童（中高生も含む）が安心して過ごせる居場所を作してほしい。</p>                                                                                                       | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                               |
| 32 | <p>57 ページの①の 2 ポツ目</p> <p>学校に隣接する児童館に児童クラブがあることは保護者にとっても便利であるが、児童クラブがあることで他の児童や乳幼児・中高生が児童館を利用できなくなっている。児童クラブを分離し、児童館が居場所として機能することが必要である。</p>                                             | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                               |
| 33 | <p>57 ページの①の 3 ポツ目</p> <p>子どもたちの居場所という点では、保護者の就労等が前提であ</p>                                                                                                                               | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子</p>                                                                                                   |

|    |                                                                                                             |     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | る児童クラブでは要件を満たしていないと思う。どんな子どもも安全・安心に過ごせる場所を作ってほしい。                                                           |     | 育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 34 | 57 ページの①の5 ポツ目<br>アフタースクールのモデル事業では、利用料がかかるようだが、それでは全ての子どもに居場所を提供できているとは言い難い。イベントの参加費は別として、無料で利用できるようにしてほしい。 | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                               |
| 35 | 59 ページの【目標値】の指標として小学生のみとしたのはなぜか。基本方針が「すべての子ども・若者」となっているので、中学生以上についても指標として設定すべきではないか。                        | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。<br>第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しまして、令和5年度に、就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生本人に対して子育てアンケートを実施しました。P.59 の目標値につきましては、当該アンケート結果の内、小学生本人から得られた結果の一つを指標としたものですが、第3期つくば市子ども・子育て支援プランの対象につきましては、妊娠期、乳幼児期、学童期の子どもや保護者を基本とし、その対象年代以降の子ども・若者への成長も見すえた支援を位置付けていることを申し添えます。 |
| 36 | 60 ページの図について、家庭・地域と連携するのは、学校だけではなく幼稚園、保育所等も含まれると思う。                                                         | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                               |
| 37 | 71 ページの①利用者支援事業について、母子保健の担い手である助産師・保健師は、毎年会計年度任用職員の募集が多く、正規職                                                | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                               |

|    |                                                                                                                                                                                                             |     |                                                                                                                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 員の割合が低いと見受けられる。切れ目ない支援を実施するために正規職員として雇用することを要望する。                                                                                                                                                           |     | きます。                                                                                                                                                                                            |
| 38 | <p>77 ページの 13 放課後児童クラブの確保方策</p> <p>児童クラブの待機児童対策として民設民営児童クラブの誘致を挙げているが、公立・私立で費用面の差が少ない保育所と違い、児童クラブは公営・民営で費用が大きく異なる。民営の児童クラブでは課題解決とはならないのではないか。</p>                                                           | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>民営児童クラブは、公営では行っていないサービスや習い事の提供など、それぞれに特色があり、児童や保護者の多様な希望に対応できる側面があり、待機児童の課題解決の一端を担っていると考えます。</p>                                                                    |
| 39 | <p>78 ページの 14 に記載されている「放課後児童対策パッケージ」については、児童クラブの受け皿確保と全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策のことで、放課後児童クラブと子供教室の一体的な実施はパッケージの施策のごく一部であるのに、カッコ書きの部分が誤解を招く表現となっている。</p> <p>行事等のプログラムの提供以前に、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の整備が必要である。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ書きぶりを修正しました。</p> <p>また、児童の居場所整備についても検討を進めてまいります。</p>                                                                                                            |
| 40 | <p>39 ページの基本理念「子どもが まんなか つくばのまち」の説明がないが、これで良いのか。</p> <p>「こども大綱」とは何か、解説を入れるべきだと考える。</p>                                                                                                                      | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>39 ページの「基本理念」を含めた、第 3 期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しましては、子どもの保護者、学識経験者、市民委員などから構成される附属機関の会議である「子ども・子育て会議」で協議の上、策定を進めているものです。</p> <p>また「こども大綱」の補足説明につきましては、6 ページ第 2 段落の</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                                                                                |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                                 |     | 7行目に記載しておりますので、御理解いただければと思います。                                                                 |
| 41 | <p>41 ページの基本目標 3 楽しく着実に育ち学力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～</p> <p>文章の2行目の「・・・安心して暮らす場であると同時に、」の後に乳幼児の場合は、学びではなく「その子に応じた発達 or 育ちを保証し、自然に触れ五感に働きかける遊びを通して生きる力を養い、生涯にわたる人間形成の土台をつくり望ましい未来に向けて自らの力を試し、」と続けてはどうでしょうか。保育の質ガイドラインで明記していると思います。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                     |
| 42 | <p>68 ページ（2）エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策について、北部と南部の過不足を中央部でカバーするということだが、共働き世帯の保護者は自宅近隣を望んでいる。地域の公立保育所機能を充実させ対応すべきだ。</p>                                                                                                                | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                     |
| 43 | <p>36 ページの3段落目の「・・・全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障・・・」、4段落目の「障害のある子どもや医療的ケア児、外国にルーツをもつ子どもといった様々な背景をもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支</p>                          | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>保育の質に関する具体的な事業につきましては、他の具体的な事業とともに、「第4章 施策の展開」に記載させていただいております。</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>えていくことが必要です。」という記載については、その通りだと思います。</p> <p>69 ページでも保育の質について言及しますが、保育の質を担保するため、又、連携のための具体的な計画や事業について明記されていません。公・私立を越えた職員の研修・交流の事業を是非実施して下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                            |
| 44 | <p>41 ページの基本方針（１）、66 ページ（１）に関する意見</p> <p>保育所 4 月入園申込制度における希望施設記入数について</p> <p>【意見内容】</p> <p>希望施設記入数を現在の 3 施設→5 施設に増やすことを具体策としてご検討いただけますでしょうか。</p> <p>【意見の背景・詳細】</p> <p>他市町村の事例として、水戸市（人口 26 万人規模）では 5 施設記入可能となっています。つくば市全体では保育量増を目指し施設増・定員増と推移していますが、特にみどりのエリア等では定員増を上回る人口流入があるのでと感じています。第 3 希望までに記入が制限されていることで保留となる世帯が増え、潜在待機児童数増にも繋がっているのではと推察しています。一次申込の段階で入所できる園の可能性を増やしていただく策のご検討を是非お願いいたします。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 45 | <p>保育所 4 月入園申込制度における、過去年度の施設側募集見込み数と受入確定数の公表について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子</p>                     |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>て</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>過去の「一次・二次申込時の募集見込数(申込締め切り時点)」および、「利用調整確定時の受入確定数」を全園公表していただきたいです。</p> <p><b>【意見の背景・詳細】</b></p> <p>以下、実際に我が世帯で発生した事象です。</p> <p>希望した3施設の内2施設が、一次申込時点(11月)の募集見込数から、一次利用調整確定時点(1月)の受入確定数を4割から7割減らしていました。</p> <p>利用調整確定時点(1月)での大幅な受入数減少も要因の一つとなり、我が子は一次申込保留(落選)の結果となりました。</p> <p>申込み側は11月時点の募集見込み数を信頼して、3施設に絞り込み応募しています。1、2割の変動が生じる可能性は想定していましたが、半分近いもしくは半分以上を超える減少は想定外でした。</p> <p>人員体制等により受入数に変動が起こるのは仕方がないことです。しかし、このような事象(3割以上などの大幅な受入増減)が毎年、どこかしらの園で起きているのならば、全園で過去年度の募集見込みと確定数の結果を公表すべきではと考えます。</p> <p>申込み側からすると、見込みから確定数に大幅な増減が生じている事業者は応募におけるリスクと捉えますので、申込回避も検討します。4月入所の申込制度に</p> | <p>育て支援施策の参考とさせていただきます。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |                                                                                                                                                                                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>おいては、信頼できる情報が開示されていることが前提で成立しているものかと存じます。そのため過去年度の全園募集見込み数と、利用調整確定時の受入数の公表(一次・二次ともに)をご検討いただきますようお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                                                                                            |
| 46 | <p>37 ページの③について</p> <p>アンケート調査で、放課後の時間に過ごさせたい場所について「自宅」「習い事」「児童クラブ」となっており、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については「参加経験がある」と「今後参加させたい」が合わせて半数を超えていることから「・・・このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して適正に確保していくことや人材確保のための処遇改善等が必要・・・」となっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ自宅・習い事・児童クラブで過ごさせたいと考えているのか</li> <li>・なぜ地域活動やグループ活動に参加させたいと考えているのか</li> <li>・今それができていない人は何が原因でできていないのか</li> </ul> <p>などは明らかになっているのでしょうか？そこを明らかにしないと本当の解決策が見えてこないのではと思いました。アンケート結果からの課題設定や解決策が安易に見えるため、上記に関連するデータや聞き取り結果があるのであれば示してほしいで</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しまして、令和5年度に、就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生本人に対して子育てアンケートを実施しました。プランの公表にあわせ、アンケート結果も市ホームページで公表予定ですので、そちらでご確認いただけますと幸いです。また、急ぎアンケート結果をご覧になりたい場合は、市役所こども政策課窓口にて閲覧対応をさせていただきます。</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 47 | <p>37 ページの（２）①、②どちらも、現状の課題と重要性が良く分からなかったので示してほしいです。</p> <p>①に関して「子どもの権利条約」が大事なのは分かりますが、アンケート結果で数値が高かったからというだけでそれを安易に課題と設定しているように見えます。数値が高いのであれば親は既にそこに配慮して接していたりするのではないかと。なぜそのアンケート結果になっているのかの考察はされたのでしょうか。もう一步深いデータ分析や更なる調査による課題設定と解決策の提示をお願いします。</p> <p>②に関して「幼児期における親や養育者との触れ合いや愛着形成・・・」が影響でコミュニケーションスキルが低い子どもが多いのですか。そのように読み取れるのですが、どこからきたデータなのでしょうか。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>第３期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しまして、令和５年度に、就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生本人に対して子育てアンケートを実施しました。第３期子ども・子育て支援プランから新たに追加する課題につきましては、アンケート結果等を踏まえ作成したものであり、子どもの保護者、学識経験者、市民委員などから構成される附属機関の会議である「子ども・子育て会議」で協議の上策定を進めているものであることを申し添えます。</p> |
| 48 | <p>38 ページの「基本理念」について</p> <p>子どもの教育に良い、という理由で移住してきたが実際には子育て支援は手薄く、ギャップがありすぎて「こどもがまんなか」とは感じられないため、34 ページのアンケート調査で「×」の項目の数字になっているのだと考察しています。</p> <p>あまり期待を煽るような言葉にしてがっかりさせないでほしいし、まちで子どもだけがまん</p>                                                                                                                                                                | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>39 ページの「基本理念」を含めた、第３期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に際しましては、子どもの保護者、学識経験者、市民委員などから構成される附属機関の会議である「子ども・子育て会議」で協議の上、策定を進めているものです。</p>                                                                                                 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                                                                                                                 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | かであるべきではないと思います。子ども、大人にかかわらず誰もがまんなかだと感じられるまちが理想であると思うので、基本理念の言葉には違和感があるのですが、どのような考えでこの言葉になったのでしょうか。                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                 |
| 49 | <p>39 ページの基本方針（１）について</p> <p>子どもの権利について情報提供する「大人」は「子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人」に限定して良いのですか。例えば、親の職場が子どもや子どもの育ちに理解が薄ければ、家庭でのケアが疎かになる可能性があります。子育てに関しては親の職場や仕事の影響が大きいと考えています。全体的な視点として、従業員を雇用している事業者へのアプローチにおいても子ども・子育て支援を考えてほしいです。</p> | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                      |
| 50 | <p>42 ページについて</p> <p>特色をいかすことが大事なのではなく、一人ひとりの個性を引き出す、伸ばすことが大事だと思うので「市の特色」を主役に持ってこないでほしいです。「市の特色」はオプションの一つだと思います。</p> <p>また（２）については児童クラブの従事者の方にはもっと子どもや子どもの育ちについてスキルアップしてほしいです。</p>                                                     | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>児童クラブ従事者の児童対応のスキルアップとして、茨城県主催の各種研修のほか、つくば市の主催により、外部講師を招いて「子どもに対する接し方」の研修を実施しています。</p> <p>これらの研修を通し、今後も児童クラブ従事者のスキルアップに努めてまいります。</p> |
| 51 | <p>43 ページ（１）について</p> <p>「・・・家庭・学校・地域および関係機関・・・」の中に親の職</p>                                                                                                                                                                              | 1 件 | <p>貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子</p>                                                                                                          |

|    |                                                                                                                                                                              |     |                                                                                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 場となりうる事業所も入れてほしい。                                                                                                                                                            |     | 育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                    |
| 52 | 48 ページの①について<br>幼、保どちらにも通っていない年齢層や世帯へのアプローチが弱いので、そこへの情報提供やアプローチをもっと考えた方が良く感じます。地域のイベントなども含まれますが、幼保どちらかに通っていれば得られる情報が得られにくいと思います。どこか子育て支援拠点を訪問したら地域商品券がもらえるとか、そのくらいやってもいいと思う。 | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。ご提案いただいた内容は、関係部署内にて共有し、市の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。                                                                     |
| 53 | 55～58 ページ<br>子どもの体験にかかわることで、専門性を持つ人には「無償ボランティア」ではなく適切な報酬をお願いしたいです。特に 56 ページの 1 ポツ目が気になりました。また、地域の習い事などの事業者との区別や配慮などがされると良いと思います。                                             | 1 件 | 貴重なご意見ありがとうございます。<br>56 ページ記載の放課後子供教室事業は地域学校協働活動事業の一つに位置付けられており、地域ボランティアとの連携は欠かせない事業となります。つくば市の放課後子供教室では無償ではなく有償ボランティアの方々に御協力をいただいています。 |

■ 修正の内容

○ P.43 基本目標5. 子ども・若者の育成支援～子ども・若者とその家族の支援～  
について

| 修正前                                                                                                   | 修正後                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3行目)<br>すべての子ども一人ひとりが、人と人とのつながりにより、自主的に持続可能な社会をつくるための力を育むとともに、当市の <u>恵まれた環境</u> をいかし・・・学びの基礎作りを図ります。 | (3行目)<br>すべての子ども一人ひとりが、人と人とのつながりにより、自主的に持続可能な社会をつくるための力を育むとともに、当市の <u>多様な資源</u> をいかし・・・学びの基礎作りを図ります。 |

○ P.78 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 ⑭放課後子供教室  
について

| 修正前                                                                                             | 修正後                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (14行目)<br>国の「放課後児童対策パッケージ」<br><u>(放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体的な実施)</u> については、・・・。                   | (14行目)<br>国の「放課後児童対策パッケージ」<br><u>の中で示されている放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した実施</u> については、・・・。               |
| (P.57(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実 4ポツ目)<br>○ 放課後児童クラブ <u>及び</u> 放課後子供教室の <u>一体的な実施</u> を推進するために、・・・ | (P.57(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実 4ポツ目)<br>○ 放課後児童クラブ <u>と</u> 放課後子供教室の <u>連携した実施</u> を推進するために、・・・ |

○ P.60(1)すべての子ども・若者の健やかな育成 ②健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成 について

| 修正前                                                                                                                          | 修正後                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1ポツ目)<br>○ <u>子どもが心身ともに健やかに成長</u> できるよう、栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、 <u>子どもの育ちに応じて</u> 、学校・家庭・地域が連携し、普及・啓発を図ります。 | (1ポツ目)<br>○ <u>子どもの個性や発達等の状況に合わせ、本人が心身ともに健やかに成長</u> できるよう、栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、学校・家庭・地域が連携し、普及・啓発を図ります。 |



別冊

世界の  
あしたが見えるまち。  
TSUKUBA



# 第3期 つくば市 子ども・ 子育て支援 プラン（案）

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から

令和11年度(2029年度)まで

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs



# はじめに

市長あいさつ文

パブリックコメントに対する市民への御礼、プラン策定にご協力いただいた、子ども・子育て会議委員への御礼を含むものであり、プラン完成版にて明記させていただきます。

令和7年（2025年）3月

つくば市長 五十嵐 立青

# 目 次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| はじめに.....                                      | 2  |
| 目 次.....                                       | 3  |
| 第1章 計画の概要.....                                 | 6  |
| 1 計画策定の背景・趣旨 .....                             | 6  |
| 2 計画の位置づけ .....                                | 7  |
| 3 計画の対象.....                                   | 8  |
| 4 計画の期間.....                                   | 8  |
| 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況.....                       | 9  |
| 1 子ども、子育て家庭の現状 .....                           | 9  |
| (1) 人口の推移 .....                                | 9  |
| (2) 児童人口の推移 .....                              | 9  |
| (3) 子育て世帯等の現状.....                             | 10 |
| (4) 女性の労働力率 .....                              | 10 |
| (5) 出生数・出生率 .....                              | 11 |
| (6) 婚姻・離婚 .....                                | 11 |
| 2 ニーズ調査結果・子育ての現状.....                          | 12 |
| (1) アンケート調査の実施概要.....                          | 12 |
| (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者） .....              | 13 |
| (3) アンケート調査の主な結果（小学生の保護者） .....                | 18 |
| (4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生）） .....             | 22 |
| 3 子ども・子育て支援事業の利用状況.....                        | 24 |
| (1) 教育・保育施設等 .....                             | 24 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業 .....                        | 25 |
| 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価 .....               | 31 |
| (1) 重点事業の評価 .....                              | 31 |
| (2) 成果指標の評価 .....                              | 34 |
| 5 子ども・子育て支援にかかわる課題.....                        | 35 |
| (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題.....                    | 35 |
| (2) 第3期プランから新たに追加する課題.....                     | 37 |
| 第3章 計画の理念・基本目標.....                            | 38 |
| 1 基本理念 .....                                   | 38 |
| 2 基本目標 .....                                   | 39 |
| 基本目標1.子どもの意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の |    |

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 保障～                                              | 39 |
| 基本方針（１）子どもの権利の保障                                 | 39 |
| 基本方針（２）子どもの意見表明の機会の充実                            | 39 |
| 基本目標２. たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～        | 40 |
| 基本方針（１）継続的・包括的な支援及び環境の充実                         | 40 |
| 基本方針（２）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実                     | 40 |
| 基本目標３. 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～            | 41 |
| 基本方針（１）教育・保育の提供体制の整備                             | 41 |
| 基本方針（２）子どもの豊かな育ちの促進                              | 41 |
| 基本目標４. 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～ | 42 |
| 基本方針（１）特色をいかした放課後等の居場所の整備                        | 42 |
| 基本方針（２）子どもが主体的に活動するための支援の充実                      | 42 |
| 基本目標５. 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～              | 43 |
| 基本方針（１）すべての子ども・若者の健やかな育成                         | 43 |
| 基本方針（２）困難を有する子ども・若者やその家族の支援                      | 43 |
| ３ 計画の体系                                          | 44 |

## 第４章 施策の展開 45

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 基本目標１ 子ども意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～ | 45 |
| （１）子どもの権利の保障                                     | 46 |
| 基本目標２ たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～         | 47 |
| （１）継続的・包括的な支援及び環境の充実                             | 48 |
| （２）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実                         | 49 |
| 基本目標３ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～             | 51 |
| （１）教育・保育の提供体制の整備                                 | 52 |
| （２）子どもの豊かな育ちの促進                                  | 53 |
| 基本目標４ 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～  | 54 |
| （１）特色をいかした放課後等の居場所の整備                            | 55 |
| （２）子どもが主体的に活動するための支援の充実                          | 57 |
| 基本目標５ 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～               | 59 |
| （１）すべての子ども・若者の健やかな育成                             | 60 |

## 第５章 重点事業 62

|                         |    |
|-------------------------|----|
| １ 教育・保育提供区域の設定          | 62 |
| ２ 人口の見込み                | 64 |
| ３ 教育・保育の量の見込みと確保方策      | 66 |
| （１）市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策 | 66 |

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (2) エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策..... | 68        |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....  | 71        |
| 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... | 81        |
| <b>第6章 計画の推進体制.....</b>        | <b>82</b> |
| 1 庁内の連携協力の推進.....              | 82        |
| 2 子どもの意見を尊重した施策の推進.....        | 82        |
| 3 計画の進捗管理.....                 | 82        |
| <b>参考資料.....</b>               | <b>83</b> |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化及び単身世帯の増加等、世帯の小規模化の進行により、ライフスタイルや価値観、ニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

つくば市（以下「当市」という。）においては、出生率について県、国より高い水準で推移しています。また、みどりのや香取台といったつくばエクスプレス沿線開発地域、つくば駅周辺をはじめとする公務員宿舎跡地の再開発が進む研究学園地区等で子育て世代を中心に人口の流入が続いており、その保育ニーズの増加に対応するため、積極的な保育施設の新設整備を進めたことにより、国の定義で最大131人いた待機児童が令和6年（2024年）4月1日時点で0人となりました。しかしながら依然として潜在的待機児童数が100人を超えていることや76年ぶりとなる保育士配置基準の改正を踏まえ、今後も保育の質・量ともに適正に確保を続けていく必要があります。

当市では、平成27年（2015年）3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年（2020年）3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

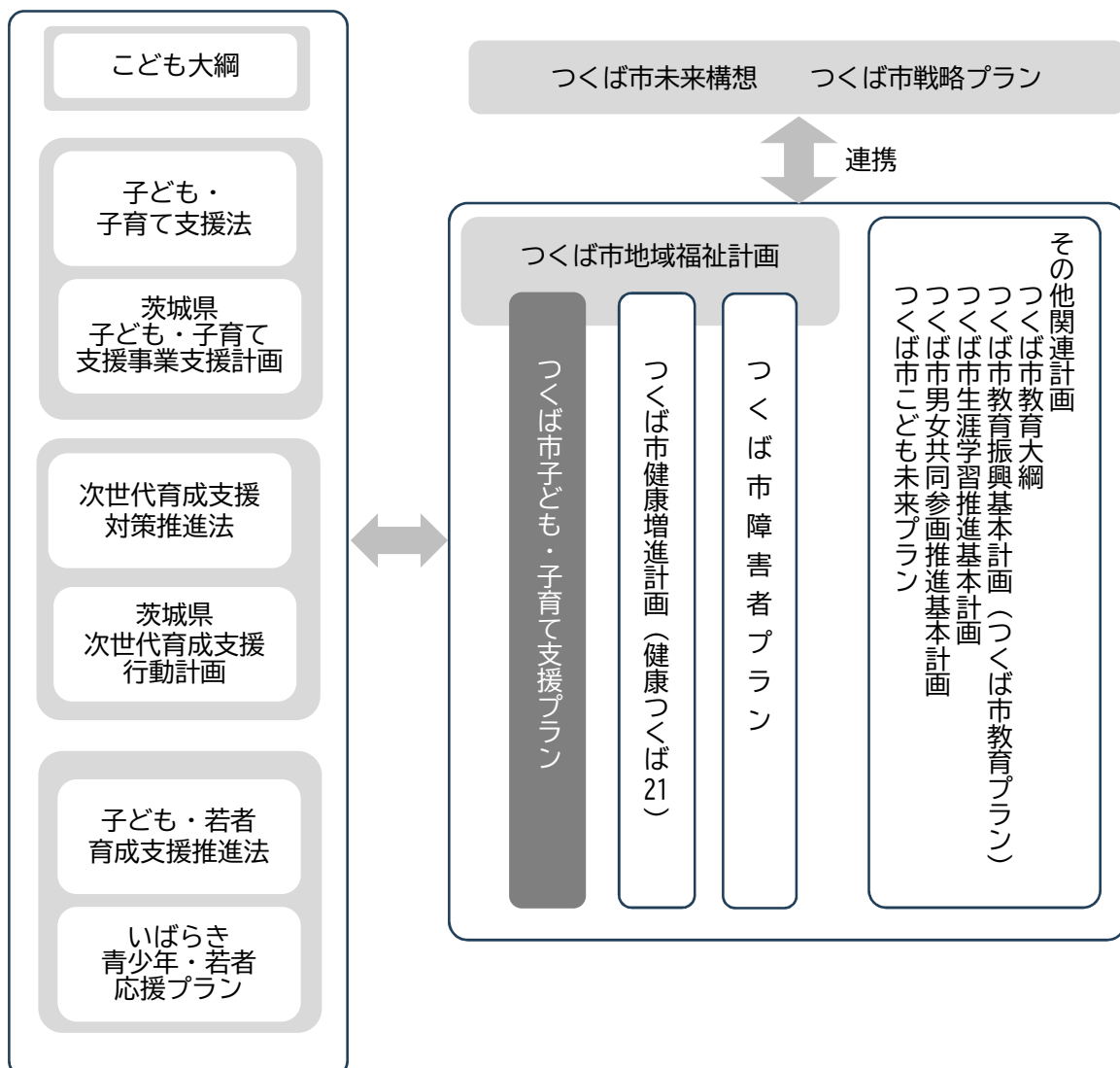
当市では、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに

に伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

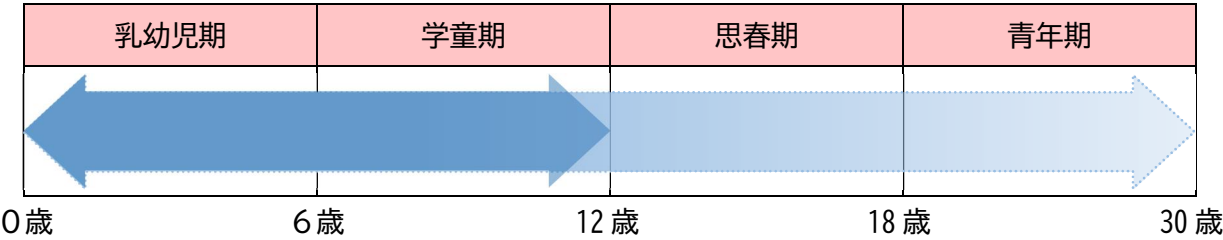
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を一体的に策定したものです。

本計画は、まちづくりの理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、こども未来プラン、教育振興基本計画、障害者プラン等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の対象

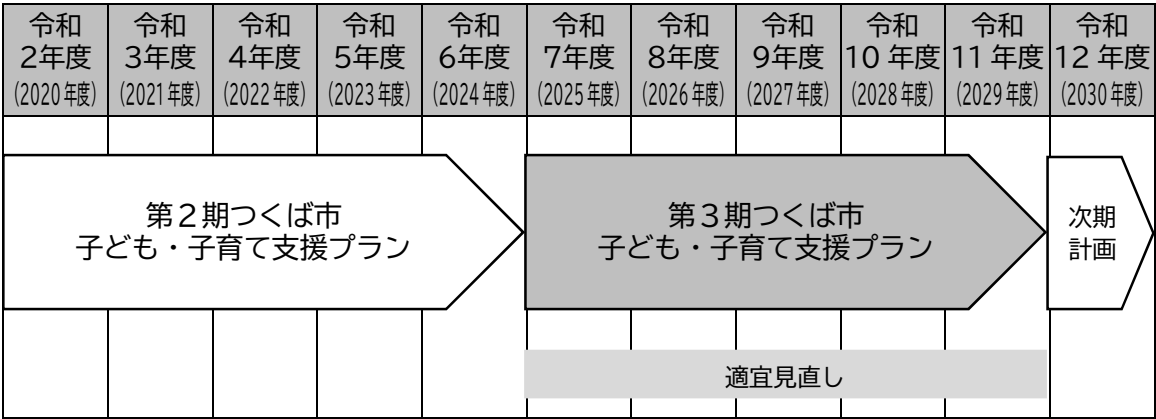
本計画の対象は、妊娠期、乳幼児期、学童期の子どもや保護者を基本とし、その対象年代以降の子ども・若者への成長も見すえた支援を位置付けています。



### 4 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画については、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

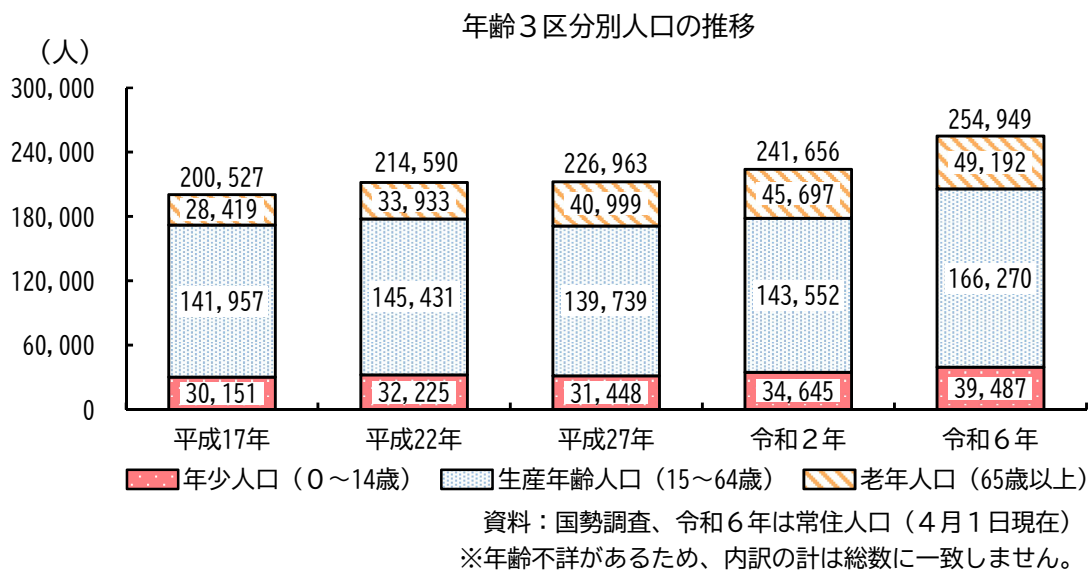


## 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

### 1 子ども、子育て家庭の現状

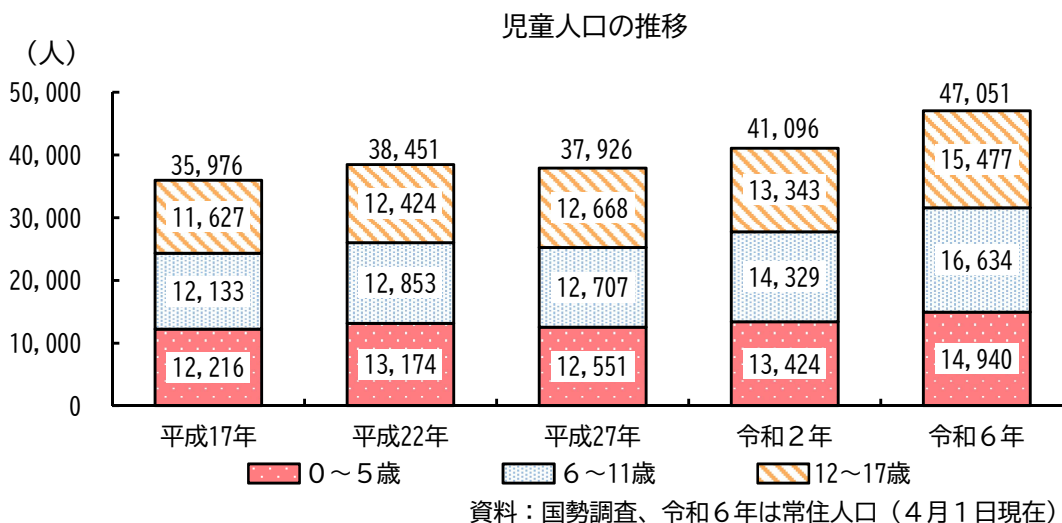
#### (1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別でみると老年人口は年々増加しており、年少人口、生産年齢人口においても増加傾向にあります。



#### (2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、令和6年（2024年）4月現在で47,051人となっています。平成27年（2015年）以降の児童人口は増加傾向にあります。

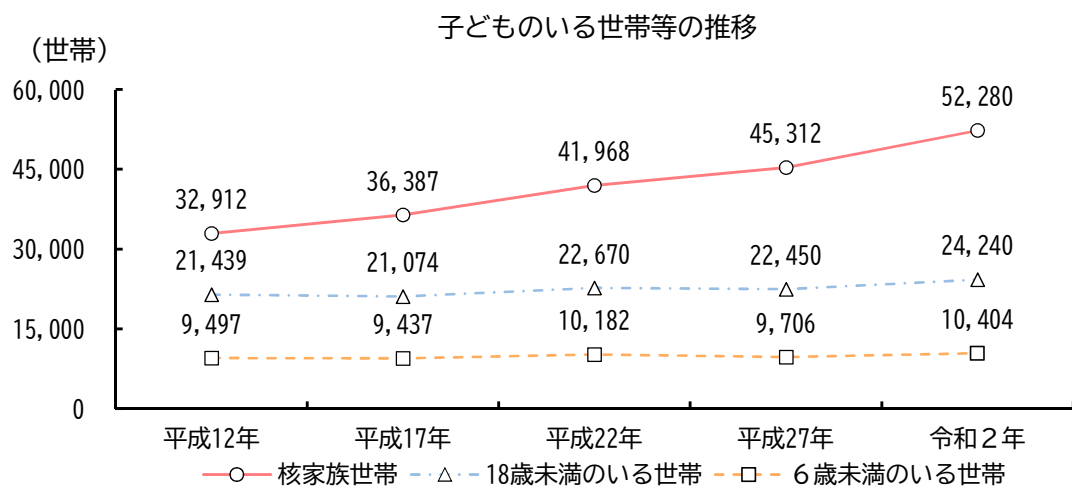




### (3) 子育て世帯等の現状

当市の核家族世帯（子どものいない世帯も含む）については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）で52,280世帯と、平成12年（2000年）に比べ約1.6倍となっています。

一方子どものいる核家族世帯は、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯について横ばいとなっており、それぞれ令和2年（2020年）で24,240世帯、10,404世帯となっています。

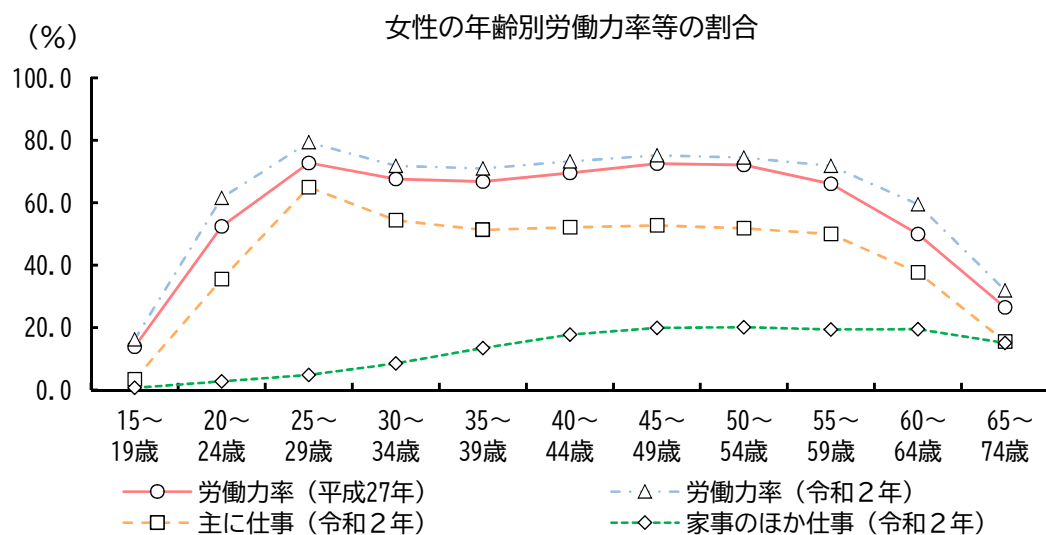


資料：国勢調査

### (4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年（2015年）と比較すると、令和2年（2020年）でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の65.0%が最も高く、次いで30～34歳の54.3%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



資料：国勢調査

※主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合

家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

## (5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年（2022年）でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。

出生数・出生率の推移

単位：人等

| 項目             |      | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|----------------|------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 出生数（市）         |      | 2,196   | 2,231   | 2,133  | 2,167  | 2,178  |
| 出生率<br>（人口千人対） | つくば市 | 9.8     | 9.8     | 9.2    | 9.7    | 9.1    |
|                | 茨城県  | 6.8     | 6.4     | 6.2    | 5.9    | 5.7    |
|                | 国    | 7.4     | 7.0     | 6.8    | 6.6    | 6.3    |
| 合計特殊出生率        | 茨城県  | 1.44    | 1.39    | 1.34   | 1.30   | 1.27   |
|                | 国    | 1.42    | 1.36    | 1.33   | 1.30   | 1.26   |

資料：茨城県人口動態統計

## (6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年（2019年）以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年（2022年）でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年（2022年）以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

|      |            |   | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------|------------|---|---------|---------|--------|--------|--------|
| つくば市 | 婚姻         |   | 1,312   | 1,361   | 1,248  | 1,204  | 1,290  |
|      | 離婚         |   | 367     | 382     | 382    | 352    | 317    |
|      | 婚姻率（人口千対）  |   | 5.9     | 6.0     | 5.4    | 5.4    | 5.4    |
|      | 離婚率（人口千対）  |   | 1.64    | 1.68    | 1.64   | 1.58   | 1.32   |
| 茨城県  | 婚姻率（人口千対）  |   | 4.4     | 4.4     | 3.8    | 3.6    | 3.7    |
|      | 離婚率（人口千対）  |   | 1.68    | 1.66    | 1.57   | 1.46   | 1.41   |
|      | 平均初婚<br>年齢 | 夫 | 31.1    | 31.3    | 30.8   | 31.0   | 31.3   |
|      |            | 妻 | 29.1    | 29.4    | 29.2   | 29.3   | 29.6   |
| 全国   | 婚姻率（人口千対）  |   | 4.7     | 4.8     | 4.3    | 4.1    | 4.1    |
|      | 離婚率（人口千対）  |   | 1.68    | 1.69    | 1.57   | 1.50   | 1.47   |
|      | 平均初婚<br>年齢 | 夫 | 31.1    | 31.2    | 31.0   | 31.0   | 31.1   |
|      |            | 妻 | 29.4    | 29.6    | 29.4   | 29.5   | 29.7   |

資料：茨城県人口動態統計

## 2 ニーズ調査結果・子育ての現状

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、つくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

○ 就学前の子どもの保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）

○ 小学生の保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）

○ 小学生（4～6年生）（令和5（2023年）年4月1日現在の小学4年生～6年生）

※抽出にあたっては、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の教育・保育の提供区域（北部・中央部・南部）ごとに、十分な回答数の確保を見込んだ割合での配布数としています。

#### ③ 調査期間

令和5年（2023年）12月14日から令和6年（2024年）1月19日まで

#### ④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

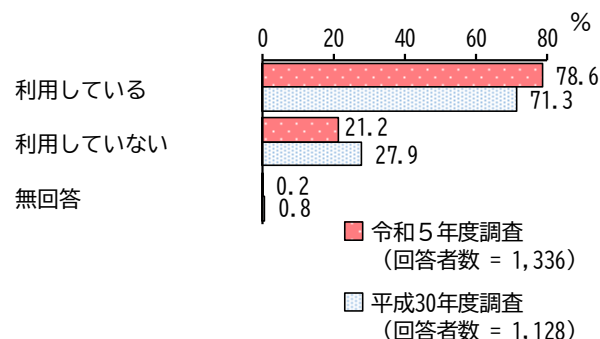
|            | 配 布 数   | 有効回答数   | 有効回答率 |
|------------|---------|---------|-------|
| 就学前児童の保護者  | 2,500 通 | 1,336 通 | 53.4% |
| 小学生の保護者    | 1,500 通 | 714 通   | 47.6% |
| 小学生（4～6年生） | 799 通   | 294 通   | 36.8% |

## (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）

### ① 保育園や幼稚園などの利用状況や意向について

#### ○ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか（単数回答）

「利用している」の割合が 78.6%、  
「利用していない」の割合が 21.2%  
となっています。  
※1  
平成 30 年度調査と比較すると、「利  
用している」の割合が増加していま  
す。

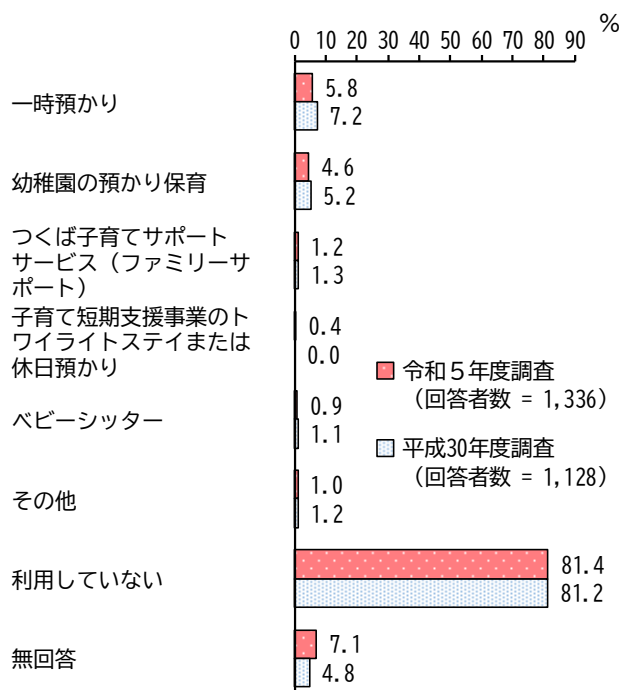


※1：「第1期つくば子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、平成30年度にも同様のアンケート調査を実施しています。

### ② 不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について

#### ○ 私用や親の通院、就労等の際に不定期的に利用している事業（複数回答）

「利用していない」の割合が  
81.4%と最も高くなっています。  
平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。



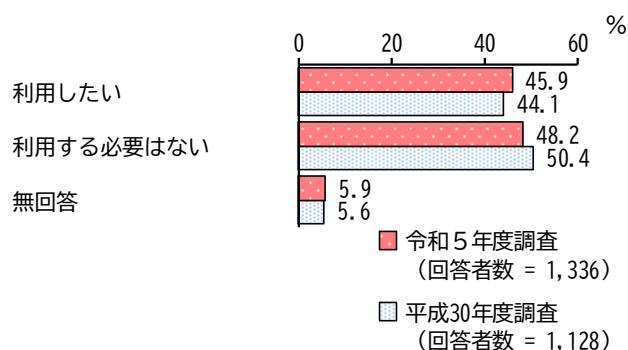
○ 私用、親の通院、不定期の就労等での目的事業の利用希望（単数回答）

「利用したい」の割合が 45.9%、

「利用する必要はない」の割合

が 48.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 41.9%と最も高

く、次いで「公営の児童クラブ」の割

合が 32.5%、「習い事（ピアノ教室、

サッカークラブ、学習塾など）」の割

合が 29.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「公

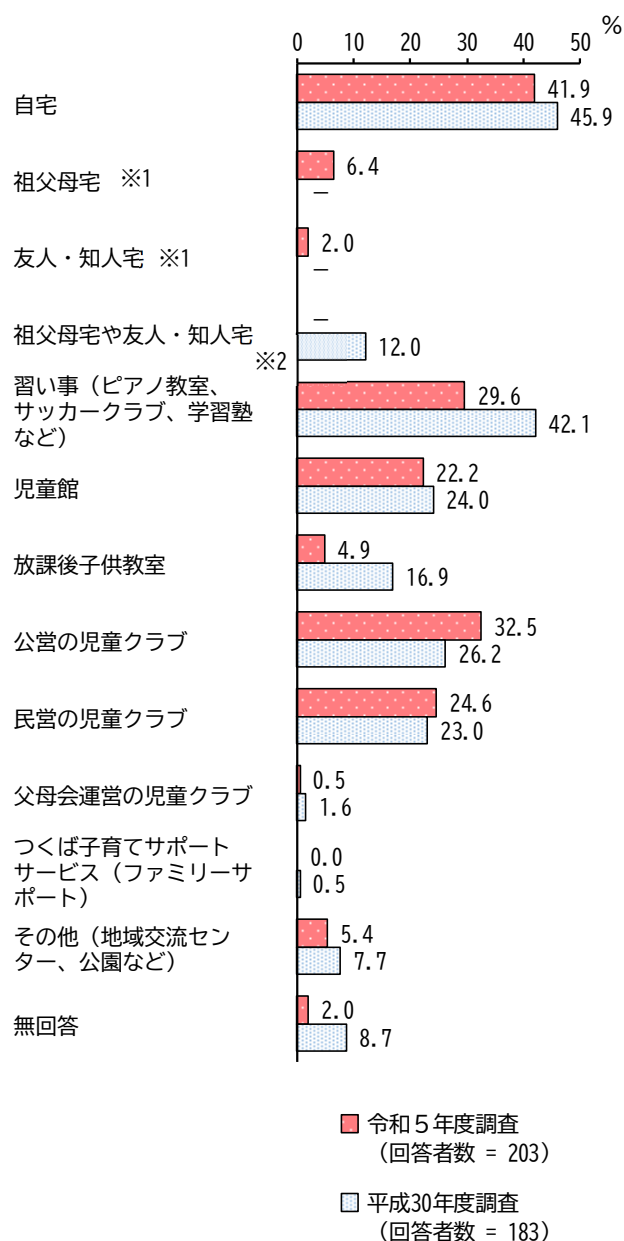
営の児童クラブ」の割合が増加して

います。一方、「習い事（ピアノ教室、

サッカークラブ、学習塾など）」、「放

課後子供教室」の割合が減少してい

ます。



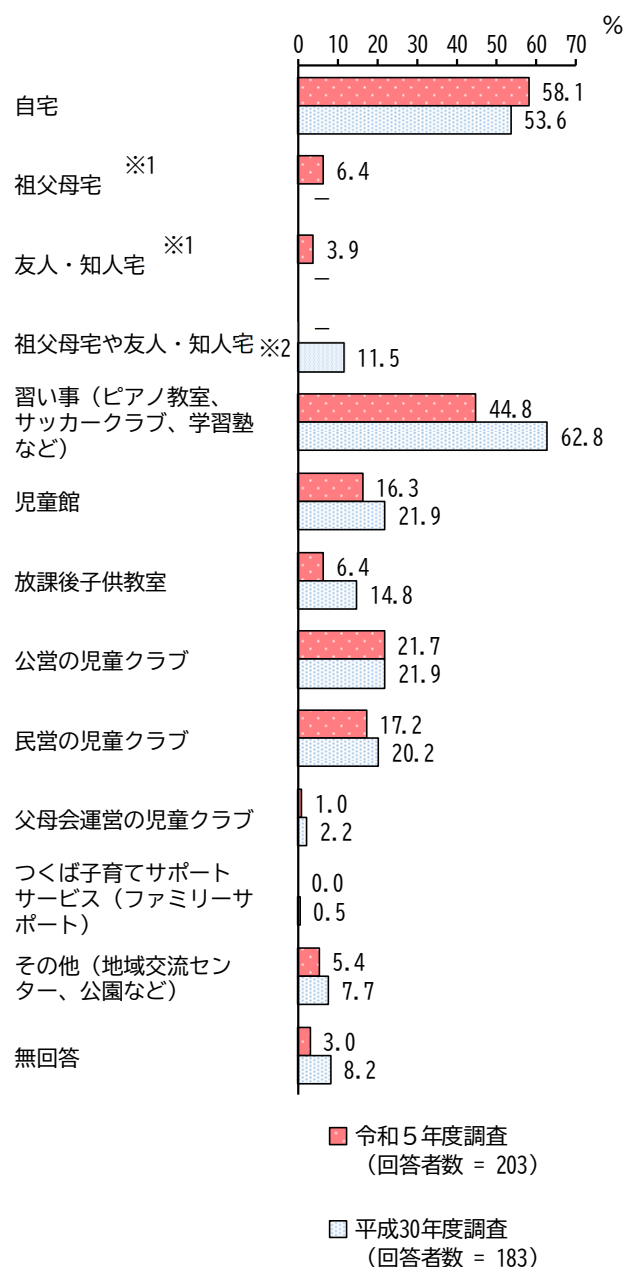
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.8%、「公営の児童クラブ」の割合が 21.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「児童館」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

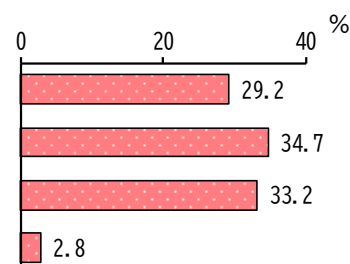
#### ④ 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 33.2%、「名前も内容も知っている」の割合が 29.2%となっています。

回答者数 = 1,336

名前も内容も知っている  
名前は知っているが内容は知らない  
知らない  
無回答

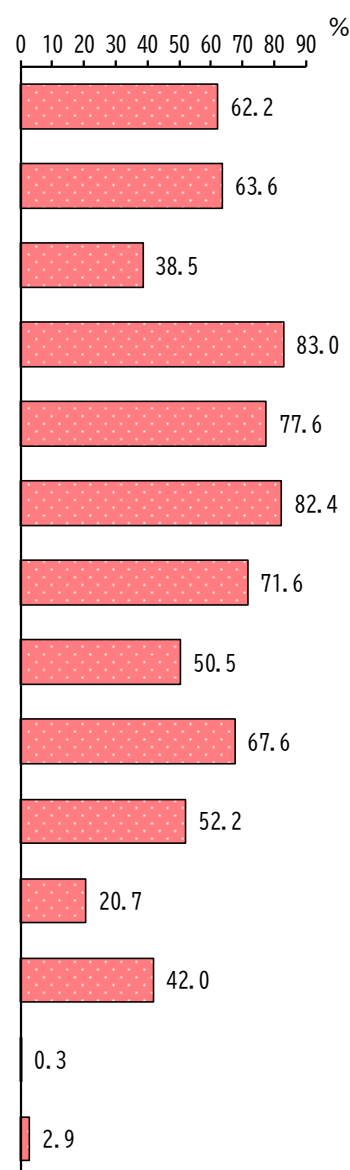


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.6%となっています。

回答者数 = 1,336

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
障がいのある子が差別されないこと  
子どもが知りたいことを隠さないこと  
暴力や言葉で傷つけないこと  
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
自分の考えを自由に言えること  
人と違う自分らしさが認められること  
自分の秘密が守られること  
自分のことは自分で決められること  
自由な時間をもつこと  
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
特にない  
無回答

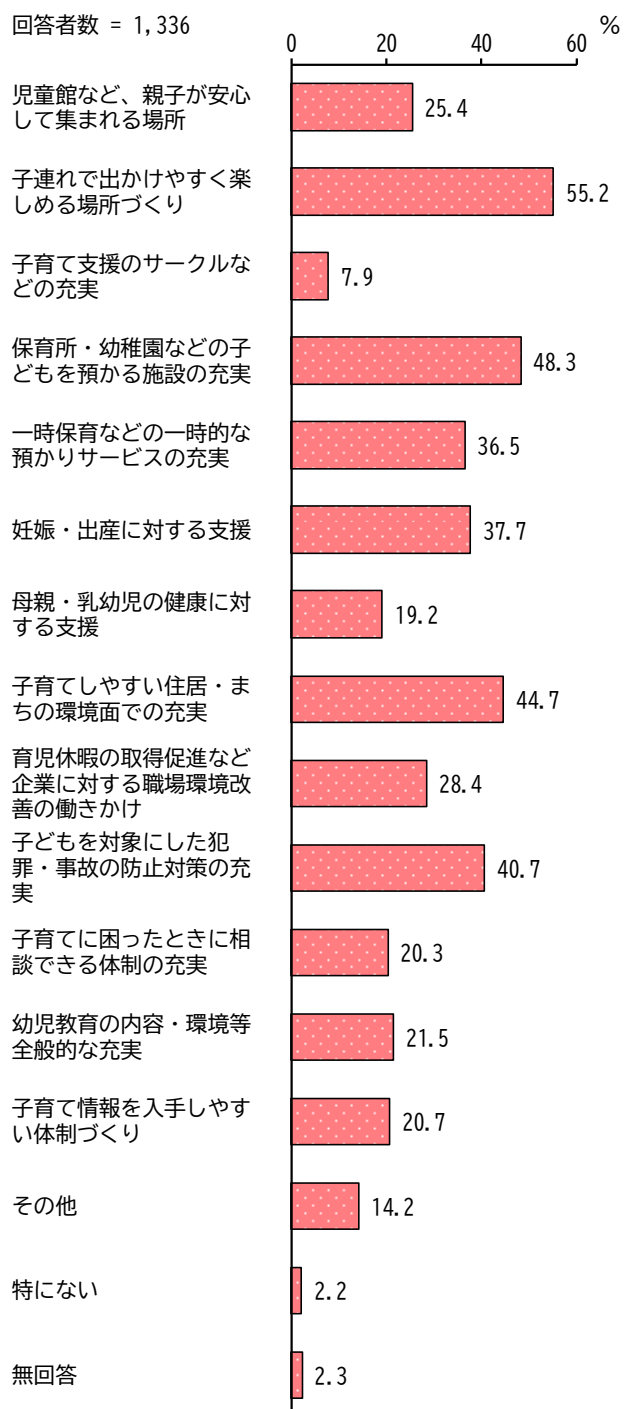


⑤ つくば市の子育て環境や支援対策について

○ 今後、つくば市で力を入れてほしい事業や対策（複数回答）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が 48.3%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 44.7%となっています。

回答者数 = 1,336





### (3) アンケート調査の主な結果（小学生の保護者）

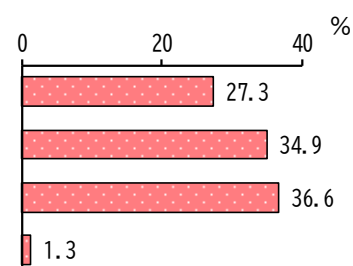
#### ① 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「知らない」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.3%となっています。

回答者数 = 714

名前も内容も知っている  
名前は知っているが内容は知らない  
知らない  
無回答

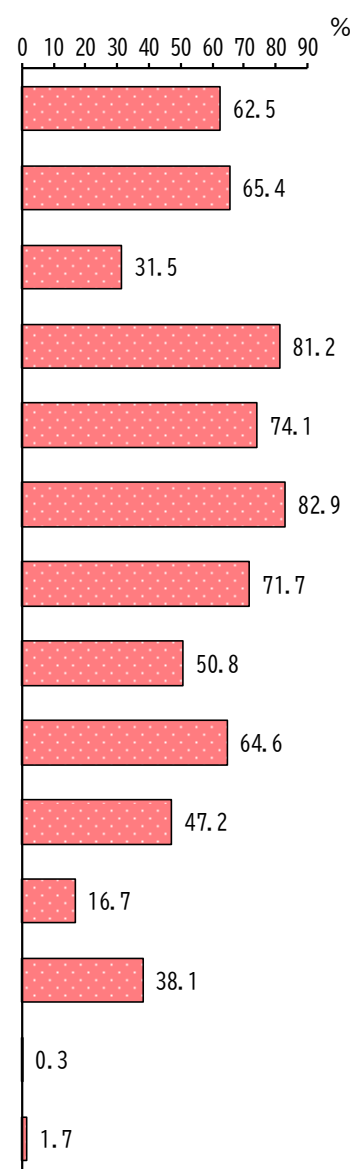


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 81.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 74.1%となっています。

回答者数 = 714

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
障がいのある子が差別されないこと  
こどもが知りたいことを隠さないこと  
暴力や言葉で傷つけないこと  
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
自分の考えを自由に言えること  
人と違う自分らしさが認められること  
自分の秘密が守られること  
自分のことは自分で決められること  
自由な時間をもつこと  
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
特にな  
無回答

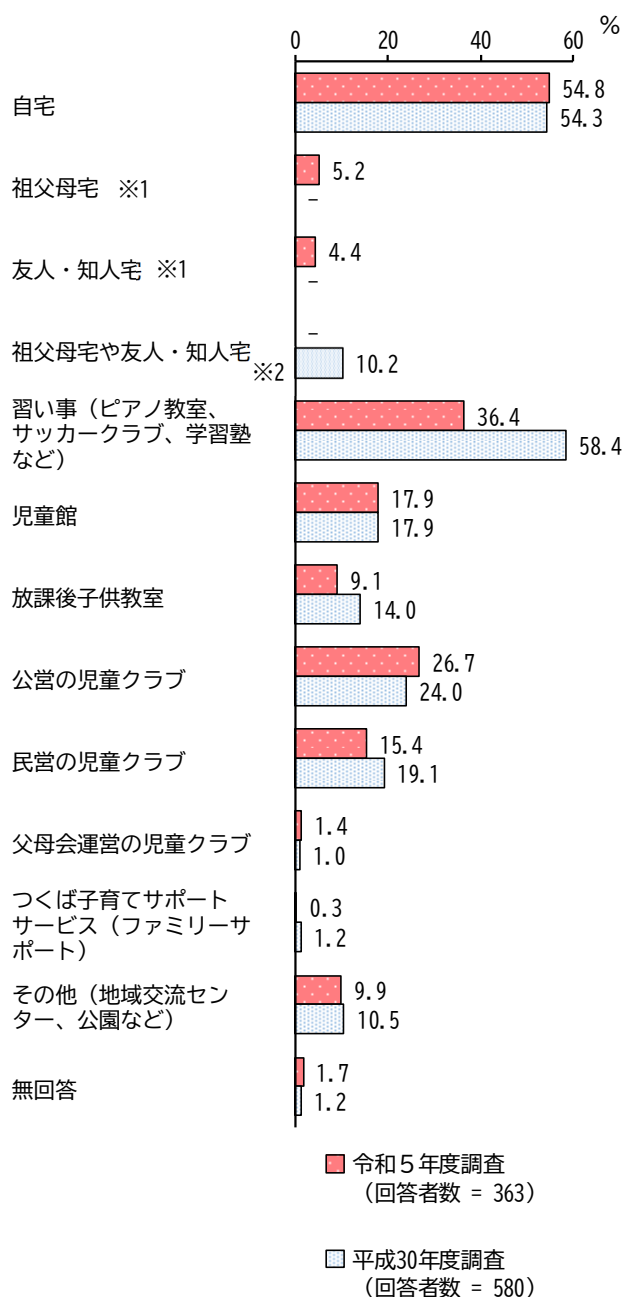


## ② お子さんの放課後の過ごし方について

### ○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 36.4%、「公営の児童クラブ」の割合が 26.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



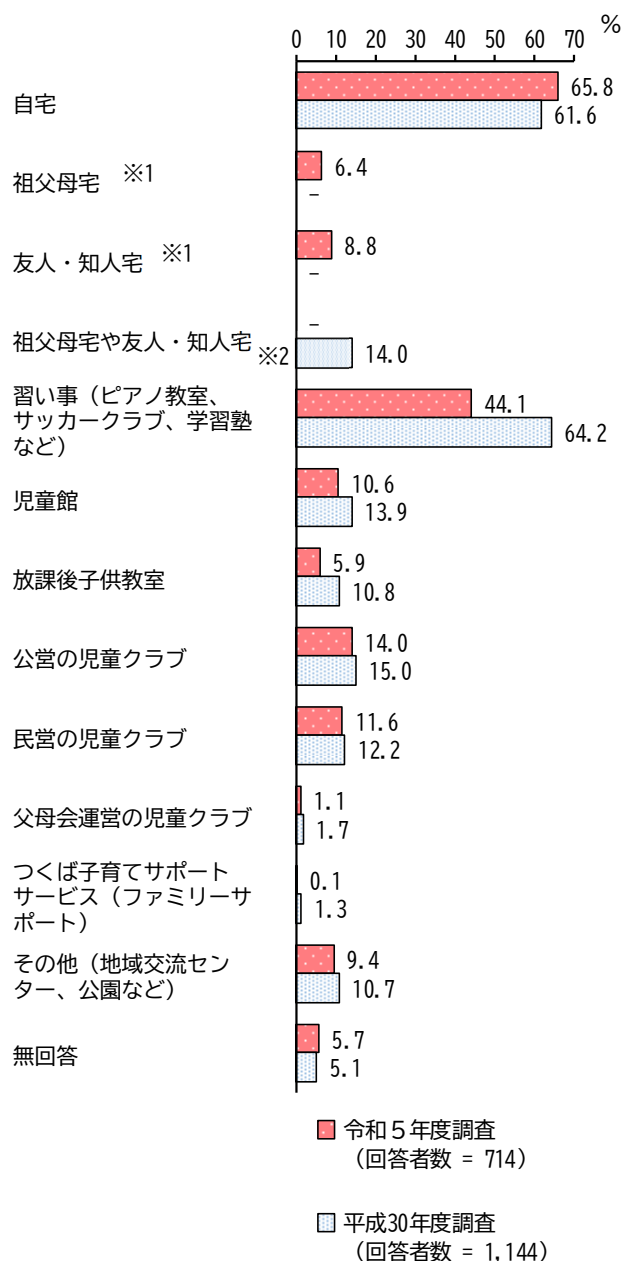
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.1%、「公営の児童クラブ」の割合が 14.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



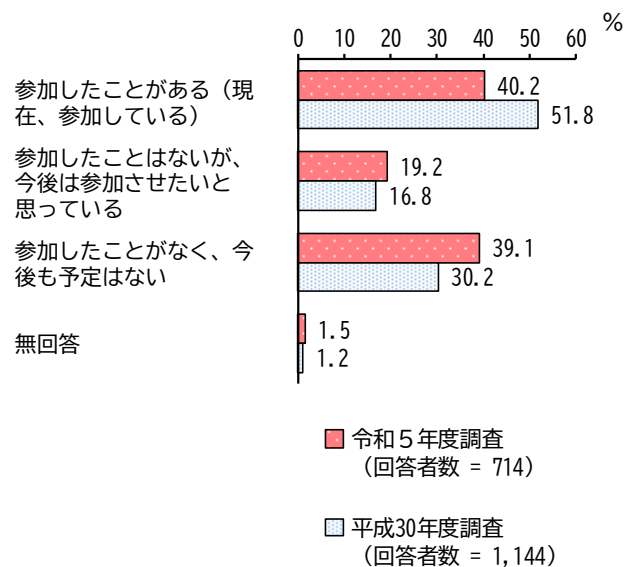
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

## ○ 学校以外の地域活動やグループ活動などへの参加状況（単数回答）

「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が 39.1%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」の割合が 19.2%となっています。

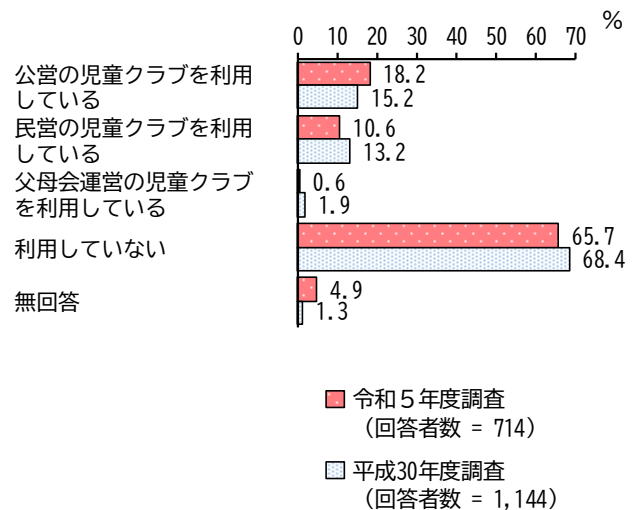
平成 30 年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。一方、「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が減少しています。



## ○ 児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「公営の児童クラブを利用している」の割合が 18.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が 10.6%、「父母会運営の児童クラブを利用している」の割合が 1.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### ○ 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）の参加状況（単数回答）

「放課後子供教室に参加したことがある」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「放課後子供教室を知っているが参加したことがない」の割合が 34.5%、「放課後子供教室を知らなかった」の割合が 24.9%となっています。

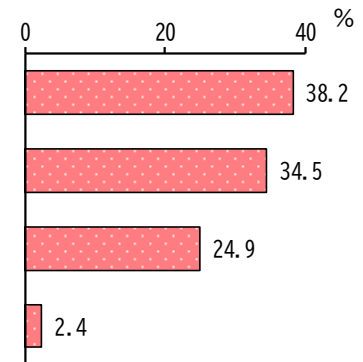
回答者数 = 714

放課後子供教室に参加したことがある

放課後子供教室を知っているが参加したことがない

放課後子供教室を知らなかった

無回答



#### ○ 今後、放課後子供教室に参加したいか（単数回答）

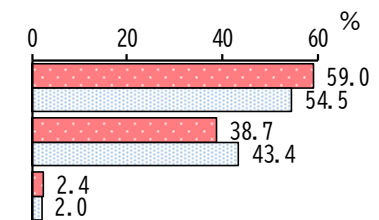
「放課後子供教室に参加したい」の割合が 59.0%、「参加しない」の割合が 38.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

放課後子供教室に参加したい

参加しない

無回答



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 714)

■ 平成30年度調査  
(回答者数 = 1,144)

### (4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））

#### ○ 親や家族に意見を聞いてほしいと思うことの有無（単数回答）

「ない」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が 24.8%、「わからない」の割合が 18.4%となっています。

回答者数 = 294

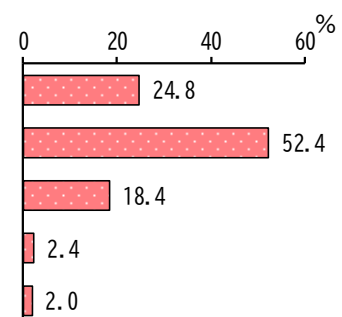
ある

ない

わからない

答えない

無回答



## ○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「聞いたことがない」の割合

が 67.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が 20.4%となっています。

回答者数 = 294

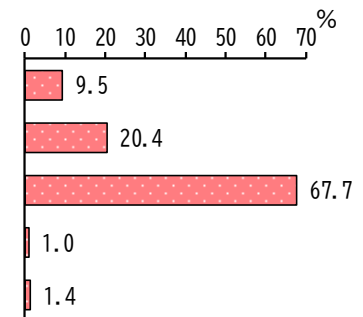
聞いたこともあるし、内容も知っている

聞いたことはある

聞いたことがない

答えない

無回答



## ○ 学校での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「勉強のこと」の割合が 16.7%、「友だちのこと」の割合が 12.6%、「友だちのこと」の割合が 12.6%となっています。

回答者数 = 294

友だちのこと

いじめのこと

クラブ活動のこと

勉強のこと

進路のこと

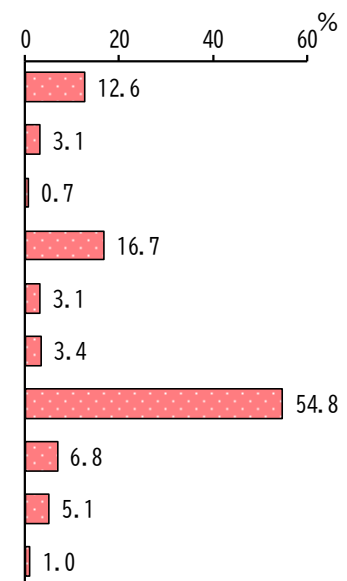
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



## ○ 学校以外での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 63.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 294

家族のこと

友だちのこと

恋愛のこと

お金のこと

性格のこと

健康のこと

外見のこと

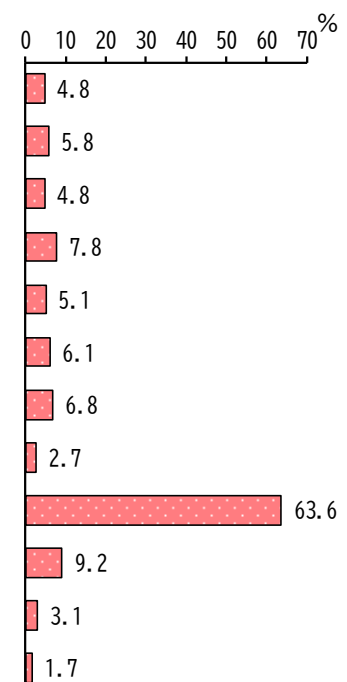
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



### 3 子ども・子育て支援事業の利用状況

#### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

##### ① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園・認定こども園は、令和4年度（2022年度）を除き、実績値が計画値を上回って推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|     |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |                | 5,001             | 5,031             | 5,031             | 4,537             |
| 実績値 | 特定教育・保育施設      | 3,717             | 3,747             | 3,387             | 3,166             |
|     | 確認を受けない<br>幼稚園 | 1,480             | 1,480             | 1,410             | 1,410             |
|     | 実績値 計          | 5,197             | 5,227             | 4,797             | 4,576             |

##### ② 認可保育所等

認可保育所等は令和5年度（2023年度）、実績値が計画値を下回って推移しています。  
2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）ともに増加が続いています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|              |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|--------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値          | 2号認定           | 4,332             | 4,731             | 4,911             | 5,096             |
|              | 3号認定（0歳）       | 837               | 864               | 885               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,452             | 2,669             | 2,814             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,289             | 3,533             | 3,699             | 4,028             |
| 実績値/<br>利用定員 | 2号認定           | 4,390             | 4,787             | 4,886             | 5,056             |
|              | 3号認定（0歳）       | 836               | 903               | 923               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,492             | 2,776             | 2,880             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,328             | 3,679             | 3,803             | 4,028             |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業は、計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |

### ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 9                 | 9                 | 9                 | 10                |
| 実績値 | 9                 | 9                 | 10                | 11                |



### ③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、概ね計画値通りとなっています。一時預かり事業の中でも、一般型は増加が続いています。

#### <幼稚園型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
| 実績値 | 1                 | 1                 | 1                 | 2                 |

#### <一般型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 25                | 28                | 29                | 30                |
| 実績値 | 31                | 36                | 42                | 50                |

### ④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、計画値を実績値が大きく上回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人、か所）

|     |                  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 確保量              | 2,160             | 2,880             | 2,880             | 2,880             |
|     | 実施箇所             | 3                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 確保量              | 3,252             | 6,396             | 5,358             | 4,860             |
|     | 実施箇所<br>(病児対応型)  | 4                 | 5                 | 5                 | 5                 |
|     | 実施箇所<br>(病後児対応型) | 1                 | 2                 | 3                 | 4                 |

## ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の利用会員数は、令和4年度（2022年度）まで、計画を下回っていますが、増加が続き、令和5年度（2023年度）には計画値を上回っています。提供会員数はいずれの年度も計画値を実績値が下回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|     |       | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 利用会員数 | 1,307             | 1,307             | 1,307             | 1,307             |
|     | 提供会員数 | 245               | 245               | 245               | 245               |
| 実績値 | 利用会員数 | 1,122             | 1,156             | 1,211             | 1,336             |
|     | 両方会員数 | 45                | 41                | 42                | 31                |
|     | 提供会員数 | 173               | 168               | 171               | 181               |

※量の見込み（就学前）及び確保方策（就学前）は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

## ⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 6                 | 6                 | 6                 | 6                 |
| 実績値 | 6                 | 6                 | 8                 | 9                 |

## ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 2,102             | 2,133             | 2,169             | 2,213             |
| 実績値（訪問数） | 2,232             | 2,170             | 2,293             | 2,281             |

## ⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦健診事業の受診者数は、計画値をやや下回り推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：回）

|           | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（延べ回数） | 29,862            | 30,366            | 30,982            | 31,290            |
| 実績値（延べ回数） | 25,362            | 26,385            | 25,771            | 25,055            |

※計画値（延べ回数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

## ⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問数は、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 252               | 255               | 260               | 265               |
| 実績値（訪問数） | 307               | 266               | 289               | 177               |

## ⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |    | 74                | 82                | 89                | 96                |
| 実績値  |    | 77                | 86                | 94                | 100               |
| (内訳) | 公立 | 16                | 16                | 16                | 16                |
|      | 民間 | 61                | 70                | 78                | 84                |

# ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、実績値が計画値を下回っていますが、実際の必要量に対しては、すべて供給ができています。

(単位：人)

|               | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(物品購入費等) | 15                | 15                | 15                | 15                |
| 実績値           | 7                 | 6                 | 4                 | 1                 |
| 量の見込み(副食費)    | 300               | 300               | 300               | 300               |
| 実績値           | 134               | 105               | 103               | 80                |

# ⑫ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値(確保方策)の見込量に対する実績】(単位：クラブ)

|      |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |         | 121               | 136               | 151               | 166               |
| 実績値  |         | 118               | 132               | 150               | 157               |
| (内訳) | 公設公営    | 56                | 63                | 71                | 70                |
|      | 公設指定管理者 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
|      | 公設民営    | 7                 | 7                 | 8                 | 7                 |
|      | 民設民営    | 53                | 60                | 69                | 78                |

※クラブ数は、定員40人規模(支援の単位)で算出。

### ⑬ 放課後子供教室

放課後子供教室については、実績値が計画値を下回っていますが、学校側が示す実施予定回数に対しては概ね実施することができています。

(単位：回)

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(イベント実施回数) | 168               | 183               | 198               | 213               |
| 実績値             | 72                | 59                | 101               | 112               |

### ⑭ 放課後子供教室の定期開催実施校

放課後子供教室の定期開催実施校は、令和4年度(2022年度)以降増加しており、量の見込みを上回って推移しています。

(単位：校、回)

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 学校数(計画値)        | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 学校数             | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 量の見込み(イベント実施回数) | 320               | 330               | 340               | 390               |
| 実績値             | 287               | 269               | 390               | 445               |

## 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページで公表してきました。

### (1) 重点事業の評価

第2期つくば市子ども・子育て支援プランでは下記①～③の重点事業を設定し、積極的に事業の推進を図ってきました。

令和5年度（2023年度）の44事業(※)についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が72.7%、「B：おおむね計画通り」が27.3%です。「C：遅れが生じている」、「D：大幅に遅れが生じている」はありませんでした。

(※) 数量目標を設定していない（A～Dによる評価ができない）事業は含んでいません。

| 評価 | 進捗度（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|---------------------|------------|
| A  | 計画通り又は計画に先行して進んでいる  | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り            | 80%～100%未満 |
| C  | 遅れが生じている            | 50%～80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている         | 50%未満      |

#### ① 教育・保育の見込量と確保方策

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

| 重点事業                     | 評価   |       |   |
|--------------------------|------|-------|---|
| (1)教育保育の見込量<br>(全体)      | 1号認定 |       | A |
|                          | 2号認定 |       | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児   | A |
|                          |      | 1・2歳児 | A |
| (1)①教育保育の見込量<br>(北部エリア)  | 1号認定 |       | A |
|                          | 2号認定 |       | B |
|                          | 3号認定 | 0歳児   | A |
|                          |      | 1・2歳児 | B |
| (1)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア) | 1号認定 |       | A |
|                          | 2号認定 |       | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児   | A |
|                          |      | 1・2歳児 | A |
| (1)③教育保育の見込量<br>(南部エリア)  | 1号認定 |       | A |
|                          | 2号認定 |       | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児   | A |
|                          |      | 1・2歳児 | A |

## ② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

| 重点事業                            | 評価                     |             |   |
|---------------------------------|------------------------|-------------|---|
| ①利用者支援事業                        | 基本型・特定型                |             | A |
|                                 | 母子保健型                  |             | A |
| ②地域子育て支援拠点事業                    | 施設数                    |             | A |
|                                 | 出張ひろば数                 |             | A |
| ③一時預かり事業                        | 幼稚園型                   | 在園児対象型      | A |
|                                 |                        | 施設数         | A |
|                                 | 幼稚園型以外                 | 全体          | A |
|                                 |                        | うち一時預かり     | A |
|                                 |                        | 施設数         | A |
| ④病児保育事業                         | 病児対応型                  |             | A |
|                                 | 施設数                    |             | A |
| ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 全体                     |             | B |
|                                 | うち就学後                  |             | B |
|                                 | 提供会員数                  |             | B |
| ⑥子育て短期支援事業                      | 確保人数                   |             | A |
|                                 | 施設数                    |             | A |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     |                        |             | B |
| ⑧妊婦健康診査事業                       | 延べ回数                   |             | B |
| ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           |                        |             | B |
| ⑩時間外保育事業（延長保育事業）                |                        |             | A |
| ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 物品購入費等                 |             | B |
|                                 | 副食費                    |             | B |
| ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     |                        |             |   |
| ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）          | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数     |             | A |
|                                 | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数    |             | A |
|                                 | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数    |             | A |
| ⑭放課後子供教室                        | 放課後子供教室のイベント開催         | イベント実施回数    | B |
|                                 | 放課後子供教室の定期開催実施校（交流ひろば） | 学校数（交流ひろば数） | A |
|                                 |                        | イベント実施回数    | B |

### ③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行いました。

| 重点事業                    | 評価 |
|-------------------------|----|
| ①子育てのための施設等<br>利用給付について |    |
| ②茨城県との連携について            |    |



## (2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定します。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

| 成果指標項目                          | 策定値<br>H30 年度<br>(2018 年度) | 目標値<br>R6 年度<br>(2024 年度) | 現状値<br>R5 年度<br>(2023 年度) | 評価 | 備考                            |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|----|-------------------------------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む              |                            |                           |                           |    |                               |
| つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合        | 59.9%                      | 70.5%                     | 55.6%                     | ×  | 「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計 |
| 子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合   | 9.2%                       | 6.2%                      | 13.6%                     | ×  | 「非常に不安や負担を感じる」                |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む            |                            |                           |                           |    |                               |
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点)         | 131人                       | 0人                        | 1人                        | ○  |                               |
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合   | 63.7%                      | 68.0%                     | 73.8%                     | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む          |                            |                           |                           |    |                               |
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ(5月1日時点)          | 119人                       | 0人                        | 94人                       | ○  |                               |
| 放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合 | 48.3%                      | 53.0%                     | 83.1%                     | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |

○＝改善 △＝横ばい（標本誤差の範囲内の変化） ×＝悪化

(注) 策定値は第2期つくば市子育てアンケート就学前調査結果（平成30年11月実施）より。

## 5 子ども・子育て支援にかかわる課題

### (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

#### ① 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開について

当市では、安心して出産できる環境を整え、母子保健事業と子育て支援事業それぞれを、関係機関が連携し、継続的・包括的に実施してきました。

アンケート調査において、子育てに関する相談窓口の認知度をみると、「つくば市子育て総合支援センター」や「保健センター」を知っている人が6割以上となっています。利用希望については、「家庭児童相談」や「家庭教育学級」、「子育てコーディネーター」等幅広い利用希望があります。一方、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育てに関する相談支援事業については、今後も、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要とときに利用できるよう、情報提供の充実を進めるとともに、相談・利用がしやすい環境づくりを進め、切れ目のない包括的な支援を展開することが必要です。

また、発達や養育に悩む家庭への支援強化が求められています。アンケート調査では、子どもの健康や発育に関する悩みが多く、産後の不安や負担も大きくなっています。特に「十分な睡眠がとれない」や「心身の疲れ」が大きな問題となっています。支援のニーズとしては、母親が休息できるサービスや育児と家事を両立するための経済的支援、子どもを預けるサービス等が挙げられています。

そのため、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む方が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進める必要があります。

## ② 幼児教育・保育の適正な量の確保と質の向上について

アンケート調査において、フルタイムで働く就学前児童の保護者が増加しており、認可保育所等の利用も増加傾向にあります。その一方で、今後ニーズの低下が見込まれるような地域についても検討が必要であることから、地域ごとの子どもの人口や保育ニーズを勘案し、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、既存施設の有効活用も含めた、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

保育所等の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、利用を希望する人が多くなっていることから、一時預かり施設の充実を図り、さらにWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保・育成・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

さらに、子どもの豊かな育ちを促進するため、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国にルーツをもつ子どもといった様々な背景をもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

### ③ 地域や放課後における子どもの居場所づくりについて

「こども大綱」や「こどもの居場所に関する指針」では、全ての子どもや若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、アンケート調査では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」や「児童クラブ」となっています。また、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については、「参加経験がある」と「今後参加させたい」が合わせて半数を超えています。

当市においても、このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して適正に確保していくことや人材確保のための処遇改善等が必要です。

また、加えて、障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等配慮が必要な児童についても、放課後の居場所を引き続き確保していくことが必要です。

## (2) 第3期子ども・子育て支援プランから新たに追加する課題

### ① 子どもの権利に関すること

子どもの権利について、アンケート調査によると、「子どもの権利条約」の認知度は保護者で3割、小学生本人で1割となっており、保護者が子どもの権利の中で特に大切だと思うことは「自分の考えを自由に言えること」が最も高い割合で、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が高くなっています。今後は、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。また、子どもや若者が理解しやすい方法で情報提供を行い、子どもの権利について知る機会を創出することが求められます。

### ② 子ども・若者育成支援に関すること

若者が直面するさまざまな困難や課題については、幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。

幼児期における親や養育者との触れ合いや愛着形成が、その後の社会的な関係や自己評価に大きな影響を与え、学童期においても、言語やコミュニケーションスキルの欠如は、学校での学業や友人関係に影響を及ぼし、自己肯定感にも関係します。特に学習障害やいじめなどの困難な状況を抱えている子どもや若者は、その後の人生における困難や課題を抱えがちです。このような状況に置かれている子どもや若者に対して切れ目のない支援の基盤づくりが必要です。

## 第3章 計画の理念・基本目標

### 1 基本理念

「つくば市未来構想・戦略プラン」では、「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの理念としています。この理念の実現に向け、子ども・若者の分野の目指すまちの姿として「未来をつくる人が育つまち」を掲げ、子育て環境が充実した、親子が一緒に楽しみながら成長できるまち、子どもたちが自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちを目指しています。

また、「こども大綱」においては、子どもや若者への必要なサポートが年齢で途切れてしまうことなく、子どもや若者を、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、当市においても、基本理念に則り、つくば市で暮らすすべての子どもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の基盤づくりの充実を図っていきます。

#### 【 基 本 理 念 】

子どもが まんなか つくばのまち

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。また、本章では基本目標に紐づく基本方針及び、基本事業について体系化し、その中身については第4章（施策の展開）にてとりあげます。

### 基本目標1.子どもの意見の尊重及び権利を守る

#### ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

すべての子どもが自らの意見を安心して表明できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくい子どもの意見も取り入れられるよう留意し、意見や提案を当市の未来に反映できる仕組みを目指します。

#### 基本方針（1）子どもの権利の保障

すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

#### 基本方針（2）子どもの意見表明の機会の充実

子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

## 基本目標2. たしかな生命と元気を育む

### ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

### 基本方針（１）継続的・包括的な支援及び環境の充実

子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実します。また、「こども未来センター」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱える保護者や子どもの支援を包括的に行います。

### 基本方針（２）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細やかな支援の推進を図ります。

## 基本目標３.楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びにつながる遊び等を通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、保護者の利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する適正な量の確保と、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、つくば保育の質ガイドライン<sup>(※)</sup>等を活用した質の向上の両輪で幼児教育・保育環境の充実を図ります。

### 基本方針（１）教育・保育の提供体制の整備

入所待ち児童の解消及び教育ニーズへの対応のため、質の高い教育・保育を提供できるよう取組を進めていきます。

### 基本方針（２）子どもの豊かな育ちの促進

すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員に対する育ちと学びの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

※）国が定める保育所保育指針などを踏まえ、「安心の子育てができるつくば」を目指していくため平成31年度に策定したものです。保育に関わる一人ひとりが「つくば保育の質ガイドライン」を活用し、また、つくばらしさや地域の資源もいかしながら子どもたちを支え、市内のどの保育施設においても質の高い保育が受けられるよう、具体的な保育の方向性や守るべき事項を定めています。



## 基本目標4.主体的にして広く豊かな経験を育む

### ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色をいかした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に、子どもたちが楽しく主体的に活動できる環境の充実を図ります。

### 基本方針（１）特色をいかした放課後等の居場所の整備

保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

### 基本方針（２）子どもが主体的に活動するための支援の充実

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

## 基本目標5.子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

すべての子ども一人ひとりが、人と人とのつながりにより、自主的に持続可能な社会をつくるための力を育むとともに、当市の多様な資源をいかし実際の体験を通して自ら学ぶことにより学びの基礎作りを図ります。

また、すべての子どもや家庭の相談事に対する専門性を持った支援体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談支援体制の更なる強化を図ります。

### 基本方針（１）すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

### 基本方針（２）困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

社会的な自立のための支援を必要とする子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本事業 ]

子どもがまんなかつくばのまち

1 子どもの意見の尊重及び権利を守る  
～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利についての周知・啓発

(2) 子どもの意見表明の機会の充実

子どもの意見表明の機会の確保

2 たしかな生命と元気を育む  
～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

(1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実

①子育てしやすい環境整備事業  
②こども家庭センター事業（こども未来センター【母子保健】）

(2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

①産前・産後のサポート／ケア事業  
②児童発達支援センターとの連携  
③こども家庭センター事業（こども未来センター【児童福祉】）

3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む  
～幼児教育・保育の環境の充実～

(1) 教育・保育の提供体制の整備

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業  
②保育人材の確保事業

(2) 子どもの豊かな育ちの促進

①幼児教育及び保育の推進事業  
②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

4 主体的にして広く豊かな経験を育む  
～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

(1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）  
②放課後子供教室推進事業  
③子どもの居場所・学習支援事業

(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

①新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージの継続的な運営事業  
②特別な配慮を必要とする児童の支援事業  
③遊びの機会と場の充実

5 子ども・若者の育成支援  
～子ども・若者とその家族の支援～

(1) すべての子ども・若者の健やかな育成

①学びにつながる育成の推進  
②健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成  
③つくばの多様な資源を活かした体験や自らの気づきを通じた学びの推進

(2) 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

①社会的な自立に向けた取組及び自殺対策の推進  
② ヤングケアラー支援

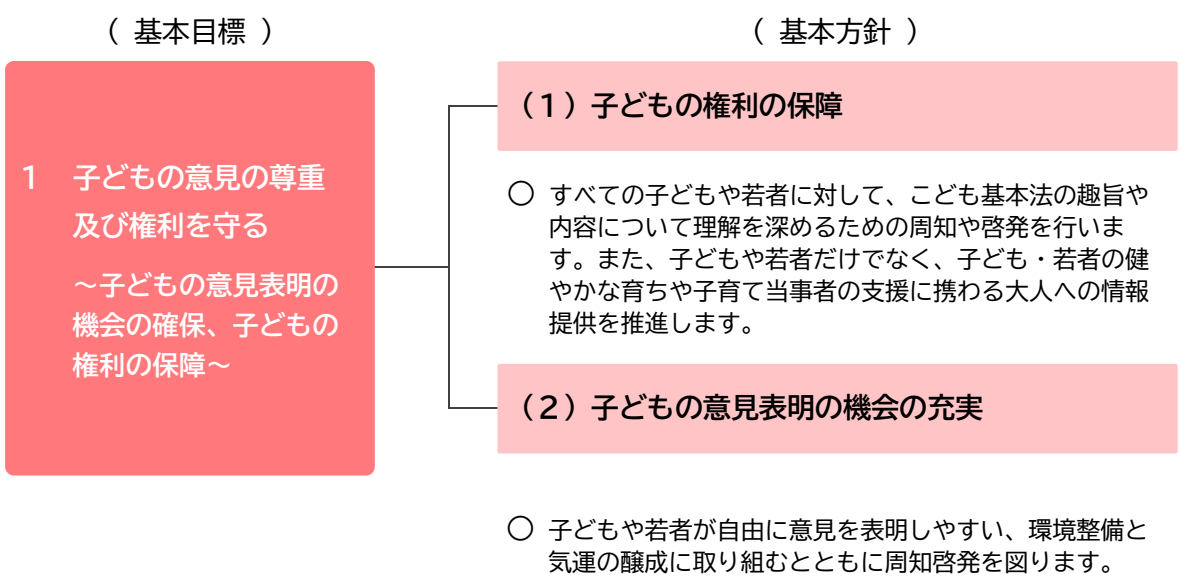
# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

### 【 目標値 】

| 指標                           |            | 指標                               |            |
|------------------------------|------------|----------------------------------|------------|
| 「子どもの権利条約」について内容を知っている保護者の割合 |            | 親や家族の人にもっとあなたの意見を聞いてほしいと思う小学生の割合 |            |
| 計画策定時                        | 目標(令和11年度) | 計画策定時                            | 目標(令和11年度) |
| 就学前：29.2%<br>小学生：27.3%       | 50.0%      | 24.8%                            | 10.0%      |

### 【 基本方針 】



## (1) 子どもの権利の保障



### 【基本事業】

子どもの権利についての周知・啓発

- こども基本法に基づき、「子どもの権利」についての周知・啓発を図るため、行政だけでなく、当事者である子どもを含めた広く市民を対象とし、情報発信等、身近なことから様々な機会の活用を図ります。

## (2) 子どもの意見表明の機会の充実



### 【基本事業】

子どもの意見表明の機会の確保

- 当市では、「世界のあしたが見えるまち」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない」包摂の精神に基づき、子ども本人の意見も尊重します。そのために子どもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見を形成する力を養うとともに、意見表明する機会を図ります。

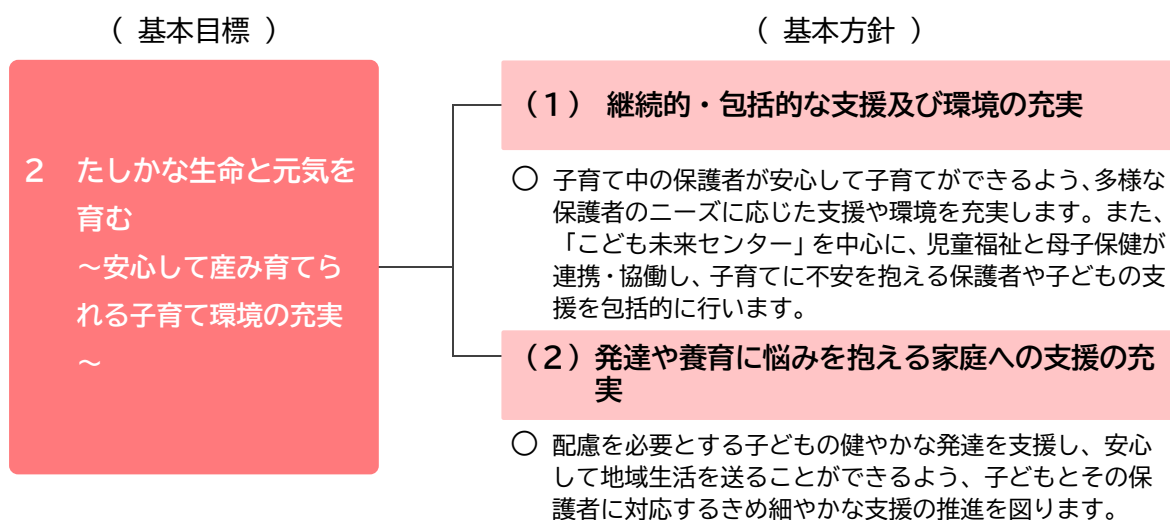
## 基本目標 2 たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

### 【 目標値 】

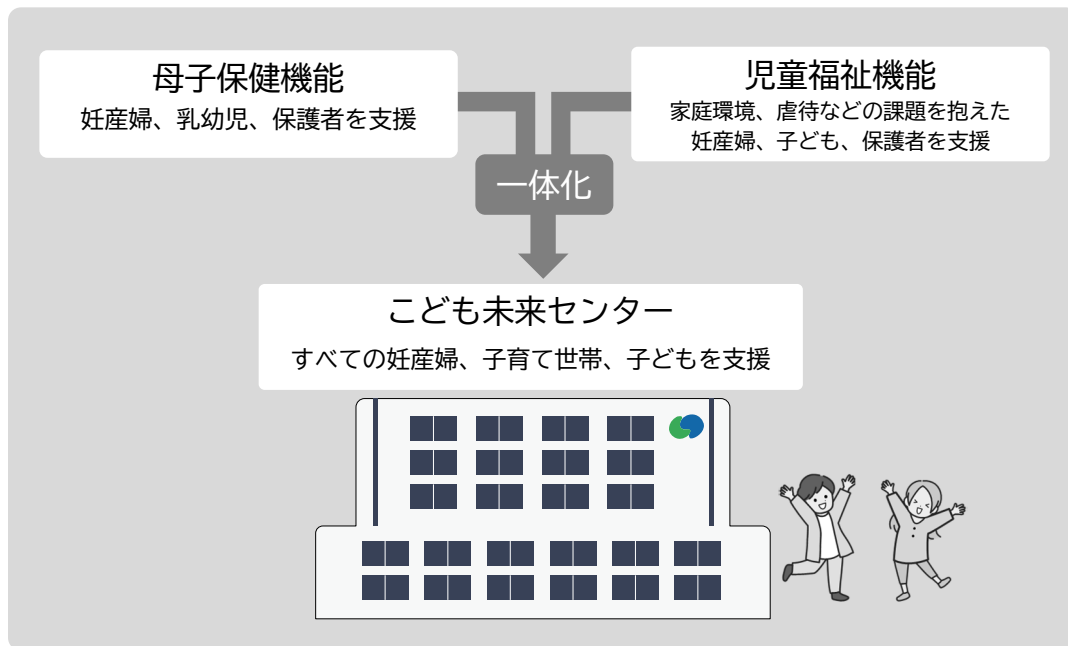
| 指標                       |              |
|--------------------------|--------------|
| つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合 |              |
| 計画策定時                    | 目標(令和 11 年度) |
| 55.6%                    | 70.5%        |

| 指標                            |              |
|-------------------------------|--------------|
| 子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合 |              |
| 計画策定時                         | 目標(令和 11 年度) |
| 13.6%                         | 6.2%         |

### 【 基本方針 】



## (1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実



### 【基本事業】

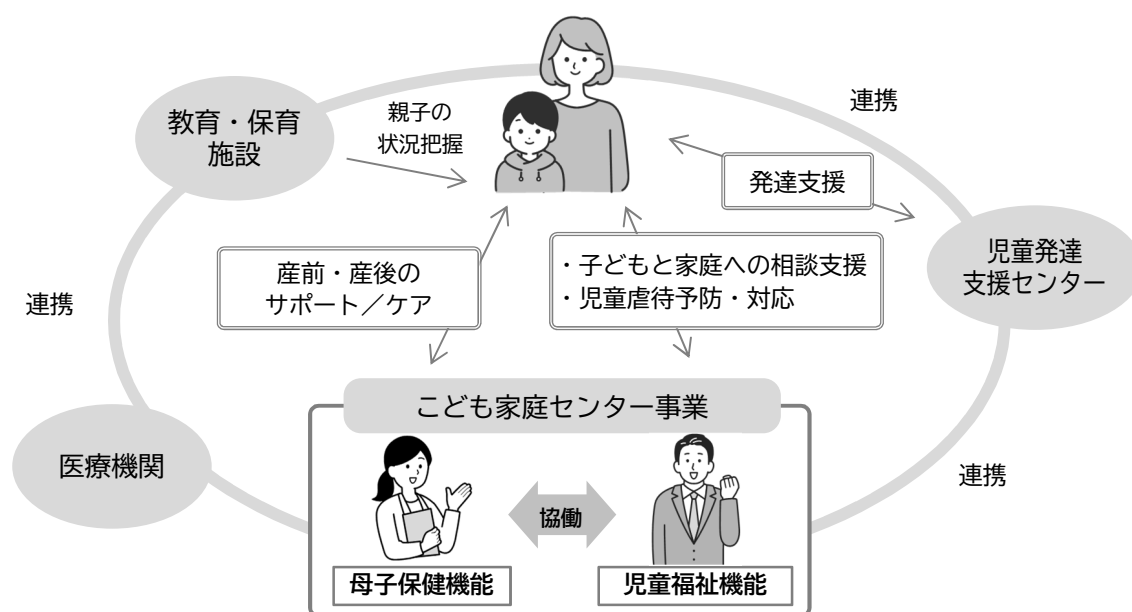
#### ① 子育てしやすい環境整備事業

- 突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実、また、子育て世帯同士、地域とのつながりの創出や各種子育て支援を実施する施設として地域子育て支援拠点の設置など、保護者が安心して子育てできる環境の整備を図ります。

#### ② こども家庭センター事業（こども未来センター【母子保健】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。  
こども未来センターの母子保健担当では、妊娠・出産期から子育て期（主に乳幼児期まで）における、妊産婦健診、乳幼児健診等の母子健診事業を行うとともに、妊娠届出時の妊婦面談、あかちゃん訪問時の養育者面談等の機会を活用し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦・子育て世帯が安心して産み育てられるよう、伴走型相談支援を行います。

## （２）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



### 【基本事業】

#### ① 産前・産後のサポート／ケア事業

- 妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、施設に宿泊または日帰りで利用する助産師等が行う産後ケア（短期入所型・通所型）、助産師が自宅に訪問する産後ケア（訪問型）を行います。また、保健師等が家庭訪問による相談支援を行う養育支援訪問やボランティアによる妊産婦に寄り添った相談支援を行うホームスタート事業も行います。

#### ② 児童発達支援センターとの連携

- こども家庭センター事業（こども未来センター）や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

#### ③ こども家庭センター事業（こども未来センター【児童福祉】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。

こども未来センターの児童福祉担当では、妊娠・出産期から子育て期（18歳未満の児童まで）を対象とするこども家庭相談において、子育ての不



安、家庭の悩みから児童虐待、家庭環境に関することまで様々な相談に応じ必要なサービスにつなぐと共に、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

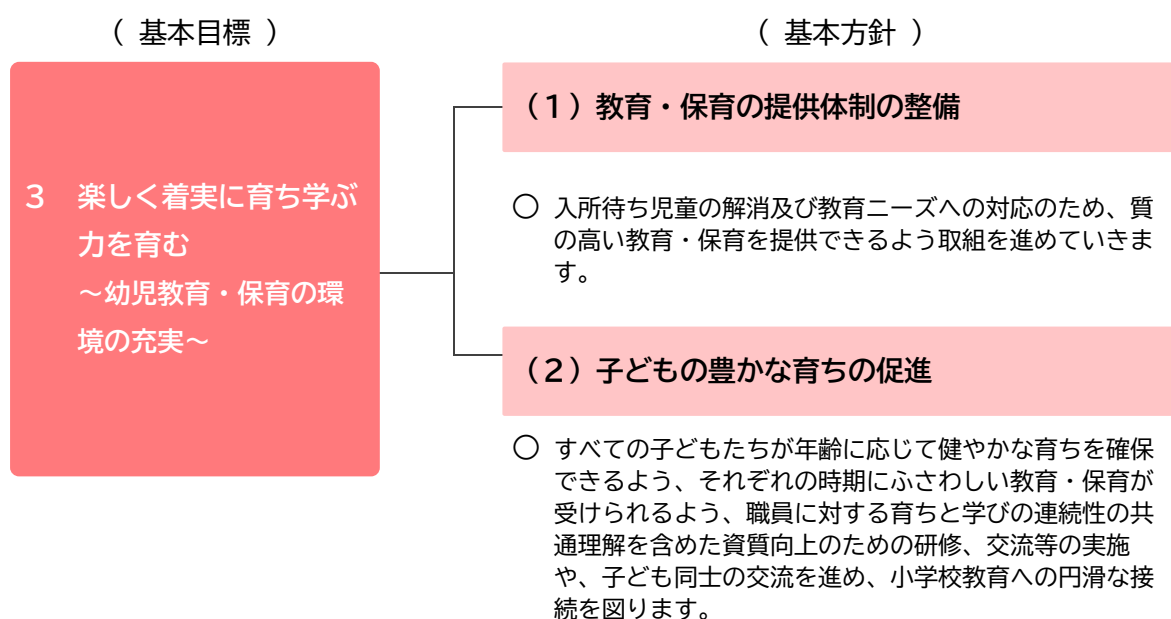
## 基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

### 【 目標値 】

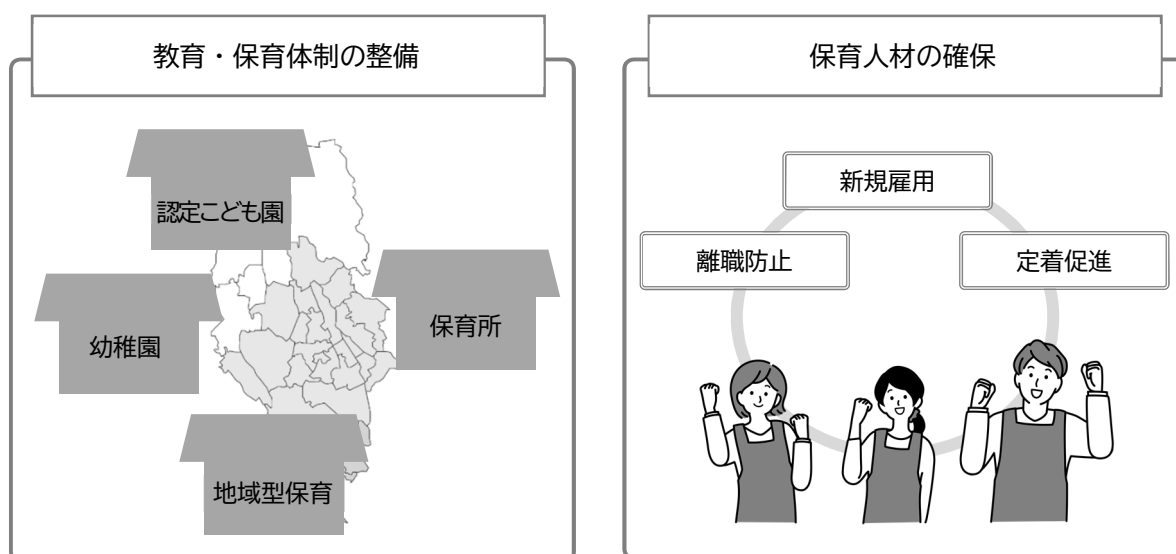
| 指標                      |            |
|-------------------------|------------|
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点) |            |
| 計画策定時                   | 目標(令和11年度) |
| 0人                      | 0人         |

| 指標                                |            |
|-----------------------------------|------------|
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービス<br>を良好と思う保護者の割合 |            |
| 計画策定時                             | 目標(令和11年度) |
| 73.8%                             | 85.0%      |

### 【 基本方針 】



## (1) 教育・保育の提供体制の整備



### 【基本事業】

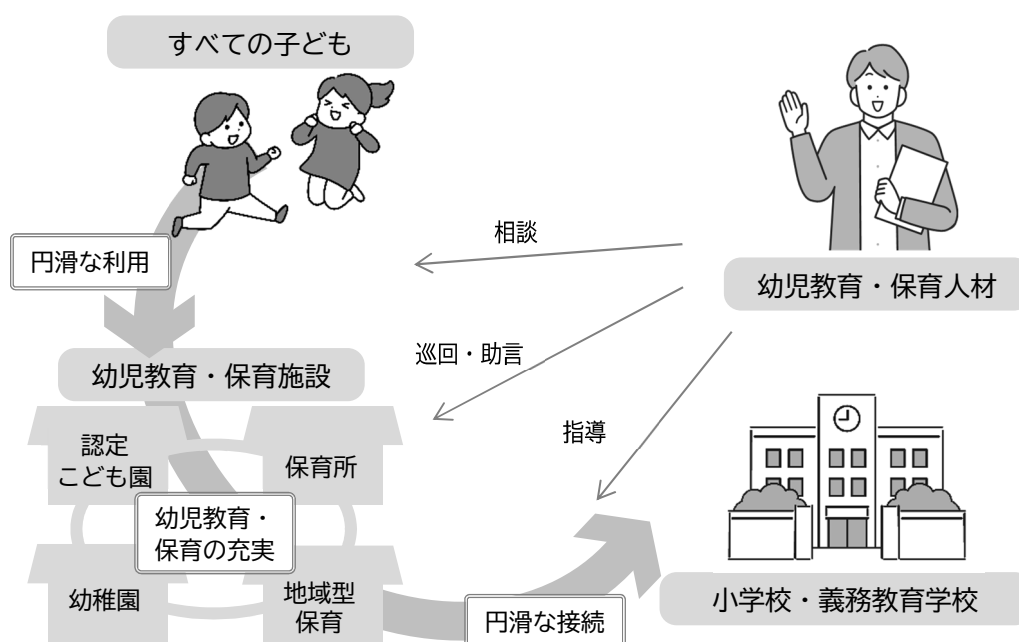
#### ① 教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

- 待機児童0人の維持を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。
- 利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

#### ② 保育人材の確保事業

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育士等によれば長く働くことができる保育所等となるように、保育士等の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

## (2) 子どもの豊かな育ちの促進



### 【基本事業】

#### ① 幼児教育及び保育の推進事業

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

#### ② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

- 当市は約 150 の国と地域から多数の外国籍の方が集まった都市であるため海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国にルーツをもつ幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。
- 発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

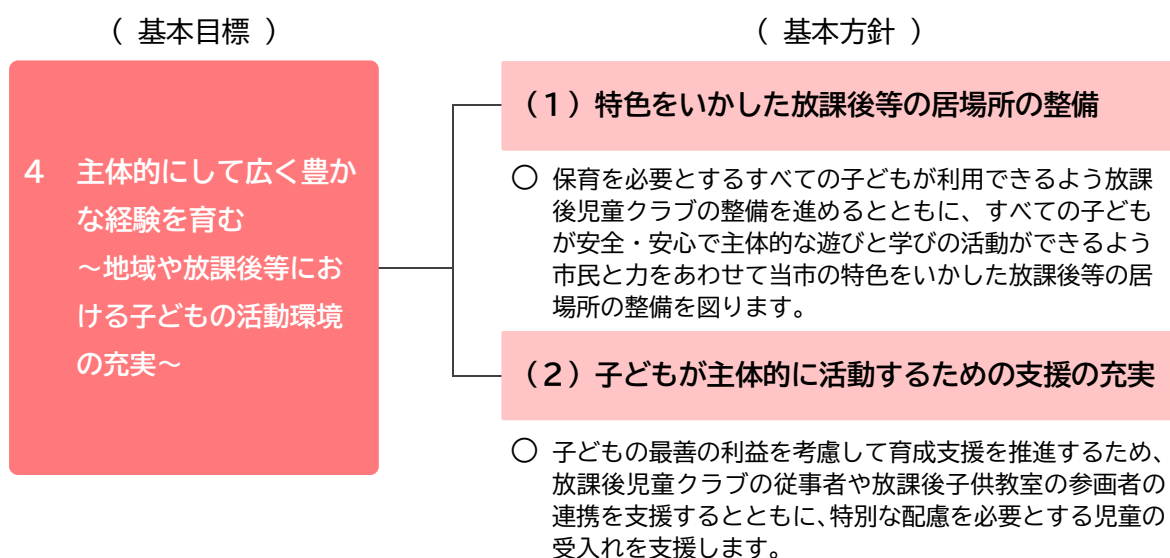
## 基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

### 【 目標値 】

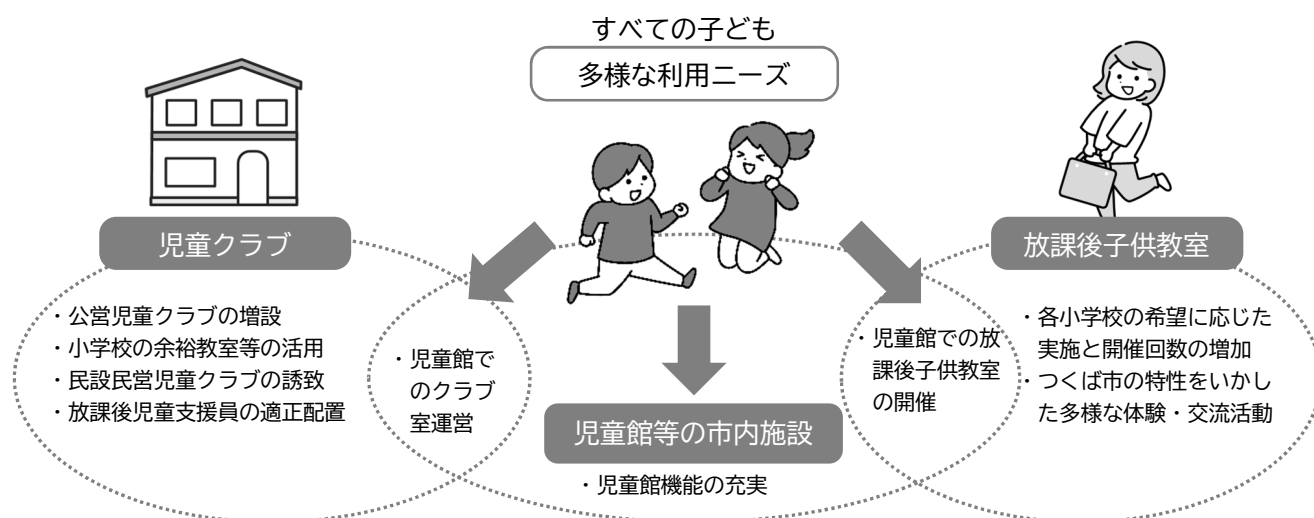
| 指標                         |            |
|----------------------------|------------|
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ<br>(5月1日時点) |            |
| 計画策定時                      | 目標(令和11年度) |
| 0人                         | 0人         |

| 指標                                  |            |
|-------------------------------------|------------|
| 放課後の子どもの生活を豊かにする<br>事業が良好だと思ふ保護者の割合 |            |
| 計画策定時                               | 目標(令和11年度) |
| 83.1%                               | 90.0%      |

### 【 基本方針 】



## (1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備



### 【基本事業】

#### ① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

- つくばエクスプレス沿線開発地域などによる人口の増加が続いており、当市の放課後児童クラブニーズは依然高まっています。その中で、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の基準に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなど、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。
- 子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、国の基準に従い、放課後児童支援員の適正配置を行い、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図っていきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、児童クラブに対する処遇改善の補助金の拡充をしていきます。

## ② 放課後子供教室推進事業

- 放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。
- 当市では放課後子供教室の専用スペース「交流ひろば」が4か所あり、児童のニーズに応えるべく様々な体験活動等の行事を実施しており、この事業の一役を担っています。専門的知識を有する講師による魅力的な行事を行い、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っています。
- 市内全小学校、義務教育学校を対象に、各学校のニーズに応じた放課後子供教室のプログラムを実施するとともに、児童の放課後の居場所の一つとして、開催回数を増やしていきます。

## ③ 子どもの居場所・学習支援事業

- 経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

## (2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実



### 【基本事業】

#### ① 新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージの継続的な運営事業

- 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを継続的に実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があります。放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進し、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。
- 放課後の学校施設を活用したアフタースクールでは、子どもたちが自ら「好き」や「得意」を見つけられるよう、様々な活動を体験できる居場所を提供していきます。



## ② 特別な配慮を必要とする児童の支援事業

- 障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

## ③ 遊びの機会と場の充実

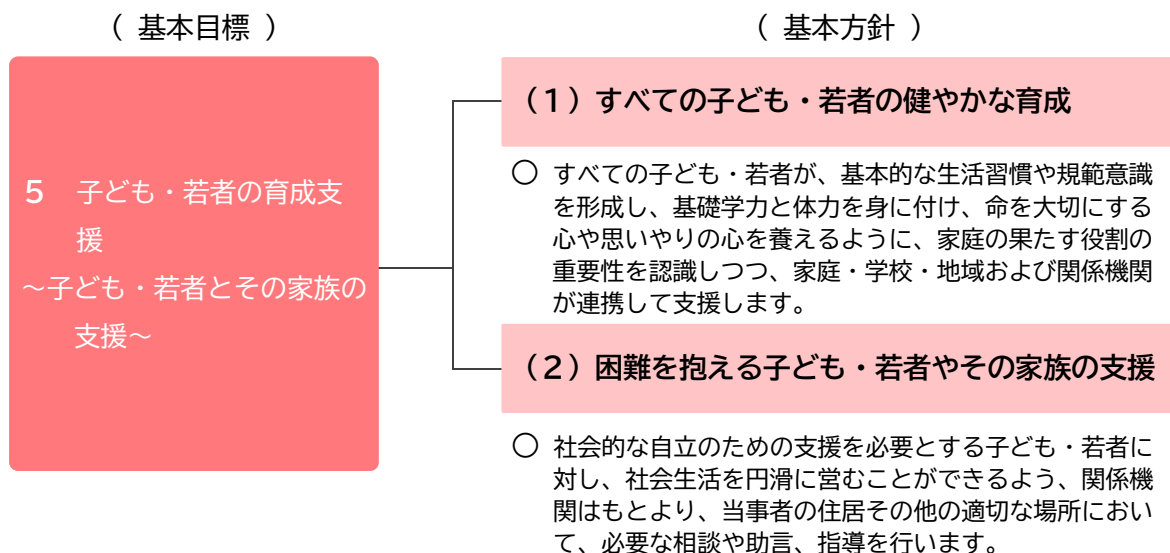
- 子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

## 基本目標 5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

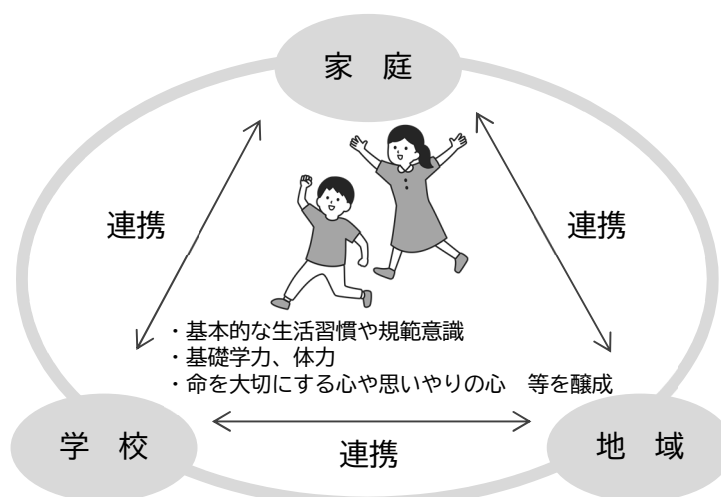
### 【 目標値 】

| 指標                        |            |
|---------------------------|------------|
| 自分にはよいところがあると思う<br>小学生の割合 |            |
| 計画策定時                     | 目標(令和11年度) |
| 74.9%                     | 85.0%      |

### 【 基本方針 】



## (1) すべての子ども・若者の健やかな育成



### 【基本事業】

#### ① 学びにつながる育成の推進

- すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、学びへの意欲を支援することで、命を大切にする心や思いやりの心、好奇心や探求心、協調性・忍耐力など、将来の社会を生きる力を育みます。

#### ② 健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成

- 子どもの個性や発達等の状況に合わせ、本人が心身ともに健やかに成長できるよう、栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、学校・家庭・地域が連携し、普及・啓発を図ります。
- 学校や家庭、地域などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を決定し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。
- 不登校児童生徒支援に関しては、不登校は問題行動ではないという認識の下、学校に登校することのみを目標にするのではなく、社会的自立に向けた力を育み、一人ひとりが幸せな人生を送ることができるように、児童生徒の視点に立って様々な支援をしていきます。

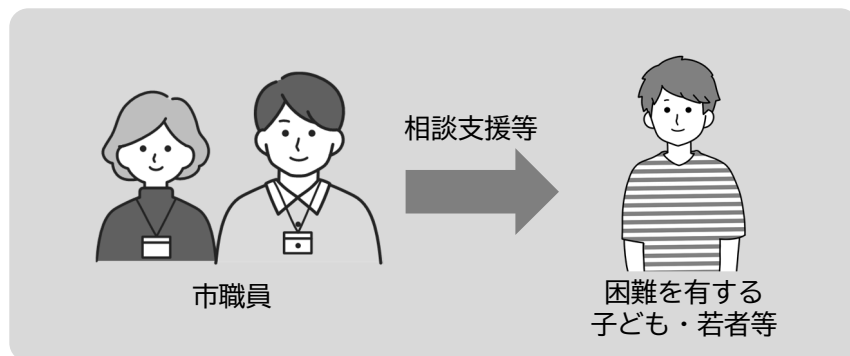
#### ③ つくばの多様な資源を活かした体験や自らの気づきを通じた学びの推進

- 豊かな創造力と想像力、思考力、コミュニケーション力などを養うため郷土・文化、科学技術、スポーツなど、子どもたちが様々な遊びや体験を通し、また

学校や地域等の資源をいかしたつながりにより、将来への気づきにつながるとともに、心身を育む機会を創出し、当市の次代の担い手につなげていきます。

- 科学技術を担う人材との交流を通じて、課題を発見する力、情報を整理・分析する力、課題を解決する力などを育む「体験型科学教育」を推進します。

## （２）困難を抱える子ども・若者やその家族の支援



### 【 基本事業 】

#### ① 社会的な自立に向けた取組及び自殺対策の推進

- ひきこもりの状態にある子どもや若者、その家族に対し、必要に応じた相談支援体制を実施します。
- 自らのこころの健康を保持し、周囲のこころの健康の変化に気づくことができる子どもの育成を図ります。
- 神経発達症（発達障害など）、性的少数者、外国にルーツをもつ子ども、いじめ等の様々な背景がある子どもに対して、その背景を理解し、適切な支援を行います。
- 中高生から 20 代までの若者の居場所や相談、活動の支援などをする場を設置して、行政の支援が入りにくい年代へのサポートを充実させます。

#### ② ヤングケアラー支援

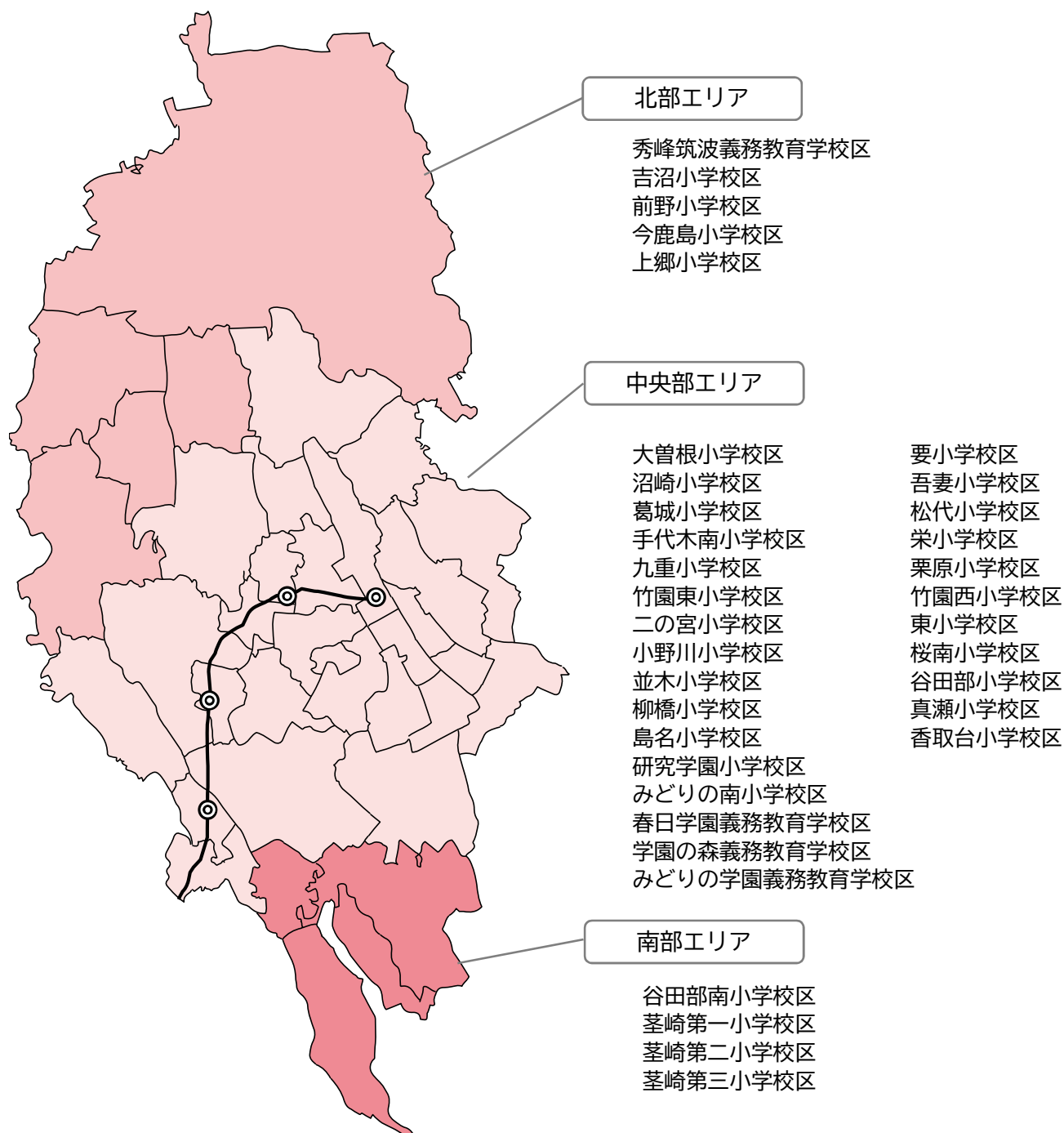
- ヤングケアラーを必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、学校、高齢者や障害者の相談支援事業所等の関係機関の連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

## 第5章 重点事業

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

事業ごとの提供区域

| 区分            | 事業                                 | 基本<br>目標 | 区域   | 備考              |
|---------------|------------------------------------|----------|------|-----------------|
| 教育・保育施設       | 保育所                                | Ⅲ        | 基本区域 |                 |
|               | 幼稚園                                | Ⅲ        |      |                 |
|               | 認定こども園                             | Ⅲ        |      |                 |
| 地域型保育事業       | 小規模保育事業                            | Ⅲ        | 基本区域 |                 |
|               | 家庭的保育事業                            | Ⅲ        |      |                 |
|               | 事業所内保育事業                           | Ⅲ        |      |                 |
|               | 居宅訪問型保育事業                          | Ⅲ        | 市全域  |                 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 利用者支援事業                            | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 地域子育て支援拠点事業                        | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 一時預かり事業                            | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 病児保育事業                             | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 子育て援助活動支援事業                        | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 子育て短期支援事業                          | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 乳児家庭全戸訪問事業                         | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 妊婦健診事業                             | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 養育支援訪問事業及び<br>要保護児童等支援事業           | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 時間外保育事業                            | Ⅲ        | 基本区域 | 教育・保育施設との<br>連携 |
|               | 実費徴収に係る補足給付<br>を行う事業               | Ⅲ        | 市全域  |                 |
|               | 多様な主体が本制度に<br>参入することを促進する<br>ための事業 | Ⅲ        | 市全域  |                 |
|               | 放課後児童健全育成事業                        | Ⅳ        | 市全域  |                 |
|               | 放課後子供教室                            | Ⅳ        | 市全域  |                 |
|               | 子育て世帯訪問支援事業                        | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 児童育成支援拠点事業                         | Ⅱ        | 市全域  |                 |
|               | 親子関係形成支援事業                         | Ⅱ        | 市全域  |                 |

## 2 人口の見込み

本計画における人口の見込みは、令和5年10月1日時点の住民基本台帳人口を基準として、一般的な推計手法であるコーホート要因法を用いて、小地域・1歳階級で推計しています。

【市全体】

(単位：人)

|     | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 2,277  | 2,273  | 2,240  | 2,190  | 2,117  |
| 1歳  | 2,361  | 2,353  | 2,325  | 2,286  | 2,236  |
| 2歳  | 2,518  | 2,445  | 2,411  | 2,374  | 2,334  |
| 3歳  | 2,611  | 2,593  | 2,488  | 2,448  | 2,409  |
| 4歳  | 2,710  | 2,716  | 2,669  | 2,555  | 2,510  |
| 5歳  | 2,838  | 2,825  | 2,796  | 2,736  | 2,619  |
| 小計  | 15,315 | 15,205 | 14,929 | 14,589 | 14,225 |
| 6歳  | 2,897  | 2,935  | 2,894  | 2,853  | 2,787  |
| 7歳  | 2,858  | 2,958  | 2,978  | 2,927  | 2,881  |
| 8歳  | 2,908  | 2,920  | 2,998  | 3,010  | 2,956  |
| 9歳  | 2,892  | 2,962  | 2,960  | 3,030  | 3,038  |
| 10歳 | 2,827  | 2,937  | 2,994  | 2,986  | 3,050  |
| 11歳 | 2,794  | 2,854  | 2,952  | 3,002  | 2,990  |
| 小計  | 17,176 | 17,566 | 17,776 | 17,808 | 17,702 |
| 合計  | 32,491 | 32,771 | 32,705 | 32,397 | 31,927 |

## 【北部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳  | 134   | 141   | 145   | 147    | 145    |
| 1歳  | 140   | 139   | 146   | 149    | 151    |
| 2歳  | 161   | 146   | 145   | 151    | 154    |
| 3歳  | 161   | 166   | 151   | 151    | 156    |
| 4歳  | 178   | 165   | 169   | 156    | 155    |
| 5歳  | 176   | 181   | 170   | 173    | 161    |
| 6歳  | 197   | 180   | 185   | 174    | 177    |
| 7歳  | 203   | 199   | 184   | 188    | 177    |
| 8歳  | 218   | 205   | 201   | 187    | 191    |
| 9歳  | 223   | 220   | 208   | 204    | 190    |
| 10歳 | 231   | 225   | 222   | 210    | 206    |
| 11歳 | 261   | 233   | 228   | 224    | 212    |
| 合計  | 2,283 | 2,201 | 2,153 | 2,114  | 2,076  |

## 【中央部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 2,046  | 2,037  | 1,993  | 1,938  | 1,872  |
| 1歳  | 2,118  | 2,110  | 2,076  | 2,028  | 1,974  |
| 2歳  | 2,244  | 2,190  | 2,158  | 2,114  | 2,066  |
| 3歳  | 2,338  | 2,312  | 2,223  | 2,184  | 2,139  |
| 4歳  | 2,420  | 2,435  | 2,381  | 2,280  | 2,238  |
| 5歳  | 2,528  | 2,527  | 2,507  | 2,441  | 2,336  |
| 6歳  | 2,568  | 2,619  | 2,588  | 2,556  | 2,486  |
| 7歳  | 2,518  | 2,624  | 2,656  | 2,614  | 2,577  |
| 8歳  | 2,555  | 2,576  | 2,659  | 2,683  | 2,637  |
| 9歳  | 2,520  | 2,605  | 2,611  | 2,686  | 2,706  |
| 10歳 | 2,440  | 2,562  | 2,633  | 2,632  | 2,702  |
| 11歳 | 2,373  | 2,463  | 2,571  | 2,635  | 2,631  |
| 合計  | 28,669 | 29,060 | 29,056 | 28,793 | 28,365 |

## 【南部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳  | 97    | 96    | 103   | 105    | 101    |
| 1歳  | 103   | 103   | 103   | 109    | 110    |
| 2歳  | 113   | 109   | 109   | 109    | 114    |
| 3歳  | 112   | 116   | 114   | 113    | 113    |
| 4歳  | 113   | 115   | 119   | 118    | 117    |
| 5歳  | 133   | 117   | 119   | 122    | 122    |
| 6歳  | 133   | 136   | 121   | 123    | 125    |
| 7歳  | 137   | 135   | 138   | 124    | 126    |
| 8歳  | 135   | 140   | 137   | 140    | 127    |
| 9歳  | 149   | 137   | 142   | 140    | 142    |
| 10歳 | 156   | 150   | 139   | 144    | 142    |
| 11歳 | 160   | 157   | 152   | 142    | 146    |
| 合計  | 1,539 | 1,510 | 1,496 | 1,489  | 1,486  |



### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査等から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の充実に図ります。

また満3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

計画期間である令和7年度から令和11年度における、市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策は次頁に示す通りです。

【令和7年度～令和11年度】

(単位：人)

| 年<br>度                 | 区 分                   |               | 1 号<br>認 定 | 2 号認定                    |       | 3 号認定 |          |
|------------------------|-----------------------|---------------|------------|--------------------------|-------|-------|----------|
|                        |                       |               |            | 幼児期の学校<br>教育の利用<br>希望が強い | 左記以外  | 0 歳児  | 1 ・ 2 歳児 |
| 令<br>和<br>7<br>年<br>度  | ①量の見込み                |               | 2,202      | 390                      | 4,894 | 893   | 3,285    |
|                        | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 2,673      | 480                      | 4,910 | 905   | 2,835    |
|                        |                       | 確認を受けない幼稚園    | 420        |                          |       |       |          |
|                        |                       | 特定地域型保育事業     |            |                          |       | 94    | 382      |
|                        |                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |                          | 84    | 31    | 90       |
|                        | ③確保見込量（②の合計）          |               | 3,093      | 480                      | 4,994 | 1,030 | 3,307    |
|                        | 過不足（③－①）              |               | 891        | 90                       | 100   | 137   | 22       |
| 令<br>和<br>8<br>年<br>度  | ① 量の見込み               |               | 2,196      | 396                      | 5,016 | 891   | 3,308    |
|                        | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 2,673      | 480                      | 4,968 | 923   | 2,934    |
|                        |                       | 確認を受けない幼稚園    | 420        |                          |       |       |          |
|                        |                       | 特定地域型保育事業     |            |                          |       | 100   | 414      |
|                        |                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |                          | 84    | 31    | 90       |
|                        | ③確保見込量（②の合計）          |               | 3,093      | 480                      | 5,052 | 1,054 | 3,438    |
|                        | 過不足（③－①）              |               | 897        | 84                       | 36    | 163   | 130      |
| 令<br>和<br>9<br>年<br>度  | ① 量の見込み               |               | 2,148      | 396                      | 5,036 | 879   | 3,327    |
|                        | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 2,673      | 480                      | 5,076 | 935   | 2,994    |
|                        |                       | 確認を受けない幼稚園    | 420        |                          |       |       |          |
|                        |                       | 特定地域型保育事業     |            |                          |       | 103   | 430      |
|                        |                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |                          | 84    | 31    | 90       |
|                        | ③確保見込量（②の合計）          |               | 3,093      | 480                      | 5,160 | 1,069 | 3,514    |
|                        | 過不足（③－①）              |               | 945        | 84                       | 124   | 190   | 187      |
| 令<br>和<br>10<br>年<br>度 | ① 量の見込み               |               | 2,089      | 394                      | 5,036 | 860   | 3,332    |
|                        | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 2,673      | 480                      | 5,076 | 935   | 2,994    |
|                        |                       | 確認を受けない幼稚園    | 420        |                          |       |       |          |
|                        |                       | 特定地域型保育事業     |            |                          |       | 103   | 430      |
|                        |                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |                          | 84    | 31    | 90       |
|                        | ③確保見込量（②の合計）          |               | 3,093      | 480                      | 5,160 | 1,069 | 3,514    |
|                        | 過不足（③－①）              |               | 1,004      | 86                       | 124   | 209   | 182      |
| 令<br>和<br>11<br>年<br>度 | ① 量の見込み               |               | 2,036      | 392                      | 5,021 | 831   | 3,307    |
|                        | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 2,673      | 480                      | 5,076 | 935   | 2,994    |
|                        |                       | 確認を受けない幼稚園    | 420        |                          |       |       |          |
|                        |                       | 特定地域型保育事業     |            |                          |       | 103   | 430      |
|                        |                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |                          | 84    | 31    | 90       |
|                        | ③確保見込量（②の合計）          |               | 3,093      | 480                      | 5,160 | 1,069 | 3,514    |
|                        | 過不足（③－①）              |               | 1,057      | 88                       | 139   | 238   | 207      |

注：4月1日時点

## (2) エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策

### ① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

| 年度     | 区分            | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |
|--------|---------------|---------------|------------------|------|------|-------|
|        |               |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度  | ① 量の見込み       | 95            | 32               | 323  | 25   | 208   |
|        | ② 確保方策        | 特定教育・保育施設     | 540              | 530  | 42   | 188   |
|        |               | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |
|        |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|        |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|        | ③ 確保見込量(②の合計) | 960           | 0                | 530  | 42   | 188   |
|        | 過不足(③-①)      | 865           | △32              | 207  | 17   | △20   |
| 令和8年度  | ① 量の見込み       | 94            | 32               | 323  | 25   | 208   |
|        | ② 確保方策        | 特定教育・保育施設     | 540              | 480  | 42   | 178   |
|        |               | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |
|        |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|        |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|        | ③ 確保見込量(②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |
|        | 過不足(③-①)      | 866           | △32              | 157  | 17   | △30   |
| 令和9年度  | ① 量の見込み       | 90            | 32               | 323  | 25   | 208   |
|        | ② 確保方策        | 特定教育・保育施設     | 540              | 480  | 42   | 178   |
|        |               | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |
|        |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|        |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|        | ③ 確保見込量(②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |
|        | 過不足(③-①)      | 870           | △32              | 157  | 17   | △30   |
| 令和10年度 | ① 量の見込み       | 88            | 32               | 323  | 25   | 208   |
|        | ② 確保方策        | 特定教育・保育施設     | 540              | 480  | 42   | 178   |
|        |               | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |
|        |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|        |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|        | ③ 確保見込量(②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |
|        | 過不足(③-①)      | 872           | △32              | 157  | 17   | △30   |
| 令和11年度 | ① 量の見込み       | 87            | 32               | 323  | 25   | 208   |
|        | ② 確保方策        | 特定教育・保育施設     | 540              | 480  | 42   | 178   |
|        |               | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |
|        |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|        |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|        | ③ 確保見込量(②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |
|        | 過不足(③-①)      | 873           | △32              | 157  | 17   | △30   |

注：4月1日時点      △：過不足(③-①)の不足

## ② 中央部エリア

教育の提供量については、私立幼稚園・認定こども園において専用バスによる送迎があることから、北部エリア・南部エリアの施設により対応を図ります。

保育の提供量については、令和9年度までは、定員90人規模の保育所整備を基本として、年度末にかけての待機児童の発生状況に留意しながら事業者からの提案状況を勘案し、地域型保育事業の整備も含め柔軟に対応することで確保していきます。

また、つくば市全体でつくば保育の質ガイドラインの活用を含め、施設運営事業者と連携しながら教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

(単位：人)

| 年度     | 区分           |               | 1号認定  | 2号認定             |       | 3号認定 |       |
|--------|--------------|---------------|-------|------------------|-------|------|-------|
|        |              |               |       | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度  | ①量の見込み       |               | 2,002 | 338              | 4,366 | 849  | 2,947 |
|        | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 1,695 | 350              | 4,204 | 816  | 2,500 |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |       |                  |       |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |       |                  |       | 94   | 382   |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |                  | 84    | 31   | 90    |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 1,695 | 350              | 4,288 | 941  | 2,972 |
|        | 過不足（③－①）     |               | △307  | 12               | △78   | 92   | 25    |
| 令和8年度  | ①量の見込み       |               | 1,999 | 344              | 4,488 | 847  | 2,970 |
|        | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 1,695 | 350              | 4,314 | 835  | 2,606 |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |       |                  |       |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |       |                  |       | 100  | 414   |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |                  | 84    | 31   | 90    |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 1,695 | 350              | 4,398 | 966  | 3,110 |
|        | 過不足（③－①）     |               | △304  | 6                | △90   | 119  | 140   |
| 令和9年度  | ①量の見込み       |               | 1,954 | 344              | 4,508 | 835  | 2,989 |
|        | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 1,695 | 350              | 4,422 | 847  | 2,666 |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |       |                  |       |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |       |                  |       | 103  | 430   |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |                  | 84    | 31   | 90    |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 1,695 | 350              | 4,506 | 981  | 3,186 |
|        | 過不足（③－①）     |               | △259  | 6                | △2    | 146  | 197   |
| 令和10年度 | ①量の見込み       |               | 1,897 | 342              | 4,508 | 816  | 2,994 |
|        | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 1,695 | 350              | 4,422 | 847  | 2,666 |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |       |                  |       |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |       |                  |       | 103  | 430   |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |                  | 84    | 31   | 90    |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 1,695 | 350              | 4,506 | 981  | 3,186 |
|        | 過不足（③－①）     |               | △202  | 8                | △2    | 165  | 192   |
| 令和11年度 | ①量の見込み       |               | 1,845 | 340              | 4,493 | 787  | 2,969 |
|        | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 1,695 | 350              | 4,422 | 847  | 2,666 |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |       |                  |       |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |       |                  |       | 103  | 430   |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |                  | 84    | 31   | 90    |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 1,695 | 350              | 4,506 | 981  | 3,186 |
|        | 過不足（③－①）     |               | △150  | 10               | 13    | 194  | 217   |

注：4月1日時点      △：過不足（③－①）の不足

### ③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

| 年度     | 区分           |               | 1号<br>認定 | 2号認定                     |      | 3号認定 |       |
|--------|--------------|---------------|----------|--------------------------|------|------|-------|
|        |              |               |          | 幼児期の学校教育<br>の利用希望が<br>強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度  | ①量の見込み       |               | 105      | 20                       | 205  | 19   | 130   |
|        | ②確保<br>方策    | 特定教育・保育施設     | 438      | 130                      | 176  | 47   | 147   |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |          |                          |      |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |          |                          |      |      |       |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |                          |      |      |       |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 438      | 130                      | 176  | 47   | 147   |
|        | 過不足（③－①）     |               | 333      | 110                      | △29  | 28   | 17    |
| 令和8年度  | ①量の見込み       |               | 103      | 20                       | 205  | 19   | 130   |
|        | ②確保<br>方策    | 特定教育・保育施設     | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |          |                          |      |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |          |                          |      |      |       |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |                          |      |      |       |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        | 過不足（③－①）     |               | 335      | 110                      | △31  | 27   | 20    |
| 令和9年度  | ①量の見込み       |               | 104      | 20                       | 205  | 19   | 130   |
|        | ②確保<br>方策    | 特定教育・保育施設     | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |          |                          |      |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |          |                          |      |      |       |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |                          |      |      |       |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        | 過不足（③－①）     |               | 334      | 110                      | △31  | 27   | 20    |
| 令和10年度 | ①量の見込み       |               | 104      | 20                       | 205  | 19   | 130   |
|        | ②確保<br>方策    | 特定教育・保育施設     | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |          |                          |      |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |          |                          |      |      |       |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |                          |      |      |       |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        | 過不足（③－①）     |               | 334      | 110                      | △31  | 27   | 20    |
| 令和11年度 | ①量の見込み       |               | 104      | 20                       | 205  | 19   | 130   |
|        | ②確保<br>方策    | 特定教育・保育施設     | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        |              | 確認を受けない幼稚園    |          |                          |      |      |       |
|        |              | 特定地域型保育事業     |          |                          |      |      |       |
|        |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |                          |      |      |       |
|        | ③確保見込量（②の合計） |               | 438      | 130                      | 174  | 46   | 150   |
|        | 過不足（③－①）     |               | 334      | 110                      | △31  | 27   | 20    |

注：4月1日時点      △：過不足（③－①）の不足

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てに関わるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

### ① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

児童福祉と母子保健の相談機能を一体的に運営する、こども家庭センターとして市役所に「こども未来センター」を設置し、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施します。また、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、子育て総合支援センターで実施する基本型（子育てコーディネーター）の実施により利用者支援の充実を図ります。

（単位：か所）

| 区分    |            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 基本型・特定型    | 2              | 2              | 2              | 2               | 2               |
|       | こども家庭センター型 | 1              | 1              | 1              | 1               | 1               |
| 確保方策  | 基本型・特定型    | 2              | 2              | 2              | 2               | 2               |
|       | こども家庭センター型 | 1              | 1              | 1              | 1               | 1               |

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう、施設の適正な配置及び出張子育て広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

（単位：人、か所）

| 区分                |       | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |       | 143,313        | 141,612        | 139,724        | 137,194         | 133,923         |
| 確保方策              | 施設数   | 11             | 12             | 12             | 12              | 12              |
|                   | 出張広場数 | 7              | 7              | 7              | 7               | 7               |

### ③ 一時預かり事業

#### ■ 幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

認定こども園や私立幼稚園における預かり保育への支援を継続します。

(単位:人、か所)

| 区分                   |        | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|----------------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(1号認定の利用人数) |        | 26,339         | 26,258         | 25,676         | 24,982          | 24,336          |
| 確保<br>方策             | 在園児対象型 | 31,415         | 31,415         | 31,415         | 31,415          | 31,415          |
|                      | 施設数    | 7              | 7              | 7              | 7               | 7               |

#### ■ 幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

(単位:人、か所)

| 区分                |         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|---------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |         | 55,517         | 55,008         | 54,119         | 52,984          | 51,682          |
| 確保<br>方策          | 全体      | 91,349         | 97,093         | 99,933         | 99,883          | 99,830          |
|                   | うち一時預かり | 89,118         | 94,878         | 97,758         | 97,758          | 97,758          |
|                   | 施設数     | 63             | 67             | 69             | 69              | 69              |

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む。

#### ④ 病児・病後児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

過去の利用実績を勘案した量を見込み、利用量の増加に対して、利用者のニーズを考慮した適正な配置に努めます。

(単位:人、か所)

| 区分                |              | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |              | 1,162          | 1,172          | 1,170          | 1,159           | 1,142           |
| 確保<br>方策          | 病児対応型        | 5,760          | 5,760          | 5,760          | 5,760           | 5,760           |
|                   | 病後児対応型       | 1,920          | 1,920          | 1,920          | 1,920           | 1,920           |
|                   | 体調不良児<br>対応型 | 11,760         | 13,200         | 13,680         | 13,680          | 13,680          |
|                   | 施設数          | 30             | 33             | 34             | 34              | 34              |

#### ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の確保によって、見込み量に対応できるよう努めます。

(単位:人)

| 区分         |       | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(就学後) |       | 795            | 813            | 823            | 824             | 819             |
| 確保<br>方策   | 全体    | 3,026          | 3,028          | 2,998          | 2,949           | 2,891           |
|            | うち就学後 | 795            | 813            | 823            | 824             | 819             |
|            | 提供会員数 | 217            | 220            | 222            | 225             | 228             |

注:「量の見込み(就学前)」及び「確保方策(就学前)」は、一時預かり事業(幼稚園型以外)に計上。



## ⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込みます。

児童養護施設数には限りがあるため、当事業を委託できる里親を増やすことで利用日数を確保します。

(単位：日、か所)

| 区分                  |        | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|---------------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間延べ利用日数) |        | 426            | 468            | 510            | 552             | 594             |
| 確保<br>方策            | 確保延べ日数 | 426            | 468            | 510            | 552             | 594             |
|                     | 施設数    | 11             | 12             | 13             | 14              | 15              |

※「確保方策（施設数）」は、里親を含んでいます。

## ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携して状況把握に努めます。

(単位：人)

| 区分           | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|--------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（出生見込数） | 2,277          | 2,273          | 2,240          | 2,190           | 2,117           |
| 確保方策（訪問人数）   | 2,277          | 2,273          | 2,240          | 2,190           | 2,117           |

## ⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれがないように業務を推進します。

(単位:人、回)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数)  | 2,273          | 2,240          | 2,190          | 2,117           | 2,062           |
| 量の見込み(延べ回数) | 31,822         | 31,360         | 30,660         | 29,638          | 28,868          |
| 確保方策(延べ回数)  | 31,822         | 31,360         | 30,660         | 29,638          | 28,868          |

## ⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会を運営します。

### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の訪問実績を勘案し、量を見込みます。

養育支援が必要な家庭に対して、家庭訪問や保健センター等での面談、電話での相談を通して、適切な指導・助言・相談に対応できるように、必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会については、対象事案・ケースの相談支援を適切に実施できるよう開催します。

(単位:人)

| 区分                | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(延べ訪問人数) | 158            | 156            | 154            | 150             | 146             |
| 確保方策<br>(延べ訪問人数)  | 158            | 156            | 154            | 150             | 146             |

## ⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

（単位：人、か所）

| 区分                    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(1日当たりの利用人数) | 1,964          | 1,950          | 1,914          | 1,871           | 1,824           |
| 確保方策（施設数）             | 116            | 119            | 122            | 122             | 122             |

## ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

（単位：人）

| 区分            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（物品購入費等） | 15             | 15             | 15             | 15              | 15              |
| 量の見込み（副食費）    | 145            | 145            | 145            | 145             | 145             |

## ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の窓口での業務の実施により、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入を図ります。また、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行います。

### ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館に併設した施設、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館に併設した施設や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できていない状況です。

この課題を解決するために、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民設民営児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

#### 【 量の見込み 】

##### ■ 児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度4月1日現在）

| 区分                      |     | 実績    | 計画期間の見込        |                |                |                 |                 |
|-------------------------|-----|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                         |     | 令和6年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
| 児童クラブ員数                 | 1年生 | 1,457 | 1,493          | 1,512          | 1,491          | 1,470           | 1,436           |
|                         | 2年生 | 1,345 | 1,396          | 1,445          | 1,455          | 1,430           | 1,407           |
|                         | 3年生 | 1,237 | 1,241          | 1,246          | 1,279          | 1,284           | 1,261           |
|                         | 4年生 | 953   | 932            | 955            | 954            | 977             | 980             |
|                         | 5年生 | 596   | 583            | 606            | 618            | 616             | 630             |
|                         | 6年生 | 351   | 358            | 366            | 378            | 385             | 383             |
|                         | 合計  | 5,939 | 6,003          | 6,130          | 6,175          | 6,162           | 6,097           |
| 児童クラブ数<br>(1クラブおおむね40人) |     | 168   | 170            | 174            | 176            | 177             | 178             |

#### 【 目標整備量 】

##### ■ 新たに設置する放課後児童クラブ

| 区分                    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) | 5か年度の<br>増加数 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 新たに開設する公営児童クラブの支援の単位数 | 1              | 2              | 1              | 0               | 0               | 4            |
| 新たに開設する民営児童クラブの支援の単位数 | 1              | 2              | 1              | 1               | 1               | 6            |

注：支援の単位とは、同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一支援の単位の児童はおおむね40人。いわゆる「クラス」のこと。

#### ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

##### 【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

当市では、全市立小学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき実施している学校開催に加え、放課後児童クラブ内の放課後子供教室専用スペース「交流ひろば」での実施を基調としています。近年、保護者や学校のニーズが増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、当市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に学校開催の充実を図っていきます。

国の「放課後児童対策パッケージ」の中で示されている放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した実施については、平成30年度から当市独自で放課後児童クラブ施設内において放課後子供教室専用スペースとして開設し、令和6年度現在4か所ある交流ひろばで定期開催を実施しています。交流ひろばを両事業一体的に実践できる場であるにとらえ、放課後児童クラブ員を含め、保護者の就労等に関わらず、児童へプログラムを提供し、プランの実施を進めていきます。また、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

##### 【量の見込み】

##### ■ 放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

| 区分       | 実績    | 見込    | 計画期間の見込        |                |                |                 |                 |
|----------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
| イベント実施回数 | 557   | 618   | 646            | 665            | 680            | 695             | 710             |

注：「放課後子供教室推進事業補助金」を充てない放課後子供教室イベント開催分も含む。

### ⑮ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、様々な不和を未然に防ぐことにつなげていく事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、必要量の確保に努めます。

(単位：人日)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(延べ人数) | 322            | 320            | 314            | 307             | 299             |
| 確保方策(延べ人数)  | 322            | 320            | 314            | 307             | 299             |

### ⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に複合的な課題を抱える児童に家庭や学校以外の安心できる居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込み、子育て支援に十分な実績があるNP0等の実施団体と連携をとり事業を実施します。

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | 35             | 35             | 35             | 35              | 34              |
| 確保方策(実人数)  | 35             | 35             | 35             | 35              | 34              |

### ⑰ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象にペアレント・トレーニング講座を開催します。

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | 10             | 10             | 10             | 10              | 10              |
| 確保方策(実人数)  | 10             | 10             | 10             | 10              | 10              |

## ⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対しての面談等を通して、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

| 区分    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 6,335          | 6,326          | 6,233          | 6,095           | 5,892           |
| 確保方策  | 6,335          | 6,326          | 6,233          | 6,095           | 5,892           |

## ⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう確保を図ります。

(単位：人)

| 区分    |    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|----|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 0歳 | —              | 12             | 12             | 38              | 37              |
|       | 1歳 | —              | 14             | 13             | 39              | 37              |
|       | 2歳 | —              | 13             | 12             | 37              | 35              |
| 確保方策  | 0歳 | —              | 21             | 30             | 39              | 39              |
|       | 1歳 | —              | 23             | 33             | 39              | 39              |
|       | 2歳 | —              | 28             | 38             | 43              | 43              |

## ⑳ 産後ケア事業

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（延べ人数） | 499            | 546            | 585            | 615             | 640             |
| 確保方策（延べ人数）  | 499            | 546            | 585            | 615             | 640             |



## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

### ① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用日については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

### ② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。



## 第6章 計画の推進体制

### 1 庁内の連携協力の推進

本計画の実現に向けては、子育て、福祉、健康、教育などの各分野と連携を図りつつ、子どもを中心として市役所の各所管が一体となって取り組みを進めていきます。

また、園、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

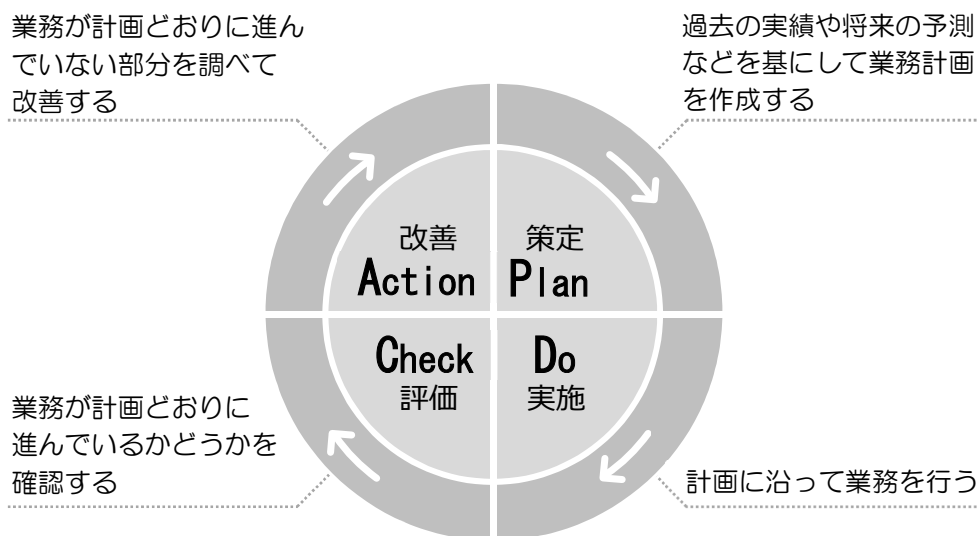
### 2 子どもの意見を尊重した施策の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、子どもの意見やニーズを把握するように努め、子どもの意見を尊重しながら取り組みを進めていきます。

### 3 計画の進捗管理

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



# 参考資料

## 1 計画策定体制・策定の経緯

第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関する市民代表、事業者、団体・機関及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

| 年度                | 月日                     | 内容                                                               |
|-------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度<br>(2023年度) | 11月17日(金)              | 第3回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査について」    |
|                   | 12月14日(木)～令和6年1月19日(金) | つくば市子育てアンケート(ニーズ調査)                                              |
|                   | 3月12日(火)               | 第4回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について」 |
| 令和6年度<br>(2024年度) | 8月9日(金)                | 第2回つくば市子ども・子育て会議<br>「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」           |
|                   | 10月4日(金)               | 第3回つくば市子ども・子育て会議<br>「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」           |
|                   | 11月25日(月)              | 第4回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案) について」           |
|                   | 令和7年1月7日(火)～2月6日(木)    | パブリックコメント                                                        |
|                   | 令和7年2月20日(木)           | 第5回つくば市子ども・子育て会議<br>「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案) のパブリックコメント実施結果について」  |

## 2 つくば市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（関係者の意見の聴取）**

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

**（庶務）**

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

### 3 令和5年度・6年度つくば市子ども・子育て会議委員

| 区分       | 氏名                                                                                 | 所属                     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 議会       | 長塚 俊宏<br>小村 政文                                                                     | つくば市議会議員               |
| 幼稚園PTA   | 樽味 幸恵<br>阿部 未保子                                                                    | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会       |
| 児童クラブ    | 千代原 義文                                                                             | つくば市学童保育連絡協議会<br>会長    |
| 学識経験者    | 土井 隆義<br>堀内 明由美<br>深井 太洋                                                           | 大学教授等                  |
| 民間保育園    | 古谷野 好栄                                                                             | つくば市民間保育協議会            |
| 民間幼稚園    | 橋本 幸雄                                                                              | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会    |
| 子育て支援団体  | 浦里 晴美                                                                              | つくば市地域活動連絡協議会          |
|          | 鈴木 朱里                                                                              | 特定非営利活動法人ままとーん         |
| 主任児童委員   | 大久保 良文                                                                             | つくば市主任児童委員連絡会          |
| 公立小中学校長  | 柳下 英子<br>藤岡 賢治<br>園田 浩美                                                            | つくば市立小中学校長会            |
| 公募       | 落合 美智子<br>宮下 信一<br>トモル ソロンゴ<br>根津 陽子<br>村上 義孝<br>青山 夏樹<br>岡山 拓史<br>間野 聡子<br>柳下 浩一郎 | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等 |
| 小・中学校PTA | 内野 隆之<br>森田 修司                                                                     | つくば市PTA連絡協議会           |
| 小児医療     | 江原 孝郎<br>大戸 達之                                                                     | つくば市医師会                |
| 保育園保護者会  | 宮本 美穂                                                                              | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会     |